

追 録

現行 海事法令集 2024年版
海事六法 2024年版

2024年1月4日から2024年6月30日
までに公布された、主な法令の一部改
正を収録しています。

海文堂出版株式会社

〒112-0005 東京都文京区水道2-5-4

電話 03(3815)3291(代)

URL : <https://www.kaibundo.jp/>

目次

●	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令の一部を改正する省令（環境省令第一号）	1
●	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働省令第五号）	2
●	〔検疫法施行規則〕	
●	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通省令第二号）	4
	〔水先法施行規則／海事代理士法施行規則／内航海運業法施行規則／倉庫業法施行規則／港湾運送事業法施行規則／貨物利用運送事業法施行規則〕	
●	海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通省令第三号）	6
	〔海上運送法施行規則／船員法施行規則／船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則〕	
●	標準運送約款の一部を改正する告示（国土交通省告示第三十号）	61
●	海上運送法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第六号）	62
	〔海上運送法施行規則〕	
●	港湾法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第八号）	64
●	港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第十号）	66
●	OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示（国土交通省告示第百十二号）	68
●	不動産登記規則等の一部を改正する省令（法務省令第七号）	71
	〔船舶登記規則〕	
●	海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う船舶職員及び小型船舶操縦者法関係告示の整備に関する告示（国土交通省告示第百二十六号）	76
	〔船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二第二項の国土交通大臣が定める講習の課程を定める告示／船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第百四十条の国土交通大臣が告示で定める基準を定める告示／登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示〕	
●	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第十六号）	77
●	OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示（国土交通省告示第百三十七号）	94
●	船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令（国土交通省令第二十四号）	96
	〔船舶設備規程／小型船舶安全規則〕	
●	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七十号）	100

- 海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示及び海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁告示第十八号）
 ……
 101

- 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府第二十九号）
 （船舶相互保険組合法施行規則）
 ……
 102

- 国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帶する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（国土交通省令第二十六号）
 （船舶法施行細則／船員法施行規則／水先法施行規則／海上運送法施行規則／船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則／港湾法施行規則／内航海運業法施行規則／離島航路整備法施行規則／倉庫業法施行規則／内航海運組合法施行規則／港湾運送事業法施行規則／小型船造船業法施行規則／海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則／船舶油濁等損害賠償保障法施行規則／船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則／外国等による本邦外船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則／船舶のトン数の測定に関する法律施行規則／貨物利用運送事業法施行規則／小型船舶登録規則／独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令／船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令／国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則／特定外資埠頭の管理運営に関する法律施行規則／登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令／指定海上防災機関に関する省令／国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則）
 ……
 104

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（国土交通省令第二十七号）
 ……
 108

- 国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第三十号）
 ……
 110

- 地方運輸局組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第三十五号）
 ……
 113

- 運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第二十八号）
 ……
 114

- 海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第三十九号）
 ……
 115

- 国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第九十二号）
 ……
 116

- 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第百二号）
 （国土交通省組織令）
 ……
 116

- 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省・国土交通省・環境省令第一号）
 ……
 117

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第四十八号）
 ……
 119

- 港湾法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第四十九号）…………… 120
- 環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等をする国の職員
の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（環境省令第
十七号）…………… 123
- （廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令／特定二酸化炭素ガスの
海底下廃棄の許可等に関する省令）…………… 124
- 標準運送約款の一部を改正する告示（国土交通省告示第三百四十三
号）…………… 124
- 港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に
知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として
送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行す
るときの進路を表示する信号の一部を改正する告示（海上保安庁
告示第二十一号）…………… 125
- （港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知ら
せるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する
記号／港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を
表示する信号）…………… 130
- 倉庫業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第五十三
号）…………… 130
- 海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に
関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁告示第二十五号）
…………… 131
- 地域再生法の一部を改正する法律（法律第十七号）…………… 134
- （登録免許税法）…………… 135
- 不動産登記規則等の一部を改正する省令（法務省令第三十二号）
（船舶登記規則）…………… 135
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を
改正する省令（国土交通省令第五十五号）…………… 137
- 船舶法施行細則及び小型船舶登録規則の一部を改正する省令（国
土交通省令第五十六号）…………… 138
- （船舶法施行細則／小型船舶登録規則）…………… 138
- 自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令（国
土交通省令第五十八号）…………… 140
- （港湾法施行規則／小型船造船業法施行規則）…………… 140
- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動
車運送事業法の一部を改正する法律（法律第二十三号）…………… 142
- （国土交通省設置法／登録免許税法／貨物利用運送事業法／独立行
政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法）…………… 142
- 防衛省設置法等の一部を改正する法律（法律第二十四号）…………… 143
- （武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の
規制に関する法律）…………… 143
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を
改正する省令（国土交通省令第六十号）…………… 144
- 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（法律第三十八号）…………… 153
- （海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）…………… 153
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に
関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法
律（法律第四十二号）…………… 154
- （労働基準法／船員法／船員職業安定法）…………… 154
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改

正する政令（政令第二百四号） 〔海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令／排他的 経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の 適用関係の整理に関する政令〕	…… 154
● 航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告 示（海上保安庁告示第三十号）	…… 158
● 学校教育法の一部を改正する法律（法律第五十号） 〔船員職業安定法〕	…… 160
● 港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第二百二十二号）	…… 160
● 航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告 示（海上保安庁告示第三十三号）	…… 162
● 国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第二百三十六号）	…… 164
● 関税法施行規則の一部を改正する省令（財務省令第四十七号）	…… 164
● 海難審判法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第 六十九号）	…… 165
● 船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第 七十一号） 〔船舶安全法施行規則／海上における人命の安全のための国際条約等 による証書に関する省令／小型船舶安全規則〕	…… 166
● 国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第 七十四号）	…… 173

○環境省令第一号（一月十一日）

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令の一部を改正する省令

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（身分を示す証明書）</p> <p>第十三条 法第十八条の八第一項の許可を受けた者への立入検査に係る法第四十八条第十一項の証明書の様式は、廃棄物海洋投入処分の許可等に關する省令（平成十七年環境省令第二十八号）様式第九号のとおりとする。</p> <p>（指定海域内における届出を要しない行為）</p> <p>第十八条 法第十九条の二第一項第三号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二条に規定する漁港の管理及び同法第四条第一項に規定す</p>	<p>（身分を示す証明書）</p> <p>第十三条 法第十八条の八第一項の許可を受けた者への立入検査に係る法第四十八条第九項の証明書の様式は、廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）様式第九号のとおりとする。</p> <p>（指定海域内における届出を要しない行為）</p> <p>第十八条 法第十九条の二第一項第三号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二条に規定する漁港の管理及び同法第四条第一項に規定する漁港漁場整備</p>

る漁港漁場整備事業に係る行為

三（二十四（略）

事業に係る行為

三（二十四（略）

附 則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五号（二月十七日）
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に
 関する省令

（検疫法施行規則の一部改正）

第二条 検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
	<p>（検疫前の通報事項）</p> <p>第一条の二 法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。ただし、<u>検疫所長</u>（<u>検疫所の支所又は出張所の長を含む。</u>以下同じ。）が、国内における国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止する上で必要がないと認めるときは、第六号から第八号までに掲げる事項の全部又は一部を通報することを要しない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 乗組員の氏名、生年月日、国籍、旅券の番号及び職種</p> <p>七 乗客の氏名、生年月日、国籍、旅券の番号及び乗込地名</p> <p>八 その他検疫のために必要な情報</p> <p>（電子情報処理組織の使用）</p> <p>第一条の三 検疫所長は、次の各号に掲げる事項（以下「通報等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、通報等を行うとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（協定に定める事項）</p> <p>第八条の二 法第二十三条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める</p>	<p>（検疫前の通報事項）</p> <p>第一条の二 法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（電子情報処理組織の使用）</p> <p>第一条の三 検疫所長（<u>検疫所の支所又は出張所の長を含む。</u>以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項（以下「通報等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、通報等を行うとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

事項は、医療機関（法第十五条第一項各号、第十六条第一項本文、同条第二項、第三十四条の三第一項本文又は第三十四条の四第一項本文に規定する医療機関をいう。）が行う医療の内容、法第十四条第一項第一号又は第二号に規定する措置に係る入院の委託に係る費用の額の算定方法、退院に関する事項、協定の有効期間その他検疫所長が必要と認める事項とする。

第八条の三（略）

（ねずみ族駆除施行命令書の様式）

第八条の二（略）

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二号（二月十九日）

デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（水先法施行規則の一部改正）

第一条 水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令（第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条の二の二」を「第二十三条の二の六」に改める。

第二十三条の二の二を第二十三条の二の四とし、同条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第二十三条の二の五 法第四十七条第三項の規定による公衆の閲覧は、水先人のウェブサイトに掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第二十三条の二の六 法第四十七条第三項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 水先人が常時使用する従業員の数が五人以下である場合
- 二 水先人が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（公衆の閲覧の方法）

第二十三条の二の二 法第四十六条第六項の規定による公衆の閲覧は、水先人のウェブサイトに掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第二十三条の二の三 法第四十六条第六項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 水先人が常時使用する従業員の数が五人以下である場合
- 二 水先人が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第二十六条中「第二十三条の二の二第二項」を「第二十三条の二の四第一項」に改める。

（海事代理士法施行規則の一部改正）

第二条 海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三章中第十六条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第十六条の二 法第二十二條第一項の規定による公衆の閲覧は、海事代理士のウェブサイトに掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十六条の三 法第二十二條第一項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 海事代理士が常時使用する従業員の数が五人以下である場合
- 二 海事代理士が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（内航海運業法施行規則の一部改正）

第四条 内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五を第十一条の七とし、第十一条の二から第十一条の四までを二条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第十一条の二 法第八条第四項の規定による公衆の閲覧は、内航海運送をする内航海運業者のウェブサイトに掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十一条の三 法第八条第四項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 内航海運送をする内航海運業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- 二 内航海運送をする内航海運業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第八条 倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「料金等の揭示等」に改め、同条中「倉庫業者は、」を「法第九条の規定により倉庫業者は、」に、「揭示しておかなければ」を「揭示するとともに、公衆の閲覧に供しなれば」に改め、同条の次に次の二

条を加える。

(公衆の閲覧の方法)

第七條の二 法第九條の規定による公衆の閲覧は、倉庫業者のウェブサイ
トへの掲載により行うものとする。

(公衆の閲覧に供することを要しない場合)

第七條の三 法第九條に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号
のいずれかに該当する場合とする。

- 一 倉庫業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- 二 倉庫業者が自ら管理するウェブサイト有していない場合

(港湾運送事業法施行規則の一部改正)

第九條 港湾運送事業法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十六号)の一
部を次のように改正する。

第十條の次に次の二條を加える。

(公衆の閲覧の方法)

第十條の二 法第十二條(法第二十二條の四において準用する場合を含む。
次条において同じ。)の規定による公衆の閲覧は、港湾運送事業者のウェ
ブサイトへの掲載により行うものとする。

(公衆の閲覧に供することを要しない場合)

第十條の三 法第十二條に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各
号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 港湾運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- 二 港湾運送事業者が自ら管理するウェブサイト有していない場合

(貨物利用運送事業法施行規則の一部改正)

第十三條 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号)の一
部を次のように改正する。

第十三條の見出しを「(揭示事項等)」に改め、同条中「法第十八條第三
項において準用する場合を含む。」を「法第十八條第三項及び法第四十四
條第三項(法第四十九條の三において準用する場合を含む。次条及び第
十三條の三において同じ。この場合において、本条から第十三條の三まで
の規定中「第一種貨物利用運送事業」とあるのは「第二種貨物利用運送事
業」と読み替えるものとする。において準用する場合を含む。次条及び
第十三條の三において同じ。に、「揭示しなければ」を「揭示するととも

に、公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(公衆の閲覧の方法)

第十三條の二 法第九條の規定による公衆の閲覧は、第一種貨物利用運送
事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(公衆の閲覧に供することを要しない場合)

第十三條の三 法第九條に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各
号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種貨物利用運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下で
ある場合
- 二 第一種貨物利用運送事業者が自ら管理するウェブサイト有してい
ない場合

第二十五條の見出しを「(揭示事項等)」に改め、同条中「揭示しなけれ
ば」を「揭示するとともに、公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条の
次に次の二條を加える。

(公衆の閲覧の方法)

第二十五條の二 法第二十七條(法第三十四條第二項において準用する場
合を含む。次条において同じ。)の規定による公衆の閲覧は、第二種貨
物利用運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(公衆の閲覧に供することを要しない場合)

第二十五條の三 法第二十七條に規定する国土交通省令で定める場合は、
次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第二種貨物利用運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下で
ある場合
- 二 第二種貨物利用運送事業者が自ら管理するウェブサイト有してい
ない場合

附 則

(施行期日)

一 この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するため
のデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年
四月一日)から施行する。

附 則

(施行期日)

一 この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するため
のデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年
四月一日)から施行する。

○国土交通省令第三号（二月十九日）

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

一次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（安全管理規程の内容）</p> <p>第七条の二 一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ 経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項</p> <p>ニ・ホ（略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 事故、災害等の発生に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を所轄地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項</p>	<p>（安全管理規程の内容）</p> <p>第七条の二 一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 組織体制に関する事項</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項</p> <p>ニ・ホ（略）</p> <p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 情報の伝達及び共有に関する事項</p>

ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

- (1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項
 - (2) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項
 - (3) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項
 - (4) (6) (略)
 - (7) 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項
 - (8) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項
 - (9) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項
 - (10) (略)
- ハ 希 (略)
- ヘ 従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項
- ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項(輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む)

チ (略)

四・五 (略)

(運航管理者の要件)

第七条の二三 一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件

は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用する一般旅客定期航路事業者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶

ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

- (1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項
 - (2) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項
 - (3) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項
 - (4) (6) (略)
- (新設)
- (7) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項
- (新設)
- (8) (略)
- ハ 希 (略)
- ヘ 教育及び研修に関する事項
- ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

チ (略)

四・五 (略)

(運航管理者の要件)

第七条の二三 一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件

は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用して一般旅客定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船

職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

二（略）

二・三（略）

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第七条の四 法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一〜四（略）

2 前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二（略）

（旅客名簿の作成等）

第十二条 旅客名簿には、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名

二 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分

三 性別

四 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

イ ロ及びハに掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名

ロ 外航船舶の旅客（ハに掲げる旅客を除く。） 住所若しくは住民票に記載されている市区町村名又は国籍及び旅券番号

ハ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号

号

五 乗船の日時及び港並びに下船の港

六 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援助の要否

2 旅客名簿は、その航海が終了した日から一年間保存しなければならない

に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

二（略）

二・三（略）

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第七条の四 法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一〜四（略）

2 前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二（略）

第十二条 削除

ない。

(法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合)

第十二条の二 法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該船舶が平水区域（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第六項に規定する平水区域をいう。第二十三条の二及び第二十三条の四の五において同じ。）のみを航行するとき。
- 二 当該船舶が平水区域を超えて沿海区域（船舶安全法施行規則第一条第七項に規定する沿海区域をいう。第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号において同じ。）のみを航行するとき（対外旅客定期航路事業の場合を除く。）。
- 三 当該船舶が離島航路（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する離島航路のうち当該航路の航海距離、本邦の海岸からの距離その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める航路を除く。）を航行するとき。

(事業の休止等の届出)

第十五条 法第十六条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一〜四 (略)

(利用者の利便を阻害しないと認められる場合)

第十五条の二 法第十六条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。

- 一 当該指定区間において他の一般旅客定期航路事業者が法第四条第六号の基準に適合して当該事業を営むものと国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合
- 二 一般旅客定期航路事業以外の人の運送をする船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合

(新設)

(事業の休止等の届出)

第十五条 法第十五条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一〜四 (略)

(利用者の利便を阻害しないと認められる場合)

第十五条の二 法第十五条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。

- 一 当該指定区間において他の一般旅客定期航路事業者が法第四条第六号の基準に適合して当該事業を営営するものと国土交通大臣又は当該指定区間に含まれる地域を管轄する地方運輸局長が認める場合
- 二 一般旅客定期航路事業以外の人の運送をする船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は当該指定区間に含まれる地域を管轄する地方運輸局長が認める場合

(輸送の安全にかかわる情報の公表)
第十九条の二 法第十九条の二の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第十七条又は第十九条第二項の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)に係る事項

三 (略)

2 (略)

第十九条の二の二 一般旅客定期航路事業者は、その業務の実施に当たり、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 輸送の安全に関する基本的な方針

二 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

三 安全管理規程

四 安全統括管理者に係る情報(氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を除く。)

五 運航管理者に係る情報(氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を除く。)

2 一般旅客定期航路事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、一般旅客定期航路事業者は、遅滞なく、その内容を所轄地方運輸局長に報告しなければならない。

一 事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況

二 事業の用に供する船舶に係る情報

3 一般旅客定期航路事業者は、前二項に規定する事項のほか、法第十七条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項

(輸送の安全にかかわる情報の公表)
第十九条の二 法第十九条の二の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第十九条第二項の規定による命令に係る事項

三 (略)

2 (略)

第十九条の二の二 一般旅客定期航路事業者は、その業務の実施に当たり、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的な事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する基本的な事項

(新設)

(新設)

(新設)

2 一般旅客定期航路事業者は、前項に掲げる事項のほか、法第十九条第二項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない

の規定による命令を受けたときは当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(準用規定)

第二十一条の五 第七条の二から第七条の四まで、第十九条の二及び第十九条の三の規定は、人の運送をする内航貨物定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の二の三第一号中「旅客船」とあるのは「船舶」と、同号ロ中「規模の旅客定期航路事業」とあるのは「規模の人の運送をする内航貨物定期航路事業」と、同号ハ中「総トン数百トン未満の旅客船」とあるのは「船舶」と、「当該旅客船」とあるのは「当該船舶」と、第十九条の二第二項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の第三項中「法第十七条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。）」を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

(旅客名簿の写しの交付)

第二十一条の十七の二 法第十九条の四第五項の規定による旅客名簿の写しの交付は、対外旅客定期航路事業の用に供する船舶の発航前までに行わなければならない。

(事業廃止の届出)

第二十一条の十八 法第十九条の四第六項の規定により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者又は法第十九条の五第二項の規定により外航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一〜四 (略)

(安全管理規程の内容)

ない。

(準用規定)

第二十一条の五 第七条の二から第七条の四まで、第十九条の二及び第十九条の三の規定は、法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十条の三、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による人の運送をする内航貨物定期航路事業の安全管理規程の内容、安全統括管理者及び運航管理者の要件、安全管理規程の設定又は変更の届出、安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出並びに輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。この場合において、第七条の二の三第一号イ中「旅客船」とあるのは「船舶」と、同号ロ中「規模の旅客定期航路事業」とあるのは「規模の人の運送をする内航貨物定期航路事業」と、同号ハ中「総トン数百トン未満の旅客船」とあるのは「船舶」と、「当該旅客船」とあるのは「当該船舶」と読み替えるものとする。

(新設)

(事業廃止の届出)

第二十一条の十八 法第十九条の四第五項の規定により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者又は法第十九条の五第二項の規定により外航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一〜四 (略)

(安全管理規程の内容)

第二十一条の十九 対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業（以下この条から第二十一条の十九の三までにおいて「対外旅客定期航路事業等」という。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一（略）

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ（略）

ハ 経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ・ホ（略）

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 事故、災害等の発生に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

(2) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

(3) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

(4) (6)（略）

(7) 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

(8) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法

第二十一条の十九 対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業（以下この条から第二十一条の十九の三までにおいて「対外旅客定期航路事業等」という。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一（略）

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 組織体制に関する事項

ロ（略）

ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ・ホ（略）

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 情報の伝達及び共有に関する事項

ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

(3) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

(4) (6)（略）

(新設)

(7) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

に關する事項

(9) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に關する事項

(10)・(11) (略)

ハ、ホ (略)

ヘ 従業者に対しその職務に關し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に關する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に關する事項(輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に關する事項を含む)

チ (略)

四・五 (略)

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出)

第二十一条の二十一 法第十条の三第五項(法第十九条の三第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む)の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業を営む者に限る)は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者(運航管理者)選任(解任)届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一、四 (略)

2 前項の安全統括管理者(運航管理者)選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

(準用規定)

第二十一条の二十三 第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする外航貨物定期航路事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する

(新設)

(8)・(9) (略)

ハ、ホ (略)

ヘ 教育及び研修に關する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に關する事項

チ (略)

四・五 (略)

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出)

第二十一条の二十一 法第十条の三第五項(法第十九条の三第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む)の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業を営む者に限る)は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者(運航管理者)選任(解任)届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一、四 (略)

2 前項の安全統括管理者(運航管理者)選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

(準用規定)

第二十一条の二十三 第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による人の運送をする外航貨物定期航路事業の輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。

法第十九条第二項」と、第十九条の二の第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を經由して国土交通大臣」と、同条第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

2 (略)

(安全管理規程の内容)

第二十二條の二 人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。以下同じ。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 (略)

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ (略)

ハ 経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ・ホ (略)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を所轄地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運輸管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

ロ 船舶の運輸の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運輸計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

2 (略)

(安全管理規程の内容)

第二十二條の二 人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。以下同じ。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 (略)

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 組織体制に関する事項

ロ (略)

ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ・ホ (略)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 情報の伝達及び共有に関する事項

ロ 船舶の運輸の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運輸計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

(3) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

(4) (6) (略)

(7) 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

(8) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

(9) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

(10) (略)

ハ ホ (略)

ヘ 従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項(輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む)

チ (略)

四・五 (略)

(法第二十條の二第五項において準用する法第十五條ただし書の国土交通省令で定める場合)

第二十三條の二 法第二十條の二第五項において準用する法第十五條ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該船舶が平水区域のみを航行するとき。

二 当該船舶が本邦の各港間を航行し、かつ、平水区域を超えて沿海区域のみを航行するとき(当該船舶の航行の安全を確保できるものとして国土交通大臣が告示で定める場合に限る)。

第二十三條の三 (準用規定)

第七條の三、第七條の四、第十九條の二、第十九條の

(2) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

(3) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

(4) (6) (略)

(7) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

(8) (新設)

ハ ホ (略)

ヘ 教育及び研修に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

チ (略)

四・五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二十三條の二 (準用規定) 第七條の三、第七條の四、第十九條の二、第十九條の

二の二及び第二十一条の四の規定は、「人の運送をする内航不定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の三、第七条の四及び第十九条の二の第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と、第十九条の第二項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の第二項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

2|| 第十二条（第一項第四号口を除く。）の規定は、人の運送をする内航不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のものに限る。）を営む者が作成する旅客名簿について準用する。この場合において、同号イ中「口及びハ」とあるのは、「ハ」と読み替えるものとする。

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十三条の四 法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「旅客不定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一・二（略）

三 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

四（略）

2 前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

二の二及び第二十一条の四の規定は、法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三及び第十九条の六の二の規定による人の運送をする内航不定期航路事業の安全管理規程の設定又は変更の届出、安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出、輸送の安全にかかわる情報の公表並びに運賃及び料金等の公示について準用する。この場合において、第七条の三及び第七条の四中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と読み替えるものとする。

（新設）

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十三条の三 法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「旅客不定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一・二（略）

（新設）

三（略）

2 前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第二十一条第五項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明
 ロ 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画（旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、第三号の書類をもつて代えることができる。）

ハ 法第二十一条の五において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十一条の五において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二 旅客不定期航路事業許可申請者が法第二十一条第五項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 三 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書並びに最近一年間の損益計算書及び貸借対照表

四 法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業（第二十三条の四の三第二項において「第二号旅客不定期航路事業」という。）にあつては、安全人材確保計画

（法第二十一条第四項第五号の国土交通省令で定める事項）

第二十三条の四の二 法第二十一条第四項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする

一 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標

二 法第二十一条の三第一項又は第二項の許可の更新を受けようとする者（次条において「第二号許可更新申請者」という。）に係る安全人材確保計画にあつては、当該更新前の第二号許可（法第二十一条の三第一項又は第二項の許可の更新を含む。）の申請の際に提出した安全人材確保計画に係る次に掲げる事項

イ 安全人材の確保の目標の達成状況

ロ 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組の状況
 ハ 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施状況

ニ 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標の達成状況

（許可の更新）

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第二十一条第二項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明

（新設）

ロ 法第二十三条において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十三条において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二 旅客不定期航路事業許可申請者が法第二十一条第二項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 三 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

（新設）

（新設）

第二十三条の四の三 第二号許可更新申請者は、第二十三条の四の第一項各号に掲げる事項を記載した第二号許可更新申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

2 前項の第二号許可更新申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の第二号旅客不定期航路事業について第二号許可更新申請書を提出する場合には、第二号の書類は、そのうち一の第二号旅客不定期航路事業についての第二号許可更新申請書に添付すれば足りるものとする。

一 当該申請が法第二十一条の三第六項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明を記載した書類

二 第二号許可更新申請者が法第二十一条の三第六項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 安全人材確保計画

(事業の廃止の届出)

第二十三条の四の四 法第二十一条の四の規定により旅客不定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三 (略)

(法第二十一条の五において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合)

第二十三条の四の五 法第二十一条の五において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該船舶が平水区域のみを航行するとき。

二 当該船舶が平水区域を超えて沿海区域のみを航行するとき(当該船舶の航行の安全を確保できるものとして国土交通大臣が告示で定める場合に限る)。

(準用規定)

第二十三条の五 第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条まで、第十二条(第一項第四号を除く)、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の

(新設)

(事業の廃止の届出)

第二十三条の三の二 法第二十二条の規定により旅客不定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三 (略)

(新設)

(準用規定)

第二十三条の四 第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条まで、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条の許可及び旅客不定期航路事業について

許可、旅客不定期航路事業及び旅客不定期航路事業者が作成する旅客名簿について準用する。この場合において、同号イ中「口及びハ」とあるのは「ハ」と、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相統一人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相統一人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

(事業計画の変更の届出)

第二十三条の六 法第二十一条の五において準用する法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、法第二十一条第一項の許可を受けた際の事業計画（法第二十一条の五において準用する法第十一条第一項の認可を受けた事業計画）がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。

三・四 (略)

2 法第二十一条の五において準用する法第十一条第三項の規定により軽微な事項に係る変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画軽微事項変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四 (略)

(削る)

(安全管理規程の内容)

第二十三条の十一 人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 (略)

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する

準用する。この場合において、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相統一人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相統一人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

(事業計画の変更の届出)

第二十三条の五 法第二十三条において準用する法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、法第二十一条第一項の許可を受けた際の事業計画（法第二十三条において準用する法第十一条第一項の認可を受けた事業計画）がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。

三・四 (略)

2 法第二十三条において準用する法第十一条第三項の規定により軽微な事項に係る変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画軽微事項変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四 (略)

第二十三条の六 削除

(安全管理規程の内容)

第二十三条の十一 人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 (略)

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 組織体制に関する事項

事項

ロ (略)

ハ 経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ・ホ (略)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 事故、災害等の発生に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運輸管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

ロ 船舶の運輸の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運輸計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

(2) 気象通報、旅客数その他の船舶の運輸の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

(3) 運輸を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運輸を中止する場合の対応に関する事項

(4) (略)

(7) 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

(8) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

(9) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

(10)・(11) (略)

ハ・ホ (略)

ヘ 従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項 (輸送の安

ロ (略)

ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ・ホ (略)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 情報の伝達及び共有に関する事項

ロ 船舶の運輸の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運輸計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2) 運輸を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

(3) 気象通報、旅客数その他の船舶の運輸の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

(4) (略)

(新設)

(7) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

(新設)

(8)・(9) (略)

ハ・ホ (略)

ヘ 教育及び研修に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。

チ (略)

四・五 (略)

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出)

第二十三条の十三 法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者(人の運送をする外航不定期航路事業を営む者に限る。)は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者(運航管理者)選任(解任)届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一～四 (略)

2 前項の安全統括管理者(運航管理者)選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

(準用規定)

第二十三条の十三の二 第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする外航不定期航路事業について準用する。この場合において、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣」と、同条第三項中「法第十七条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)」を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

2|| 第十二条及び第二十一条の十七の二の規定は、人の運送をする外航

チ (略)

四・五 (略)

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出)

第二十三条の十三 法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者(人の運送をする外航不定期航路事業を営む者に限る。)は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者(運航管理者)選任(解任)届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一～四 (略)

2 前項の安全統括管理者(運航管理者)選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

(準用規定)

第二十三条の十三の二 第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による人の運送をする外航不定期航路事業の輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。

(新設)

不定期航路事業（旅客船を就航させて行うものに限る。）について準用する。

3 第十二条の規定は、人の運送をする外航不定期航路事業（旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）について準用する。

（変更の報告）

第二十八条 一般旅客定期航路事業者、特定旅客定期航路事業の許可を受けた者又は旅客不定期航路事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく（第二号に掲げる場合（代表権を有しない役員に変更があつた場合に限る。））には、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、変更報告書（第三号様式による。）を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三（略）

2 前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）（法第十九条の三第二項及び法第二十一条第五項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

3（略）

（先進船舶導入等計画の認定の申請）

第四十二条の九 法第三十九条の十一第一項の規定により先進船舶導入等計画の認定を申請しようとする者は、第十四号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ（略）

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ（略）

三 個人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ（略）

3 第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三

（新設）

（変更の報告）

第二十八条 法第三条第一項の規定による許可を受けた一般旅客定期航路事業者、法第十九条の三第一項の規定による許可を受けた特定旅客定期航路事業者又は法第二十一条第一項の規定による許可を受けた旅客不定期航路事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく（第二号に掲げる場合（代表権を有しない役員に変更があつた場合に限る。））には、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、変更報告書（第三号様式による。）を当該許可に係る事業についての所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三（略）

2 前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）（法第十九条の三第二項及び法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

3（略）

（先進船舶導入等計画の認定の申請）

第四十二条の九 法第三十九条の十一第一項の規定により先進船舶導入等計画の認定を申請しようとする者は、第十四号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ（略）

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ（略）

三 個人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ（略）

3 第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三

のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

(略)	(略)
船舶職員及び小型船舶操縦者 船舶職員及び小型船舶操縦者 法第二十条第一項又は第二十一 三条の三十六第一項の許可	船舶職員及び小型船舶操縦者 規則（昭和二十六年運輸省令第九 十一号）第十四号様式による特例許可 申請書

(手数料)

第四十七条

法第四十五条の三第一項の国土交通省令で定める額は、同項第十一号に規定する者にあつては別表第一に定める額とする。

2 (略)

3 法第四十五条の三第一項の国土交通省令で定める額は、同項第十二号に規定する者にあつては千三百五十円とする。

4・5 (略)

(職権の委任)

第四十八条

海上運送法施行令（次条において「令」という。）第四条第一項第一号及び第二号から第五号までに掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一～五 (略)

(聴聞等の方法の特例)

第五十一条

地方運輸局長は、法第十条の三第七項（法第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む）、法第十四条第二項及び第十七条（法第十九条三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項各

のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

(略)	(略)
船舶職員及び小型船舶操縦者 船舶職員及び小型船舶操縦者 法第二十条第一項又は第二十 三条の三十二第二項の許可	船舶職員及び小型船舶操縦者 行規則（昭和二十六年運輸省令第 九十一号）第十四号様式による特 例許可申請書

(手数料)

第四十七条

法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第一号に規定する者にあつては別表第一に定める額とする。

2 (略)

3 法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第二号に規定する者にあつては千三百五十円とする。

4・5 (略)

(職権の委任)

第四十八条

海上運送法施行令（次条において「令」という。）第四条第一項各号に掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一～五 (略)

(聴聞等の方法の特例)

第五十一条

地方運輸局長は、法第十条の三第七項（法第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条の五において準用する場合を含む）、法第十四条第二項及び第十六条（法第十九条三第三項及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項

号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の揭示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第一号様式（第2条、第19条の2の3、第20条、第22条、第23条の4、第42条の2関係）

使用船舶明細書

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車輸送に係る自動車積載面積	旅客定員	主機の種類	主機最大出力	連続最大出力	推進力

(注) 1 予備船の船名は、括弧書きとすること。

2 自動車輸送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第7号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、3、30から599まで、300から599まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで、3AAから3ZZまで、4、40から499まで、400から499まで、40Aから49Zまで、4A0から4Z9まで、4AAから4ZZまで、5、50から599まで、500から599まで、50Aから59Zまで、5A0から5Z9まで、5AAから5ZZまで、6、60から699まで、600から699まで、60Aから69Zまで、6A0から6Z9まで、6AAから6ZZまで、7、70から799まで、700から799まで、70Aから79Zまで、7A0から7Z9まで及び7AAから7ZZまでの自動車の輸送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで申告すること。

各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の揭示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第一号様式（第2条、第19条の2の3、第20条、第22条、第23条の3、第42条の2関係）

使用船舶明細書

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車輸送に係る自動車積載面積	旅客定員	主機の種類	主機最大出力	連続最大出力	推進力

(注) 1 予備船の船名は、括弧書きとすること。

2 自動車輸送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第7号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、3、30から599まで、300から599まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで、3AAから3ZZまで、4、40から499まで、400から499まで、40Aから49Zまで、4A0から4Z9まで、4AAから4ZZまで、5、50から599まで、500から599まで、50Aから59Zまで、5A0から5Z9まで、5AAから5ZZまで、6、60から699まで、600から699まで、60Aから69Zまで、6A0から6Z9まで、6AAから6ZZまで、7、70から799まで、700から799まで、70Aから79Zまで、7A0から7Z9まで及び7AAから7ZZまでの自動車の輸送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで申告すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第十二条 削除</p>	<p>第十二条 旅客名簿は、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載したものでなければならない。</p> <p>一 氏名、年令（年令区分（少なくとも大人、子供及び幼児の区分が判別できるように記載されたものをいう。）をもつて足りる。）、性別及び住所（住民票に記載されている市区町村名をもつて足りる。）</p> <p>二 乗船の年月日及び港並びに下船の年月日及び港</p> <p>三 海難その他非常の場合における介助等の支援助の要否</p> <p>② 前項の旅客名簿は、旅客に記載させる場合にあつては、その記載が簡易なものであり、かつ、同項各号に掲げる事項以外の記載事項がある場合にあつては、旅客の個人情報保護の保護に留意されたものでなければならない。</p> <p>③ 次に掲げる船舶にあつては、旅客名簿を備え置くことを要しない。</p> <p>一 旅客船以外の船舶</p> <p>二 沿海区域のみを航行する船舶</p> <p>三 離島航路（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する離島航路のうち当該航路の航海距離、本邦の海岸からの距離その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める航路を除く。）を航行する船舶</p> <p>四 国内各港間を航海する船舶であつて、当該船舶に関し、次に掲げる措置が講じられているもの</p> <p>イ 当該船舶の運航管理の事務を行う事務所に第一項各号に掲げる事項を記載した書類が備え置かれていること。</p> <p>ロ イの事務所と有効に交信できる通信設備が設置されていること。</p>

（船員法施行規則の一部改正）

第二条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げているものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(積荷に関する書類)

第十三条 法第十八条第一項第四号の積荷に関する書類は、積荷目録とする。

② (略)

(船員等の申告)

第七十四条 (略)

(国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶)

第七十八条の二の二 法第十八条の四の国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶は、人の運送をする船舶運航事業（海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。）の用に供する総トン数二十トン未満の船舶（次条及び第七十八条の二の二の四において「旅客事業用小型船舶」という。）とする。

(船舶所有者による旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する教育訓練)

第七十八条の二の三 船舶所有者は、旅客事業用小型船舶の乗組員（当該旅客事業用小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。以下この条及び次条において「乗組員等」という。）を次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。

一 船長

- 1 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第一号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第一号職務」という。）に従事するとき。
- 2 その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。

ハ イの事務所に、必要な場合に直ちに第一項各号に掲げる事項を連絡するための当直体制がとられていること。

(積荷に関する書類)

第十三条 法第十八条第一項第五号の積荷に関する書類は、積荷目録とする。

② (略)

(船員の申告)

第七十四条 (略)

(新設)

(新設)

	二 甲板部の職員又は部員	
<p>3 その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において初めて第一号職務に従事するとき。</p> <p>4 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。</p> <p>5 その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第一号職務に従事するとき。</p>		<p>1 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第二号職務」という）に従事するとき（当該旅客事業用小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く）。</p> <p>2 その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき（当該変更後に当該旅客事業用小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く）。</p> <p>3 その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつて</p>

<p>三 前二号に掲げる者以外の乗組員であつて輸送の安全の確保に関する業務を行う者</p>	
<p>1 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第三号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第三号職務」という。）に従事するとき（当該旅客事業用小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）</p> <p>2 その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき（当該変更後に当該旅客事業用小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことが</p>	<p>は、それぞれの海域）において初めて第二号職務に従事するとき（当該海域において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）</p> <p>4 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。</p> <p>5 その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第二号職務に従事するとき。</p>

- ある場合を除く。)
- 3 その旅客事業用小型船舶の航行する海域(当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域)において初めて第三号職務に従事するとき(当該海域において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。)
- 4 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日、最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき。
- 5 その旅客事業用小型船舶の航行する海域(当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域)において最後に第一号職務に従事した日、最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第三号職務に従事するとき。

② 旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練は、次の表の上欄に掲げる乗組員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を内容とする特定教育訓練であつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

③ 船舶所有者は、その旅客事業用小型船舶において船長の職務に従事させようとする者（当該者が乗り組む旅客事業用小型船舶の航行する海域及び航海の態様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第一種特定乗組員」という。）について特定教育訓練を実施するときは、当該第一種特定乗組員が当該旅客事業用小型船舶の航行する海域の特性に関して十分な知識を有していることその他の国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確認しなければならない。 （記録の作成等）	一 前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる者 1 船舶の航行する海域の特性に関する事項 2 輸送の安全の確保のための定め の 遵守に関する事項 3 発航前の検査に関する事項 4 見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項 5 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項 前号2及び5に掲げる事項
二 前項の表の上欄第三号に掲げる者	

③ 船舶所有者は、その旅客事業用小型船舶において船長の職務に従事させようとする者（当該者が乗り組む旅客事業用小型船舶の航行する海域及び航海の態様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第一種特定乗組員」という。）について特定教育訓練を実施するときは、当該第一種特定乗組員が当該旅客事業用小型船舶の航行する海域の特性に関して十分な知識を有していることその他の国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確認しなければならない。
 （記録の作成等）

（新設）

第七十八条の二の二の四 船舶所有者は、旅客事業用小型船舶の乗組員

等に対する特定教育訓練を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

一 当該特定教育訓練の実施年月日

二 当該特定教育訓練を受けた者の氏名

三 当該特定教育訓練の内容（保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る。）

四 前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果

(特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員等に対する教育訓練)

第七十八條の二の二の五

特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員(当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。以下この条及び次条において「乗組員等」という。)を次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。

一 船長に相当する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 その特定小型船舶において初めて上欄第一号に掲げる乗組員の職務(以下この項において「第一号職務」という。)に従事するとき。 2 その特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。 3 その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれその水域)において初めて第一号職務に従事するとき。 4 その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。 5 その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれその水域)において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域に
------------	---

(新設)

<p>二 甲板部の職員又は部員に相当する者</p>	<p>において初めて第一号職務に従事するとき。</p>
<p>1 その特定小型船舶において初めて上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第二号職務」という。）に従事するとき（当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。</p> <p>2 その特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき（当該変更後に当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。</p> <p>3 その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において初めて第二号職務に従事するとき（当該水域において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。</p> <p>4 その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。</p> <p>5 その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交</p>	<p>において初めて第一号職務に従事するとき。</p>

<p>三 前二号に掲げる者以外の乗組員であつて輸送の安全の確保に関する業務を行う者</p>	<p>通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき。</p>
<p>1 その特定小型船舶において初めて上欄第三号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第三号職務」という。）に従事するとき（当該特定小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。</p> <p>2 その特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該特定小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき（当該変更後に当該特定小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。</p> <p>3 その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水区域）において初めて第三号職務に従事するとき（当該水域において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。</p> <p>4 その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日、最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき。</p> <p>5 その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、そ</p>	

② 特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練は、次の表の上欄に掲げる乗組員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を内容とする特定教育訓練であつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

	<p>一 前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる者</p> <p>二 前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる者</p> <p>三 発航前の検査に関する事項</p> <p>四 見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項</p> <p>五 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項</p>
--	--

一 前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる者

二 前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる者

三 発航前の検査に関する事項

四 見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項

五 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項

③ 特定小型船舶所有者は、その特定小型船舶において船長に相当する者の職務に従事させようとする者（当該者が乗り組む特定小型船舶の航行する水域及び航海の態様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第二種特定乗組員」という。）について特定教育訓練を実施するときは、当該第二種特定乗組員が当該特定小型船舶の航行する水域の特性に関して十分な知識を有していることその他の国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確

<p>二 前項の表の上欄第三号に掲げる者</p>	<p>前号2及び5に掲げる事項</p>
--------------------------	---------------------

③ 特定小型船舶所有者は、その特定小型船舶において船長に相当する者の職務に従事させようとする者（当該者が乗り組む特定小型船舶の航行する水域及び航海の態様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第二種特定乗組員」という。）について特定教育訓練を実施するときは、当該第二種特定乗組員が当該特定小型船舶の航行する水域の特性に関して十分な知識を有していることその他の国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確

認しなければならぬ。

(記録の作成等)

第七十八條の二の二の六、特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

一 特定教育訓練の実施年月日

二 特定教育訓練を受けた者の氏名

三 当該特定教育訓練の内容(保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る。)

四 前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果

(船内苦情処理手続)

第七十八條の二の三 法第十八條の六第一項の船内苦情処理手続は、次に掲げる事項について、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものでなければならない。

一 六 (略)

第七十八條の二の四 法第十八條の六第一項の国土交通省令で定める事項は、労働に関する法律(法及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)を除く。)及びこれらに基づく命令に規定する事項並びに船舶の居住設備に関する事項とする。

(権限の委任)

第七十八條の三の二 (略)

② (略)

③ 前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第六十四條の二第四項の規定による助言及び指導、法第九十九條各項の規定による就業規則の変更命令、法第一百條各項の規定による監督命令、法第一百二條の規定によるあつせん、法第一百五條の規定による船員労務官の任命、法第一百十條第一項の規定による交通政策審議会等への諮問、法第十八條の五第二項から第四項までの規定による監督命令並びに法第二十條の三各項の規定による外国船舶の監督は、地方運輸局長も行うことができる。

④・⑤ (略)

(新設)

(船内苦情処理手続)

第七十八條の二の三 法第十八條の四第一項の船内苦情処理手続は、次に掲げる事項について、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものでなければならない。

一 六 (略)

第七十八條の二の四 法第十八條の四第一項の国土交通省令で定める事項は、労働に関する法律(法及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)を除く。)及びこれらに基づく命令に規定する事項並びに船舶の居住設備に関する事項とする。

(権限の委任)

第七十八條の三の二 (略)

② (略)

③ 前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第六十四條の二第四項の規定による助言及び指導、法第九十九條各項の規定による就業規則の変更命令、法第一百條各項の規定による監督命令、法第一百二條の規定によるあつせん、法第一百五條の規定による船員労務官の任命、法第一百十條第一項の規定による交通政策審議会等への諮問並びに法第二十條の三各項の規定による外国船舶の監督は、地方運輸局長も行うことができる。

④・⑤ (略)

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正)
第三条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(登録海技免許講習事務の実施基準) 第三条の六 法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 登録海技免許講習事務を管理する者(以下「登録海技免許講習管理者」という。)が、次に掲げる要件に適合していること(登録海技免許講習実施機関が、学校教育法第一条の大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校若しくは同法第二百二十四条の専修学校であつて船舶の運航若しくは機関の運転に関する学術を教授するもの又は海上自衛隊第一術科学校、海上自衛隊第二術科学校、海上保安大学校、海上保安学校、国立研究開発法人水産研究・教育機構若しくは独立行政法人海技教育機構(以下「学校等」という。)である場合を除く。)</p> <p>イ・二 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第一号イからニまでに掲げる要件に適合する者であつて登録海技免許講習実施機関が選任した者が、登録海技免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。</p> <p>四 登録海技免許講習管理者及び講師(学校等の教員を除く。以下この号において同じ。)の知識及び能力の維持のため、当該登録海技免許講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。</p> <p>五 (略)</p> <p>(履歴限定等の解除等)</p> <p>第四条の二 前条第一項又は第二項の規定による履歴限定(以下この</p>	<p>(登録海技免許講習事務の実施基準) 第三条の六 法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる要件に適合する者(以下「登録海技免許講習管理者」という。)が、登録海技免許講習事務を管理すること(登録海技免許講習実施機関が、学校教育法第一条の大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校若しくは同法第二百二十四条の専修学校であつて船舶の運航若しくは機関の運転に関する学術を教授するもの又は海上自衛隊第一術科学校、海上自衛隊第二術科学校、海上保安大学校、海上保安学校、国立研究開発法人水産研究・教育機構若しくは独立行政法人海技教育機構(以下「学校等」という。)である場合を除く。)</p> <p>イ・二 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第一号の要件を満たす者であつて登録海技免許講習実施機関が選任した者が、登録海技免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。</p> <p>四 登録海技免許講習管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該登録海技免許講習管理者及び講師(学校等の教員を除く。)に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。</p> <p>五 (略)</p> <p>(履歴限定等の解除等)</p> <p>第四条の二 前条第一項又は第二項の規定による履歴限定を受けた者で</p>

項及び次条において「履歴限定」という。）を受けた者であつて、その履歴限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（第四項及び第百四十三条第四項において「履歴限定の解除等」という。）を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第三条第一項第二号又は第三号に規定する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2（略）

（海技免状の有効期間の更新のための乗船履歴）

第九条の三 法第七条の二第三項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、次の各号に掲げる海技士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める船舶職員として、受有する海技免状の有効期間が満了する日以前五年以内に一年以上乗り組んだ履歴又は第九条の五第一項若しくは第九条の五の三第一項から第三項までの規定により海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前六月以内に三月以上乗り組んだ履歴とする。

一（略）

二 海技士（機関）の資格の海技士 総トン数二十トン以上の船舶の機関長、機関士若しくは運航士（運航士（二号職務）を除く。）又は令第十三条第一項第一号の機関長

三（略）

2 第二十八条及び第三十条の規定は、前項の乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八条中「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだもの」とあるのは、「第九条の三第一項に定める履歴」と読み替えるものとする。

（操縦免許の申請）

第六十六条 操縦免許を申請する者は、第十八号様式による操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを經由して国土交通大臣に提出しなければならない。

ただし、平成十五年六月一日以降に交付された操縦免許証を受有する小型船舶操縦士は、第四号に掲げる書類を提出することを要しない。

一（略）

あつて、その履歴限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（以下「履歴限定の解除等」という。）を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第三条第一項第二号又は第三号に規定する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2（略）

（海技免状の有効期間の更新のための乗船履歴）

第九条の三 法第七条の二第三項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、次の各号に掲げる海技士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める船舶職員として、受有する海技免状の有効期間が満了する日以前五年以内に一年以上乗り組んだ履歴又は第九条の五第一項若しくは第九条の五の三第一項から第三項までの規定により海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前六月以内に三月以上乗り組んだ履歴とする。

一（略）

二 海技士（機関）の資格の海技士 総トン数二十トン以上の船舶の機関長、機関士若しくは運航士（運航士（二号職務）を除く。）又は令第十一条第一項に定める機関長

三（略）

2 第二十八条及び第三十条の規定は、前項の乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八条中「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだもの」とあるのは、「第九条の三第一項に定める履歴」と読み替えるものとする。

（操縦免許の申請）

第六十六条 操縦免許を申請する者は、第十八号様式による操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを經由して国土交通大臣に提出しなければならない。

ただし、平成十五年六月一日以降に交付された操縦免許証を受有する小型船舶操縦士は、第三号に掲げる書類を提出することを要しない。

一（略）

二 特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うものの課程を修了したことを証明する書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）

三|| その者の有する乗船履歴を証明する書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）

四・五|| (略)

六|| 第六十九条第二号の限定（以下「特定漁船能力限定」という。）がされていない操縦免許を申請する者にあつては、第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類

（履歴限定）

第六十八条の二 法第二十三条の三第三項の規定による履歴限定（第七十条第一項及び第四項、第七十一条第一号並びに第四百四十四条第四項において「履歴限定」という。）は、一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許につき、当該特定操縦免許を受ける者の乗船履歴（総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）に乗り組んだ履歴に限る。）が一年に満たない場合において、当該者が小型船舶操縦者として乗船する事業用小型船舶の航行する区域を平水区域に限定することにより行う。

（準用）

第六十八条の三 第二十八条、第二十九条（第二号を除く。）、第三十条及び第三十二条の規定は、第六十六条第三号及び前条の乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八条中「船舶」とあるのは「総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶」とあるのは「総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、第二十九条第三号中「主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。）」とあるのは「船長若しくは航海士の職務の履歴以外の履歴又は主として船舶の運航に従事しない職務の履歴」と読み替えるものとする。

（特定操縦免許講習事務の実施基準）

二 小型旅客安全講習課程を修了したことを証明する書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）

（新設）

三|| 四|| (略)

五|| 第六十九条第二号の規定による限定がされていない操縦免許を申請する者にあつては、第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類

（新設）

（新設）

第六十八条の四 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の

(新設)

四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 十五歳以上の者について講習を行うものであること。

二 特定操縦免許講習事務を管理する者(第四号及び次条において「特定操縦免許講習管理者」という。)が、次に掲げる要件に適合していること(登録特定操縦免許講習機関が学校等である場合を除く。)

イ 二十五歳以上の者であること。

ロ 過去二年間に特定操縦免許講習事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。

ハ 特定操縦免許講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ 特定操縦免許講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

三 告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合すること。

四 特定操縦免許講習管理者及び講師(学校等の教員を除く。以下この号において同じ。)の知識及び能力の維持のため、当該特定操縦免許講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

五 第二号イからニまでに掲げる要件に適合する者であつて、登録特定操縦免許講習機関が選任した者が、特定操縦免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

六 告示で定める基準に適合する教科書を使用するものであること。

七 告示で定める安全対策が講じられていること。

(準用)

(新設)

第六十八条の五 第三条の三(第一項第三号を除く。)から第三条の五

まで及び第三条の七から第三条の十三までの規定は、法第二十三条の二十五の登録及びその更新、特定操縦免許講習、特定操縦免許講習事務、特定操縦免許講習事務規程並びに登録特定操縦免許講習機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第四条第二項の登録	法第二十三条の二十五の登録及びその更新
第三条の三第二項第三号	法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄	法第二十三条の二十六第一項の表の上欄
第三条の三第二項第四号	法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の下欄	法第二十三条の二十六第一項の表の下欄
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の二十六第二項各号
第四条	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の二十六第三項第四号
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五
第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第二項
第三条の八第六号	登録海技免許講習管理者者	特定操縦免許講習管理者
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七

第三条の十	法第十七条の八第二項 第三号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一	法第十七条の八第二項 第四号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十二

(履歴限定、設備等限定及び特定漁船能力限定の解除等)

第七十条 履歴限定を受けた者であつて、その履歴限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除(変更)申請書に第六十六条第三号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第一号の限定(以下「設備等限定」という。)を受けた者であつて、その設備等限定の変更又はその全部若しくは一部の解除(第四項及び第四百四十四条第四項において「設備等限定の解除等」という。)を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除(変更)申請書に第七十五条に規定する身体適性に関する基準を満たしていることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

3 特定漁船能力限定を受けた者であつて、その特定漁船能力限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除(変更)申請書に第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

4 第四条の二第四項の規定は、履歴限定の解除、設備等限定の解除等及び特定漁船能力限定の解除について準用する。この場合において、同項中「海技免状」とあるのは、「操縦免許証」と読み替えるものとする。

(小型船舶操縦士免許原簿の登録事項)

第七十一条 小型船舶操縦士免許原簿には、次の事項を登録する。
一 資格の別(技能限定、履歴限定及び設備等限定をしたときはその

(設備等限定及び特定漁船能力限定の解除)

第七十条 前条第一号の規定による限定(以下「設備等限定」という。)を受けた者であつて、その設備等限定の変更又はその全部若しくは一部の解除(以下「設備等限定の解除」という。)を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除(変更)申請書に第七十五条に規定する身体適性に関する基準を満たしていることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第二号の規定による限定(以下「特定漁船能力限定」という。)を受けた者であつて、その特定漁船能力限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除(変更)申請書に第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第四条の二第四項の規定は、設備等限定及び特定漁船能力限定の解除について準用する。この場合において、同項中「海技免状」とあるのは、「操縦免許証」と読み替えるものとする。

(小型船舶操縦士免許原簿の登録事項)

第七十一条 小型船舶操縦士免許原簿には、次の事項を登録する。
一 資格の別(技能限定及び設備等限定をしたときはその旨を、特定

旨を、特定漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。)

二一八 (略)
(準用)

第七十七条 第三条の三から第三条の十三までの規定は、法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第三項第三号の登録及びその更新、登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務、登録操縦免許証更新講習事務規程並びに登録操縦免許証更新講習を行う者(第八十条第一項第一号及び第二項において「登録操縦免許証更新講習実施機関」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条(法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。)	法第二十三条の三十三(法第二十三条の三十四において準用する法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。)
(略)	(略)	(略)
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の三十四において準用する法第二十三条の三十一第一項第二号及び第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の三十四において準用する法第二十三条の三十三第三項第五号
第三条の六第一項	法第十七条の四	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の四
(略)	(略)	(略)

漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。)

二一八 (略)
(準用)

第七十七条 第三条の三から第三条の十三までの規定は法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第三項第三号の登録、登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習事務、登録操縦免許証更新講習事務規程及び登録操縦免許証更新講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条(法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。)	法第二十九条(法第二十三条の三十において準用する法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。)
(略)	(略)	(略)
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の三十において準用する法第二十三条の二十六第一項第二号及び第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の三十において準用する法第二十三条の二十六第三項第五号
第三条の六第一項	法第十七条の四	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の四
(略)	(略)	(略)

第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の五
第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の六第二項
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の十二

第八十七条 (操縦免許証用写真の添付)

第六十六条第一項、第七十条第一項から第三項まで、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項又は前条第一項の規定による操縦免許申請書、操縦免許限定解除(変更)申請書、登録事項(操縦免許証)訂正申請書、操縦免許証更新申請書又は操縦免許証再交付申請書には写真を添付しなければならない。

第八十八条 (略)

2 小型船舶操縦士は、次に掲げる場合には、交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。

第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の五
第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の六第二項
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の十二
第三条の十三	前条第二項	第七十七条において準用する第三条の十二第二項

第八十七条 (操縦免許証用写真の添付)

第六十六条第一項、第七十条第一項若しくは第二項、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項又は前条第一項の規定による操縦免許申請書、操縦免許限定解除(変更)申請書、登録事項(操縦免許証)訂正申請書、操縦免許証更新申請書又は操縦免許証再交付申請書には写真を添付しなければならない。

第八十八条 (略)

2 小型船舶操縦士は、次に掲げる場合には、交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。

一・二 (略)

三 第九条の五の二第三項、第九条の五の三第四項、第七十条第四項において準用する第四条の二第四項、第七十二条第二項、第七十四条において準用する第九条、第八十一条第二項において準用する第九条の五の二第三項又は第八十二条第三項において準用する第九条の五の三第四項の規定により操縦免許証の交付を受けるとき。

四・五 (略)

3・4 (略)

(操縦免許証更新申請書等の提出)

第八十九条 第七十条第一項から第三項まで、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は前条の規定による申請書、届出書又は操縦免許証の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してしなければならない。

(登録小型船舶教習事務の実施基準)

第一百五十五条 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～十 (略)

(登録小型船舶教習事務規程の記載事項)

第一百六条 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十 (略)

(準用)

第一百八条 第三条の三から第三条の五まで、第三条の七及び第三条の九から第三条の十二までの規定は、法第二十三条の十第一項の登録及びその更新、登録小型船舶教習所、登録小型船舶教習事務並びに登録小型船舶教習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一・二 (略)

三 第九条の五の二第三項、第九条の五の三第四項、第七十条第三項において準用する第四条の二第四項、第七十二条第二項、第七十四条において準用する第九条、第八十一条第二項において準用する第九条の五の二第三項又は第八十二条第三項において準用する第九条の五の三第四項の規定により操縦免許証の交付を受けるとき。

四・五 (略)

3・4 (略)

(操縦免許証更新申請書等の提出)

第八十九条 第七十条第一項若しくは第二項、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は前条の規定による申請書、届出書又は操縦免許証の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してなければならない。

(登録小型船舶教習事務の実施基準)

第一百五十五条 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～十 (略)

(登録小型船舶教習事務規程の記載事項)

第一百六条 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十 (略)

(準用)

第一百八条 第三条の三から第三条の五まで、第三条の七及び第三条の九から第三条の十二までの規定は法第二十三条の十第一項の登録、登録小型船舶教習所、登録小型船舶教習事務及び登録小型船舶教習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条(法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。)	法第二十三條の二十九(法第二十三條の三十一第一項において準用する場合を含む。)
(略)	(略)	(略)
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三條の三十條第一項第二号及び第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三條の三十條第三項第五号
(略)	(略)	(略)
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三條の三十二において準用する法第十七条の五
第三条の九	法第十七条の七	法第二十三條の三十二において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三條の三十二において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三條の三十二において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三條の三十二において準用する法第十七条の十二

第三条の三第一項	法第十七条(法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。)	法第二十三條の二十五(法第二十三條の二十七第二項において準用する場合を含む。)
(略)	(略)	(略)
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三條の二十六第一項第二号及び第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三條の二十六第三項第五号
(略)	(略)	(略)
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三條の二十八において準用する法第十七条の五
第三条の九	法第十七条の七	法第二十三條の二十八において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三條の二十八において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三條の二十八において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三條の二十八において準用する法第十七条の十二

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(令第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める区域)

第二百二十五条 令第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める区域は、沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）とする。

(令第十三条第二項第一号(1)の国土交通省令で定める区域)

第二百二十六条 令第十三条第一項第二号(1)の国土交通省令で定める区域は、A1水域及びA2水域とする。

(乗船基準の特例)

第三十一条 法第二十三条の三十六第一項の国土交通省令で定める事由は、航行の様態が乗船基準において考慮された小型船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由とする。

第三十二条 法第二十三条の三十六第一項の規定による国土交通大臣の許可を申請する者は、第十四号様式による特例許可申請書を船舶所有者の住所を管轄する地方運輸局長（外国において領事官の許可を申請する場合にあつては、領事官）に提出しなければならない。

2 (略)

第三十三条 第六十五条の規定は、領事官が法第二十三条の三十六の事務を行った場合について準用する。

(自己操縦)

第三十四条 法第二十三条の四十二項の国土交通省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

一～三 (略)

第三十五条 法第二十三条の四十二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六 (略)

(令第十一条第一項の国土交通省令で定める区域)

第二百二十五条 令第十一条第一項の国土交通省令で定める区域は、沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）とする。

(令第十一条第二項の国土交通省令で定める部分)

第二百二十六条 令第十一条第二項の国土交通省令で定める部分は、令第五条（第一項第一号から第三号までの規定を除く。）及び令別表第一配乗表の適用に関する通則3及び4イ並びに同表第四号の表のうち総トン数二十トンの船舶に適用される部分及び同表第五号の表(一)の表とする。

(乗船基準の特例)

第三十一条 法第二十三条の三十二第一項の国土交通省令で定める事由は、航行の様態が乗船基準において考慮された小型船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由とする。

第三十二条 法第二十三条の三十二第一項の規定による国土交通大臣の許可を申請する者は、第十四号様式による特例許可申請書を船舶所有者の住所を管轄する地方運輸局長（外国において領事官の許可を申請する場合にあつては、領事官）に提出しなければならない。

2 (略)

第三十三条 第六十五条の規定は、領事官が法第二十三条の三十二の事務を行った場合について準用する。

(自己操縦)

第三十四条 法第二十三条の三十六第二項の国土交通省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

一～三 (略)

第三十五条 法第二十三条の三十六第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六 (略)

(危険な操縦の方法)

第三十六條 法第二十三条の四十第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

(船外への転落に備えた措置)

第三十七條 法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜四 (略)

2 前項各号に掲げる場合(次項に規定する場合を除く。)に講ずる法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、船舶安全法第二条第一項の適用を受ける小型船舶に乗船している場合にあつては、当該船舶に救命設備若しくは特殊設備として備え付けられ、又は当該船舶に持ち込まれた次の第一号から第三号までに掲げるもの(持ち込まれたものにあつては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。)のいずれかを着用させる措置とし、同法第二条第一項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合にあつては、次の各号に掲げるもののいずれかを着用させる措置とする。

一〜四 (略)

3 第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合(漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。)に講ずる法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。

一・二 (略)

4 (略)

(発航前の検査等)

第三十八條 法第二十三条の四十第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 次に掲げる発航前の検査(当該検査の結果に基づく小型船舶の航行の安全を図るために必要な措置を講ずることを含む。)を実施すること。

(危険な操縦の方法)

第三十六條 法第二十三条の三十六第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

(船外への転落に備えた措置)

第三十七條 法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜四 (略)

2 前項各号に掲げる場合(次項に規定する場合を除く。)に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、船舶安全法第二条第一項の適用を受ける小型船舶に乗船している場合にあつては、当該船舶に救命設備若しくは特殊設備として備え付けられ、又は当該船舶に持ち込まれた次の第一号から第三号までに掲げるもの(持ち込まれたものにあつては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。)のいずれかを着用させる措置とし、同法第二条第一項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合にあつては、次の各号に掲げるもののいずれかを着用させる措置とする。

一〜四 (略)

3 第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合(漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。)に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。

一・二 (略)

4 (略)

(発航前の検査等)

第三十八條 法第二十三条の三十六第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 次に掲げる発航前の検査(当該検査の結果に基づく小型船舶の航行の安全を図るために必要な措置を講ずることを含む。)を実施すること。

イ〜ハ (略)

二 イからハまでに掲げるもののほか、小型船舶の安全な航行に必要な準備が整っているかについての検査

二 視覚、聴覚及びその時の状況に適した他の全ての手段により、常時適切な見張りを確保すること。

三 (略)

(再教育講習受講通知の基準)

第三十九條 法第二十三条の四十一第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

(再教育講習の内容)

第四十條 法第二十三条の四十一第一項の規定による再教育講習は、小型船舶操縦者が遵守すべき事項及び小型船舶の操縦に必要な知識その他の小型船舶の航行の安全に必要な事項の教育を行うものである。国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものとする。

(再教育講習を受けることができないやむを得ない理由)

第四十一條 法第二十三条の四十一第二項の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げる理由とする。

一〜六 (略)

第四十四條 (略)

(操縦試験手数料等)

4 履歴限定の解除、設備等限定の解除等又は特定漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、千五百円)とする。

5・6 (略)

(国土交通大臣が行う場合の手数料)

第四十四條の二 法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の

イ〜ハ (略)

二 イ、ロ及びハに掲げるもののほか、小型船舶の安全な航行に必要な準備が整っているかについての検査

二 視覚、聴覚及びその時の状況に適した他のすべての手段により、常時適切な見張りを確保すること。

三 (略)

(再教育講習受講通知の基準)

第三十九條 法第二十三条の三十七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

(再教育講習の内容)

第四十條 法第二十三条の三十七第一項の規定による再教育講習は、小型船舶操縦者が遵守すべき事項及び小型船舶の操縦に必要な知識その他の小型船舶の航行の安全に必要な事項の教育を行うものである。国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものとする。

(再教育講習を受けることができないやむを得ない理由)

第四十一條 法第二十三条の三十七第二項の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げる理由とする。

一〜六 (略)

第四十四條 (略)

(操縦試験手数料等)

4 操縦免許について付されている設備等限定又は特定漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して解除を申請する場合は、千五百円)とする。

5・6 (略)

(国土交通大臣が行う場合の手数料)

第四十四條の二 法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の三十において準用する法第十七条の十四、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第

十四、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免状更新講習、特定操縦免許講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免状失効再交付講習、特定漁船講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

講習の種類別		金額
(略)	(略)	(略)
海技免状更新講習	上級航海更新講習、航海更新講習、上級機関更新講習、機関更新講習、通信更新講習	四千四百円
特定操縦免許講習		六万一千六百円
(略)		(略)

(権限の委任)

第百四十五条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に行わせる。

一〜四 (略)

五 法第二十三条の二十五の登録及びその更新
 六 法第二十三条の二十五（法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

七 登録特定操縦免許講習機関に係る権限のうち次に掲げるもの
 イ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理

ロ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第一項

第四条の二十一、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免状更新講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免状失効再交付講習、特定漁船講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

講習の種類別		金額
(略)	(略)	(略)
海技免状更新講習	上級航海更新講習、航海更新講習、上級機関更新講習、機関更新講習、通信更新講習	四千四百円
(略)		(略)

(権限の委任)

第百四十五条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に行わせる。

一〜四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- の規定による届出の受理
- 八 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理
- ニ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の九の規定による命令
- ホ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十の規定による命令
- ヘ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十一の規定による命令
- ト 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十五の規定による公示
- 八 法第二十三条の十第一項の登録及びその更新（国及び独立行政法人以外の者が設置する教習所に係るものに限る。）
- 九 法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理
- 十 登録小型船舶教習所に係る権限のうち次に掲げるもの
- イ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理
- ロ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の六第一項の規定による届出の受理
- ハ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理
- ニ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の九の規定による命令
- ホ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十の規定による命令
- ヘ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十一の規定による命令
- ト 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十五の規定による公示
- 十一 法第二十三条の三十六第一項の許可及び同条第二項の規定による権限

- 五 法第二十三条の十第一項の規定による登録（国及び独立行政法人以外の者が設置する教習所に係るものに限る。）
- 六 法第二十三条の二十五の規定による申請の受理
- 七 登録小型船舶教習所に係る権限のうち次に掲げるもの
- イ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理
- ロ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六の規定による届出の受理
- ハ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理
- ニ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の九の規定による命令
- ホ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十の規定による命令
- ヘ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十一の規定による命令
- ト 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十五の規定による公示
- 八 法第二十三条の三十二第一項の許可及び同条第二項の規定による権限

- 十二 第二十二條第三項の規定による公示
- 十三 第二十八條（第四條の三、第九條の三第二項及び第六十八條の三）において準用する場合を含む。）の規定による認定
- 十四（二十五）（略）

2|| 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

- 一 法第二十三條の二十一第一項及び法第二十九條の二第一項の規定による権限
- 二 法第二十三條の二十八において準用する法第十七條の十三の規定による権限
- 三 法第二十三條の三十二において準用する法第十七條の十三の規定による権限
- 四 法第二十四條の規定による処分及びその取消し

五 法第二十九條の三第一項から第四項までの規定による権限

別表第十一（第九十三條、第三百三十九條、第四百二十二條関係）

一 遵守事項違反点数表

（表 略）

備考

- 1 (略)
- 2 この表の違反行為の内容の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に掲げるところによる。
 - 一 「酒酔い操縦」とは、法第二十三條の四十一項の規定に違反する行為をいう。
 - 二 「自己操縦義務違反」とは、法第二十三條の四十二項の規定に違反する行為をいう。
 - 三 「危険操縦」とは、法第二十三條の四十三項の規定に違反する行為をいう。
 - 四 「見張りの実施義務違反」とは、法第二十三條の四十五項の規定に違反する行為のうち、第三百三十八條第二号に掲げる事項を遵守しないことをいう。
 - 五 「船外への転落に備えた措置義務違反」とは、法第二十三條

- 九|| 第二十二條第三項の規定による公示
- 十|| 第二十八條（第四條の三及び第九條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定
- 十一（十二）（略）

2|| 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

- 一 法第二十四條の規定による処分及びその取消し
- 二 法第二十三條の二十一第一項及び法第二十九條の二第一項の規定による権限
- 三 法第二十九條の三第一項から第四項までの規定による権限
- 四 法第二十三條の二十八において準用する法第十七條の十三の規定による権限

別表第十一（第九十三條、第三百三十九條、第四百二十二條関係）

一 遵守事項違反点数表

（表 略）

備考

- 1 (略)
- 2 この表の違反行為の内容の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に掲げるところによる。
 - 一 「酒酔い操縦」とは、法第二十三條の三十六第一項の規定に違反する行為をいう。
 - 二 「自己操縦義務違反」とは、法第二十三條の三十六第二項の規定に違反する行為をいう。
 - 三 「危険操縦」とは、法第二十三條の三十七項の規定に違反する行為をいう。
 - 四 「見張りの実施義務違反」とは、法第二十三條の三十八項の規定に違反する行為のうち、第三百三十八條第二号に掲げる事項を遵守しないことをいう。
 - 五 「船外への転落に備えた措置義務違反」とは、法第二十三條

の四十第四項の規定に違反する行為をいう。
 六 「発航前検査義務違反」とは、法第二十三条の四十第五項の規定に違反する行為のうち、第三百三十八条第一号に掲げる事項を遵守しないことをいう。
 二・三 (略)

の三十六第四項の規定に違反する行為をいう。
 六 「発航前検査義務違反」とは、法第二十三条の三十六第五項の規定に違反する行為のうち、第三百三十八条第一号に掲げる事項を遵守しないことをいう。
 二・三 (略)

第14号様式（第64条、第133条関係）

特別許可申請書

船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項（第23条の36第1項）の規定による乗組み基準（乗組基準）にらならないことの許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日 申請者氏名又は名称
現 住 所

国土交通大臣
国土交通局長
運輸監理部長
（領事官）殿

申請事由	船舶職員（小型船舶操縦者）	海技士（小型船舶操縦士）の資格	
指定を受けようとする船舶職員（小型船舶操縦者）及びその資格	船名 船の出方	船種・推進機 間及び無線設備の種類	航行区域又は船舶所有者の氏名又は名称

（注）1 「申請事由」欄は、できるだけ詳細に記入すること。

- （1）特殊の構造又は装置を得る場合においては、その構造又は装置の概要を記載すること。この場合には、実際に航行しようとする区域及び当該船舶の所有する船舶検査證書の有効期間満了の日を付記すること。
- （2）航海の態様が特殊である場合においては、その航海の態様の概要を記載すること。この場合には、例えば、恒航路又は定航路を航行する場合は、その定航路、船舶名、総トン数、航行区域又は従業区域、実際に航行しようとする区域及び当該船舶の構造等となる事項を付記すること。
- （3）基地造業の場合においては、恒航路の名称、操業の範囲及び期間その他の業の態様等を記載すること。
- （4）日本船舶を所有することができない者に貸付けられた日本船舶に、条約の締結国が発給した条約に適合する資格証明書を発給した国及び資格証明書の種類を記載すること。
- （5）組まれている油船にあつては、航行区域又は従業区域「欄」に「従業制限を付記すること。

第14号様式（第64条、第133条関係）

特別許可申請書

船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項（第23条の38第1項）の規定による乗組み基準（乗組基準）にらならないことの許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日 申請者氏名又は名称
現 住 所

国土交通大臣
国土交通局長
運輸監理部長
（領事官）殿

申請事由	船舶職員（小型船舶操縦者）	海技士（小型船舶操縦士）の資格	
指定を受けようとする船舶職員（小型船舶操縦者）及びその資格	船名 船の出方	船種・推進機 間及び無線設備の種類	船舶所有者の氏名又は名称

（注）1 「申請事由」欄は、できるだけ詳細に記入すること。

- （1）特殊の構造又は装置を得る場合においては、その構造又は装置の概要を記載すること。この場合には、実際に航行しようとする区域及び当該船舶の所有する船舶検査證書の有効期間満了の日を付記すること。
- （2）航海の態様が特殊である場合においては、その航海の態様の概要を記載すること。この場合には、例えば、恒航路又は定航路を航行する場合は、その定航路、船舶名、総トン数、航行区域又は従業区域、実際に航行しようとする区域及び当該船舶の構造等となる事項を付記すること。
- （3）基地造業の場合においては、恒航路の名称、操業の範囲及び期間その他の業の態様等を記載すること。
- （4）日本船舶を所有することができない者に貸付けられた日本船舶に、条約の締結国が発給した条約に適合する資格証明書を発給した国及び資格証明書の種類を記載すること。
- （5）組まれている油船にあつては、航行区域又は従業区域「欄」に「従業制限を付記すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(認可の申請)

第二条 改正法附則第三条第五項の規定による認可を受けようとする者(第二号及び次項第二号において「認可申請者」という。)は、同条第五項の申請書に次に掲げる事項を記載して、これを当該小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路の起点の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。次項において「所轄地方運輸局長」という。)に提出するものとする。

一 住所及び氏名(法人にあつてはその住所、名称及び代表者の氏名)

二 認可申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、その役員の氏名

三 当該小型船舶旅客不定期航路事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

2 前項の申請書には、改正法附則第三条第五項の安全人材確保計画のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一の所轄地方運輸局長に二以上の小型船舶旅客不定期航路事業について前項の申請書を提出するときは、第二号の書類は、そのうち一的小型船舶旅客不定期航路事業についての申請書に添付すれば足りるものとする。

一 当該申請者が法第二十一条の三第六項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明を記載した書類

二 認可申請者が法第二十一条の三第六項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(海上運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正法附則第三条第六項の規定により第二号許可(改正法第二条の規定による改正後の海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号。次条において「新海上運送法」という。)第二十一条第六項に規定する第二号許可をいう。以下この条において同じ。)を受けたものとみなされた者が、初めて当該第二号許可の更新を申請する場合における第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則(次条において「新海上運送法施行規則」という。)第二十三条の四の二の規定の適用については、同条第二号中「当該更新前の第二号許可(法第二十一条の三第一項又は第二項の許可を含む。)」とあるのは、「海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十四号)附則第三条第五項の規定による認可」とする。

第四条 新海上運送法施行規則第七条の四第一項(第十九条の三第二項、第二十一条の五、第二十三条の三第一項及び第二十三条の五において準用する場合を含む。)、第二十一条の三第一項及び第二十三條の三第一項及び第二十三條の五に於いては、令和六年四月一日以後に行われる安全統括管理者又は連航管理者の選任又は解任について適用する。

2 この省令の施行の際現に存する次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「毎事業年度」とあるのは、「令和七年三月三十一日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。

一 新海上運送法第六条に規定する一般旅客定期航路事業者(新海上運送法施行規則第十九条の二の二第二項

二 特定旅客定期航路事業(新海上運送法第二条第五項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。)を営む者(新海上運送法施行規則第十九条の三第一項において準用する第十九条の二の二第二項

三 人の運送をする内航貨物定期航路事業(新海上運送法施行規則第一条第一項に規定する内航貨物定期航路事業をいう。)を営む者(新海上運送法施行規則第二十一条の五において準用する第十九条の二の二第二項

四 人の運送をする外航貨物定期航路事業（新海上運送法施行規則第一条第一項に規定する外航貨物定期航路事業をいう。）を営む者 新海上運送法施行規則第二十一条の二十三第一項において準用する第十九条の二の第二項

五 人の運送をする内航不定期航路事業（新海上運送法施行規則第一条第三項に規定する内航不定期航路事業をいう。）を営む者 新海上運送法施行規則第二十三条の三第一項において準用する第十九条の二の第二項

六 新海上運送法第二十一条の二に規定する旅客不定期航路事業者 新海上運送法施行規則第二十三条の五において準用する第十九条の二の第二項

七 人の運送をする外航不定期航路事業（新海上運送法施行規則第一条第三項に規定する外航不定期航路事業をいう。）を営む者 新海上運送法施行規則第二十三条の十三の二第二項において準用する第十九条の二の第二項

（船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 特定小型船舶所有者（改正法第四条の規定による改正後の船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十八条の五第一項に規定する特定小型船舶所有者をいう。以下この条において同じ。）が、特定小型船舶（同項に規定する特定小型船舶をいう。以下この条において同じ。）の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）のうちこの省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に特定小型船舶に相当する船舶（当該特定小型船舶と同一の船舶に限る。以下この項において「特定小型相当船舶」という。）において次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事したことがある者（以下この項において「特定乗組員等」という。）を、同表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合における第二条の規定による改正後の船員法施行規則（以下この条において「新船員法施行規則」という。）第七十八条の二の五第一項の適用については、同表の中欄に掲げる場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に該当しないものとみなす。

一 船長に相当する者	特定乗組員等（施行日前に上欄第一号に掲げる乗組員の職務（以下この条において「第一号職務」という。）に相当する職務（以下この条において「第一号相当職務」という。）に従事したことがある者に限る。）が、その特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄1
二 甲板部の職員又は部に相当する者	特定乗組員等（施行日前に第一号相当職務又は上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この条において「第二号職務」という。）に相当する職務（以下この条において「第二号相当職務」という。）に従事したことがある者に限る。）が、その特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄1
	特定乗組員等が、その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において初めて第一号職務に従事するとき（施行日前に当該水域において第一号相当職務に従事したことがある場合に限る。）	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄3
	特定乗組員等が、その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において初めて第二号職務に従事するとき（施行日前に当該水域において第一号相当職務又は第二号相当職務に従事したことがある場合に限る。）	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄3

<p>三 前二号に掲げる者以外の乗組員であつて輸送の安全の確保に關する業務を行う者</p>	<p>特定乗組員等が、その特定小型船舶において初めて上欄第三号に掲げる乗組員の職務(以下この条において「第三号職務」という。)に従事するとき。 特定乗組員等が、その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域)において初めて第三号職務に従事するとき。</p>	<p>新船員法施行規則第七十八條の二の二の五第一項の表第三号下欄1 新船員法施行規則第七十八條の二の二の五第一項の表第三号下欄3</p>
<p>2 特定小型船舶所有者が、特定小型船舶の乗組員(当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。)のうち施行日前に特定小型船舶に相当する船舶(当該特定小型船舶と同一の船舶に限る。以下この項において「特定小型相当船舶」という。)において次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に相当する職務に従事したことがある者(以下この項において「特定乗組員等」という。)を、同表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合における新船員法施行規則第七十八條の二の二の五第一項の適用については、同表の中欄に掲げる場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に該当するものとみなす。</p> <p>一 前項の表の上欄第一号に掲げる者</p>	<p>特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日、施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号職務に相当する職務(以下この項において「第三号相当職務」という。)に従事した日のいずれか遅い日の翌日から施行日の前日までの間に当該特定小型相当船舶の所有者(船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人。以下この項において同じ。)の変更があつた場合において、この省令の施行後初めて当該特定小型船舶において第一号職務に従事するとき。</p> <p>特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。</p> <p>特定乗組員等が、その特定小型相当船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域)において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第一号職務に従事するとき。</p>	<p>新船員法施行規則第七十八條の二の二の五第一項の表第一号下欄2 新船員法施行規則第七十八條の二の二の五第一項の表第一号下欄4 新船員法施行規則第七十八條の二の二の五第一項の表第一号下欄5</p>
<p>二 前項の表の上欄第二号に掲げる者</p>	<p>特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日、施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日のいずれか遅い日の翌日から施行日の前日までの間に当該特定小型相当船舶の所有者の変更があつた場合において、この省令の施行後初めて当該特定小型船舶において第二号職務に従事するとき(当該変更後に当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。)</p>	<p>新船員法施行規則第七十八條の二の二の五第一項の表第二号下欄2</p>

<p>特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。</p>	<p>新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄4</p>
<p>特定乗組員等が、その特定小型相当船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれ的水域）において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき。</p>	<p>新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄5</p>
<p>三 前項の表の上欄第三号に掲げる者 特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日、施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日のいずれか遅い日の翌日から施行日の前日までの間に当該特定小型相当船舶の所有者の変更があつた場合において、この省令の施行後初めて当該特定小型船舶において第三号職務に従事するとき（当該変更後に当該特定小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）</p>	<p>新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄2</p>
<p>特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日、施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき。</p>	<p>新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄4</p>
<p>特定乗組員等が、その特定小型相当船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれ的水域）において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日、施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第三号職務に従事するとき。</p>	<p>新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄5</p>

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う準備行為）

第六条 改正法第五条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下「新船舶職員法」という。第二十三条の二十五の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、第三条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「新船舶職員法施行規則」という。）第六十八条の五において準用する新船舶職員法施行規則第三条の三第一項の申請書及び新船舶職員法施行規則第六十八条の五において準用する新船舶職員法施行規則第三条の三第二項各号に掲げる書類（次項において「申請書等」という。）を国土交通大臣に提出して、当該登録を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

2 前項の規定による国土交通大臣の申請書等の受理の権限は、新船舶職員法第二十三条の二十五の登録を受けようとする者の住所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

（改正法附則第四条第二項の規定による申請をする者についての準用）

第七条 新船舶職員法施行規則第六十六条（ただし書並びに第一号、第四号及び第六号を除く。）の規定は、改正法附則第四条第二項の規定による申請をする者について準用する。この場合において、新船舶職員法施行規則第六十六条第二号中「特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うもの」とあるのは「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第四条第二項の移行講習」と、同号及び同条第三号中「書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）」とあるのは「書類」と、同条第五号中「小型船舶操縦士又は海技士にあつては、操縦免許証又は海技免状」とあるのは「操縦免許証」と読み替えるものとする。

2 新船舶職員法施行規則第二十八条、第二十九条（第二号を除く。）、第三十条及び第三十二条の規定は、前項において準用する新船舶職員法施行規則第六十六条第三号の乗船履歴について準用する。この場合において、新船舶職員法施行規則第二十八条中「の船舶」とあるのは「の総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶」とあるのは「総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、新船舶職員法施行規則第二十九条第三号中「主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。）」とあるのは「船長若しくは航海士の職務の履歴以外の履歴又は主として船舶の運航に従事しない職務の履歴」と読み替えるものとする。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式による申請書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省告示第三十号（一月十九日）

標準運送約款の一部を改正する告示

標準運送約款（昭和六十一年運輸省告示第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げているものは、これを加える。」

改正後	改正前
旅客運送の部 目次 第1章～第3章（略） 第4章 旅客の義務（第18条～第20条） 第5章 賠償責任（第21条・第22条） 第6章 連絡運輸等（第23条・第24条） 旅客運送の部 （旅客名簿への記載） 第20条 旅客は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第15条（同法第21条の5において準用する場合を含む。）に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。 （1）氏名	旅客運送の部 目次 第1章～第3章（略） 第4章 旅客の義務（第18条・第19条） 第5章 賠償責任（第20条・第21条） 第6章 連絡運輸等（第22条・第23条） 旅客運送の部 （新設）

(2) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分

(3) 性別

(4) 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
アに掲げる旅客以外の旅客
イに住所又は住民票に記載されている市区町村名

イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客
国籍及び旅券番号

(5) 乗船の日時及び港並びに下船の港

(6) 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否

第21条～第24条（略）

特殊手荷物運送の部
（払戻し及び払戻し手数料）

第16条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特殊手荷物券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、それぞれ当該各号に定める額の運賃を払い戻します。

(1) 運送申込人が、入銀前の船便の指定のない特殊手荷物券（回数特殊手荷物券及び定期特殊手荷物券を除く。以下この条において同じ。）について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合（第3号及

第20条～第23条（略）

特殊手荷物運送の部
（払戻し及び払戻し手数料）

第16条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特殊手荷物券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、それぞれ当該各号に定める額の運賃を払い戻します。

(1) 運送申込人が、入銀前の船便の指定のない特殊手荷物券（回数特殊手荷物券及び定期特殊手荷物券を除く。以下この条において同じ。）について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合（第3号及

<p>び第6号に該当する場合を除く。券面記載金額（割引がされているときは、割引後の金額。以下同じ。）</p> <p>(2) 運送申込人が、入鉄前の指定便に係る特殊手荷物券について、当該指定便の発航前に払戻しの請求をした場合（次号及び第6号に該当する場合を除く。）券面記載金額</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>び第5号に該当する場合を除く。券面記載金額（割引がされているときは、割引後の金額。以下同じ。）</p> <p>(2) 運送申込人が、入鉄前の指定便に係る特殊手荷物券について、当該指定便の発航前に払戻しの請求をした場合（次号及び第5号に該当する場合を除く。）券面記載金額</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則
この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第六号（二月三十一日）
海上運送法施行規則等の一部を改正する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（運賃及び料金等の公示の方法）</p> <p>第七条 法第十条の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、一般旅客定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、一般旅客定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。</p> <p>一 一般旅客定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</p> <p>二 一般旅客定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトをも有していない場合</p>	<p>（運賃及び料金等の公示）</p> <p>第七条 法第十条の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を記載した書面を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示して行い、かつ、当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにして行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

2|| 一般旅客定期航路事業者は、

前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

（賃率表の公示の方法）

第二十一条の二（略）

（運賃及び料金等の公示の方法）

第二十一条の四 法第十九条の六の二の規定による公示は、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、内航貨物定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、内航貨物定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

（新設）

（賃率表の公示）

第二十一条の二（略）

（運賃及び料金等の公示）

第二十一条の四 法第十九条の六

の二の規定による公示は、次に掲げる事項を記載した書面を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示して行い、かつ当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにして行うものとする。

一 内航貨物定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 内航貨物定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを用意していない場合

2|| 内航貨物定期航路事業者は、

前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

（運賃及び料金等の公示の方法）

第二十一条の十五（略）

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。ただし、第四条から第九条まで、第十条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十一条第二項の改正規定及び第十一条から第十四条までの規定は、同年四月一日から施行する。

一 運賃及び料金

二 第六条に規定する事項を記載した運送約款

（新設）

（運賃及び料金等の公示）

第二十一条の十五（略）

○国土交通省令第八号（二月一日）

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（電子情報処理組織を使用する申請等及び処分通知等）</p> <p>第十五条の二 法第四十八条の四第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者に対して行われる通知（以下「申請等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 法第三十七条第一項の許可の申請</p> <p>十六 法第三十八条の二第一項及び第四項の届出</p> <p>十七 前各号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める申請等</p> <p>2 法第四十八条の四第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者が行う通知（以下「処分通知等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 前項第十五号に掲げる法第三十七条第一項の許可の申請に対する処分通知</p> <p>十六 前項第十六号に掲げる法第三十八条の二第一項及び第四項の届出を受理した旨の通知</p> <p>十七 前項第十七号に掲げる申請等に対する処分通知等</p> <p>（電子情報処理組織を使用する者の届出等）</p> <p>第十五条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国土交通大臣は、第一項又は前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別番号、暗証番号その他必要と認める事項を通知又</p>	<p>（電子情報処理組織を使用する申請等及び処分通知等）</p> <p>第十五条の二 法第四十八条の四第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者に対して行われる通知（第十五条の四並びに第十五条の五第一項及び第三項において「申請等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第四十八条の四第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者が行う通知（第十五条の四並びに第十五条の五第二項及び第三項において「処分通知等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第十五条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国土交通大臣は、第一項又は前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別番号、暗証番号、当該届出をした者の使用に係る</p>

は交付するものとする。

4
(略)

電子計算機から入力された情報を暗号化するための鍵及び電子証明証
〔申請等又は処分通知等をした者が本人であることを証明する電磁的
記録をいう。〕を通知又は交付するものとする。

4
(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十号（二月十六日）

港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令

港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（事業の許可の申請）</p> <p>第四条 一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関し次に掲げる事項</p> <p>イ〜ホ（略）</p>	<p>（事業の許可の申請）</p> <p>第四条 一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関し次に掲げる事項</p> <p>イ〜ホ（略）</p>

△ コンテナ埠頭^{ふか}において次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。）を使用する場合は、その概要及び管理体制その他サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項

（新設）

- (イ) 船舶へのコンテナ貨物の積込に関する計画を作成する機能
 - (ロ) コンテナ貨物の配置に関する計画を作成する機能
 - (ハ) コンテナ貨物の配置の状況の管理を行うための機能
- 三・四（略）
- 2〜6（略）
- 7 法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第九号及び第十二号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容
- 三・四（略）
- 2〜6（略）
- 7 法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第九号及び第十一号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容

に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一〇七 (略)

八 第一項第二号へに規定する情報処理システムを使用する申請者と当該情報処理システムの所有者が異なる場合にあつては、当該申請者と当該所有者との間で締結された一般港湾運送事業の適正かつ確実な実施の確保に必要な措置を講ずるための当該情報処理システム

九〇十二 (略)

(事業計画の変更の届出)

第十三条 法第十七条第一項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 第四条第一項第二号へに掲げる事項のうち、同号へに規定する情報処理システムの管理を担当する者の変更その他の一般港湾運送事業の実施に実質的な影響を及ぼさない国土交通大臣が認める事項の変更

第十四条 (略) (事業の譲渡譲受の認可の申請)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一〇七 (略) (新設)

八〇十一 (略) (事業計画の変更の届出)

第十三条 法第十七条第一項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一〇七 (略) (新設)

第十四条 (略) (事業の譲渡譲受の認可の申請)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

い。

一・二 (略)

三 譲受人が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第七項第十号から第十二号までに掲げる書類及び譲受人(譲受人が法人である場合は、その役員)が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書(法人の合併又は分割の認可の申請)

第十五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を営営していないときは、第四条第七項第十号又は第十一号に掲げる書類

四・五 (略)

3 (略) (相続人による事業継続の認可の申請)

第十七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

い。

い。

一・二 (略)

三 譲受人が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第七項第九号から第十一号までに掲げる書類及び譲受人(譲受人が法人である場合は、その役員)が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書(法人の合併又は分割の認可の申請)

第十五条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を営営していないときは、第四条第七項第九号又は第十号に掲げる書類

四・五 (略)

3 (略) (相続人による事業継続の認可の申請)

第十七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

い。

<p>一 (略)</p> <p>二 申請者が現に港湾運送事業を営業者でないときは、 第四条第七項第三号及び第十二号イに掲げる書類</p> <p>三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 申請者が現に港湾運送事業を営業者でないときは、 第四条第七項第三号及び第十二号イに掲げる書類</p> <p>三 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に港湾運送事業法（次項において「法」という。）第四条の許可を受けている一般港湾運送事業者の事業計画の記載事項については、次項の規定による事業計画の変更の認可の申請に係る処分が行われるまでの間は、なお従前の例による。

2 前項に規定する一般港湾運送事業者は、この省令の施行の日から一年以内、この省令による改正後の港湾運送事業法施行規則第四条第一項第一号への規定により新たに事業計画に記載すべき事項について、法第十七条第一項の規定による事業計画の変更の認可を申請しなければならぬ。

○国土交通省告示第百十二号（二月二十一日）
OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示

OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第六百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>OCRに用いる申請書の記載方法は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号。以下「規則」という。）第3条第1項、第4条の2第1項及び第3項、第7条第1項、第9条の5第1項、第9条の8第1項、第10条第1項、第37条第1項、第65条の2並びに第65条の6において準用する第7条第1項及び第10条第1項、<u>第66条</u>、第70条第1項、<u>第2項及び第3項</u>、第73条第1項、第80条第1項、第85条第1項、第86条第1項及び第99条に規定する別記様式ごとに、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>操縦免許申請書（第18号様式）</p>	<p>OCRに用いる申請書の記載方法は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号。以下「規則」という。）第3条第1項、第4条の2第1項、第3項及び第4項、第7条第1項、第9条の5第1項、第9条の8第1項、第10条第1項、第37条第1項、第65条の2並びに第65条の6において準用する第7条第1項及び第10条第1項、<u>第66条第1項及び第2項</u>、第70条第1項、<u>第73条第1項、第80条第1項、第85条第1項、第86条第1項及び第99条第1項</u>に規定する別記様式ごとに、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>操縦免許申請書（第18号様式）</p>

- (1) (略)
- (2) 資格種別等欄の上欄は、別表第1に定めるところに従って、その略号を表示するチェック欄に「×」を記載すること。

また、特定操縦免許講習であって登録特定操縦免許講習機関が行うものの課程を修了した者が特定操縦免許を申請する場合又は設備等限定を付された者である場合にあつては、資格種別等欄の下欄の該当するチェック欄に「×」を記載すること。

- (3)～(11) (略)
- 操縦免許限定解除 (変更) 申請書 (第19号様式)
- (1) (略)

(2) 特定操縦免許を受けている者にあつては、免許証の種類欄の該当するチェック欄に「×」を記載すること。

- (3)・(4) (略)
- 登録事項 (操縦免許証) 訂正申請書 (第21号様式)
- (1)・(2) (略)

- (3) その他については、海技免許申請書 (第2号様式) の記載方法7、(8)及び(9)、海技免許限定解除 (変更) 申請書 (第3号様式) の記載方法2、操

- (1) (略)
- (2) 資格種別等欄の上欄は、別表第1に定めるところに従って、その略号を表示するチェック欄に「×」を記載すること。

また、小型旅客安全講習課程を修了した者であつて特定操縦免許を申請する場合又は設備等限定を付された者である場合にあつては、該当するチェック欄に「×」を記載すること。

- (3)～(11) (略)
- 操縦免許限定解除 (変更) 申請書 (第19号様式)
- (1) (略)

(新設)

- (2)・(3) (略)
- 登録事項 (操縦免許証) 訂正申請書 (第21号様式)
- (1)・(2) (略)

- (3) その他については、海技免許申請書 (第2号様式) の記載方法7、(8)及び(9)、海技免許限定解除 (変更) 申請書 (第3号様式) の記載方法2、操

縦免許申請書 (第18号様式) の記載方法1)、(4)～(7)まで及び(11)並びに操縦免許限定解除 (変更) 申請書 (第19号様式) の記載方法1)及び(3)の例により記載すること。

操縦免許証更新申請書 (第22号様式)

- (1)～(4) (略)

(5) その他については、海技免許申請書 (第2号様式) の記載方法7)、(8)及び(9)、海技免許限定解除 (変更) 申請書 (第3号様式) の記載方法2)、操縦免許申請書 (第18号様式) の記載方法1)、(4)～(7)まで及び(11)並びに操縦免許限定解除 (変更) 申請書 (第19号様式) の記載方法1)及び(3)の例により記載すること。

操縦免許証再交付申請書 (第24号様式)

- (1) (略)

(2) その他については、海技免許申請書 (第2号様式) の記載方法7)、(8)及び(9)、海技免許限定解除 (変更) 申請書 (第3号様式) の記載方法2)、操縦免許申請書 (第18号様式) の記載方法1)、(4)～(7)まで及び(11)、操縦免許限定解除 (変更) 申請書 (第19号様式)

縦免許申請書 (第18号様式) の記載方法1)、(4)～(7)まで及び(11)並びに操縦免許限定解除 (変更) 申請書 (第19号様式) の記載方法1)及び(2)の例により記載すること。

操縦免許証更新申請書 (第22号様式)

- (1)～(4) (略)

(5) その他については、海技免許申請書 (第2号様式) の記載方法7)、(8)及び(9)、海技免許限定解除 (変更) 申請書 (第3号様式) の記載方法2)、操縦免許申請書 (第18号様式) の記載方法1)、(4)～(7)まで及び(11)並びに操縦免許限定解除 (変更) 申請書 (第19号様式) の記載方法1)及び(2)の例により記載すること。

操縦免許証再交付申請書 (第24号様式)

- (1) (略)

(2) その他については、海技免許申請書 (第2号様式) の記載方法7)、(8)及び(9)、海技免許限定解除 (変更) 申請書 (第3号様式) の記載方法2)、操縦免許申請書 (第18号様式) の記載方法1)、(4)～(7)まで及び(11)、操縦免許限定解除 (変更) 申請書 (第19号様式)

の記載方法(1)及び(3)並びに操縦免許証更新申請書(第22号様式)(1)、(2)及び(3)の例により記載すること。

の記載方法(1)及び(2)並びに操縦免許証更新申請書(第22号様式)(1)、(2)及び(3)の例により記載すること。

附 則

この告示は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

○法務省令第七号（三月一日）

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（船舶登記規則の一部改正）

第七条 船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章・第二章 略〕</p> <p>第三章 登記事項の証明等（第四十五条―第四十七条の三）</p> <p>第四章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（帳簿）</p> <p>第十八条 〔略〕</p> <p>〔一〕八 略</p> <p>九 申出立件事件簿</p> <p>十 申出立件関係書類つづり込み帳</p> <p>十一 申出立件事務日記帳</p> <p>十二 代替措置等申出書写しつづり込み帳</p> <p>（登記事項証明書の交付の請求情報等）</p> <p>第四十五条 登記事項証明書、請求に係る船舶についてその製造地を管轄する登記所の登記簿に製造中の船舶の登記がないことを証する書面又は令第三十三条第二項に規定する書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章並びに第四十九条において準用する不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百二条の十四第二項及び第六項において「請求情報」という。）を登記所に提供しなければならない。</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>五 登記事項証明書の交付の請求をする場合にあつては、第四十九条</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章・第二章 同上〕</p> <p>第三章 登記事項の証明等（第四十五条―第四十七条の二）</p> <p>第四章 〔同上〕</p> <p>附則</p> <p>（帳簿）</p> <p>第十八条 〔同上〕</p> <p>〔一〕八 同上</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>（登記事項証明書の交付の請求情報等）</p> <p>第四十五条 登記事項証明書、請求に係る船舶についてその製造地を管轄する登記所の登記簿に製造中の船舶の登記がないことを証する書面又は令第三十三条第二項に規定する書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を登記所に提供しなければならない。</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>五 登記事項証明書の交付の請求をする場合にあつては、第四十九条</p>

において準用する不動産登記規則第九十六条第一項第一号から第四号まで（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書区分

〔六・七 略〕
〔2～8 略〕

（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）

第四十六条 前条第一項の交付の請求又は同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面（第四十九条において準用する不動産登記規則第二百二条の十四第四項、第二百三条並びに第二百四条第一項及び第二項において「請求書」という。）を登記所に提出する方法によりしなければならない。

〔2・3 略〕

（登記事項証明書等における代替措置）

第四十七条の三 法務大臣は、第四十九条において準用する不動産登記規則第二百二条の十二第一項各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。

2] 令第三十三条第三項において準用する不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第九十六条第六項の申出又は第四十九条において準用する不動産登記規則第二百二条の十六第一項の規定による申出（第四十九条において準用する同令第四章第三節において「代替措置等申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（第四十九条において準用する同令第四章第三節において「代替措置等申出書」という。）を登記所に提出してしなければならない。

- 一 申出人の氏名及び住所
- 二 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 三 申出の目的
- 四 船舶にあつては、船名、種類及び船籍港
- 五 製造中の船舶にあつては、製造番号その他製造中の船舶を識別することができる事項

（不動産登記規則の準用）

第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び

において準用する不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第九十六条第一項第一号から第四号まで（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書の区分

〔六・七 同上〕
〔2～8 同上〕

（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）

第四十六条 前条第一項の交付の請求又は同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面（第四十九条において準用する不動産登記規則第二百三条並びに第二百四条第一項及び第二項において「請求書」という。）を登記所に提出する方法によりなければならない。

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

（不動産登記規則の準用）

第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号ま

第四号から第八号まで、第五号から第九号まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九号から第三十三号まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九号まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条第一項(6)を除く、第四十八号から第七十二条まで、第四十九条第一項、第一百十号、第一百四十六号、第四百四十八号から第五百五十五条まで、第六百六十三号から第六百六十六号まで、第六百六十七号(第一項第三号口及びハを除く)、第六百六十八号(第一項を除く)、第六百六十九号(第一項を除く)、第六百七十号、第六百七十五号、第六百七十六号(第三項を除く)、第六百七十八号から第八十条まで、第六百八十一条(第二項第三号を除く)から第六百八十二条の二まで、第六百八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第六百八十四条から第六百八十八号まで、第六百八十九条(第一項を除く)、第六百九十条から第六百九十二条まで、第六百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第六百九十八号、第二百一十二条第一項並びに第四章第三節(第二百一十二条の二第一項並びに第二百一十二条の四第一項及び第三項を除く)及び第四節(第二百五条第一項を除く)の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第六十号、第六百八十一条第二項、第六百八十四条、第六百八十五条第一項第一号イ、第二百一十二条の四第二項(第二百一十二条の十五第三項において準用する場合を含む)及び第二百一十二条の十二第二項(第二百一十二条の十五第七項及び第二百一十二条の十六第六項において準用する場合を含む)を除く)中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

で、第五号から第九号まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九号から第三十三号まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九号まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条第一項(6)を除く、第四十八号から第七十二条まで、第四十九条第一項、第一百十号、第一百四十六号、第四百四十八号から第五百五十五条まで、第六百六十三号から第六百六十六号まで、第六百六十七号(第一項第三号口及びハを除く)、第六百六十八号(第一項を除く)、第六百六十九号(第一項を除く)、第六百七十号、第六百七十五号、第六百七十六号(第三項を除く)、第六百七十八号から第八十条まで、第六百八十一条(第二項第三号を除く)から第六百八十二条の二まで、第六百八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第六百八十四条から第六百八十八号まで、第六百八十九条(第一項を除く)、第六百九十条から第六百九十二条まで、第六百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第六百九十八号、第二百一十二条第一項、第二百一十二条及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八号第一項第五号イ、第六十号、第六百八十一条第二項、第六百八十四条及び第六百八十五条第一項第一号イを除く)中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

第十七条第二項	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第二十七條の二第一項	第二十二條の四第一項	船舶登記規則第四十七條の三第二項	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第百八十五條第一項第一号イ	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第百九十六條第一項第四号及び第百九十八條第一項	、住所及び法人識別事項	及び住所	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第百九十八條第二項	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第二十二條の四第二項（第二十二條の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二十二條の十二第二項（第二十二條の十五第七項及び第二十二條の十六第六項において準用する場合を含む。）	不動産の所在地	船舶の船籍港の所在地又は製造中の船舶の製造地	〔略〕
第二十二條の四第四項	第一項各号	船舶登記規則第四十七條の三第二項各号	〔略〕
第二十二條の十四第三項	第百九十四條第二項及び第三項	船舶登記規則第四十六條第二項及び第三項	〔略〕

第十七條第二項	〔項を加える。〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第百八十五條第一項第一号イ	〔項を加える。〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第百九十八條第二項	〔項を加える。〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔項を加える。〕	〔項を加える。〕	〔同上〕	〔同上〕

第二百二条の十五第一項第四号	第二百二条の四第一項第四号	船舶登記規則第四十七条の三第二項第四号及び第五号
第二百二条の十五第三項	第二百二条の四第二項から第五項まで	第二百二条の四第二項、第四項及び第五項
[略]		

(不動産登記法等の準用における技術的読替え)

第五十条 [略]

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
不動産登記法第六十七條第一項	[略]	
[略]		

[項を加える。]		
[項を加える。]		
[同上]		

(不動産登記法等の準用における技術的読替え)

第五十条 [同上]

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第六十七條第一項	[同上]	
[同上]		

2 [略]

2 [同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、民法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

(船舶登記規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令による改正後の船舶登記規則(以下この条において「新船舶登記規則」という。)第十八条第九号から第十二号まで、第四十七条の三及び

第四十九条(新不動産登記規則第四章第三節を準用する部分に限る。)の規定は、船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十三条第一項及び第二項に

規定する各書面に関する事務について船舶登記令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第二百四十九号。以下「平成二十年政令」という。)第二条第

二項の規定による指定を受けた登記所における登記記録に係る船舶登記令第三十三条第三項において準用する不動産登記法第百十九条第六項の規定による

申出に関する手続について、当該指定を受けた日から適用する。

2 新船舶登記規則第四十九条において読み替えて準用する新不動産登記規則第二百二条の四第二項(新不動産登記規則第二百二条の十五第三項において準

用する場合を含む。)の規定は、船舶登記令第三十三条第三項において準用する不動産登記法第百十九条第六項の登記記録に係る船舶の船籍港の所在地又

は製造中の船舶の製造地を管轄する登記所が前項の指定を受けていない場合には、適用しない。

○国土交通省告示第百三十六号（三月一日）

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う船舶職員及び小型船舶操縦者法関係告示の整備に関する告示

（船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二第二項の国土交通大臣が定める講習の課程を定める告示の廃止）

第一条 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二第二項の国土交通大臣が定める講習の課程を定める告示（平成十五年国土交通省告示第六百四十九号）は、廃止する。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四百十条の国土交通大臣が告示で定める基準を定める告示の一部改正）

第二条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四百十条の国土交通大臣が告示で定める基準を定める告示（平成十五年国土交通省告示第六百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四号口中「船舶職員養成施設における船舶職員の養成、」の下に「特定操縦免許講習、」を加える。

（登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の基準等を定める告示の一部改正）

第三条 登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一(四)の表の備考中「移行講習又は移行講習に相当する講習」を「船舶法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号）附則第四条第四項の移行講習又は当該移行講習に相当する講習」に改める。

附 則

この告示は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十六号（三月四日）

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
<p>(海技免許の申請)</p> <p>第三条 海技免許を申請する者は、第二号様式による海技免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局又はその運輸支局若しくは海事事務所（以下「地方運輸局等」という。）のうち国土交通大臣が指定するものを經由して国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 二級海技士（航海）若しくは二級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請する者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者（高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者）にあつては国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校乗船実習コースを修了した者に、海上保安大学の特修科を卒業した者）にあつては海上保安大学の初任科及び研修科国際業務課程を修了した者に、海員学校の本科を卒業した者、独立行政法人海員学校の本科を卒業した者及び独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を卒業した者）にあつては海員学校の乗船実習科、独立行政法人海員学校の乗船実習科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科を修了した者に、海員学校の専修科を卒業した者）にあつては平成六年以後に卒業した者に限る。次号及び第四条第二項</p>	<p>(海技免許の申請)</p> <p>第三条 海技免許を申請する者は、第二号様式による海技免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局又はその運輸支局若しくは海事事務所（以下「地方運輸局等」という。）のうち国土交通大臣が指定するものを經由して国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 二級海技士（航海）若しくは二級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請する者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者（高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者）にあつては国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校乗船実習コースを修了した者に、海員学校の本科を卒業した者、独立行政法人海員学校の本科を卒業した者及び独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を卒業した者）にあつては海員学校の乗船実習科、独立行政法人海員学校の乗船実習科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科を修了した者に、海員学校の専修科を卒業した者）にあつては平成六年以後に卒業した者に限る。次号及び第四条第二項において同じ。）で四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許を申請するもの及</p>

において同じ。)で四級海技士(航海)若しくは四級海技士(機関)の資格又はこれより下級の資格についての海技免許を申請するもの及び既に法第五条第三項の規定により履歴限定が解除されている者を除く。)にあつては、その者の有する乗船履歴(海技士(航海)に係る海技免許にあつては船長、航海士又は運航士(運航士(二号職務)を除く。))として、海技士(機関)に係る海技免許にあつては機関長、機関士又は運航士(運航士(二号職務)を除く。))として、それぞれ総トン数二十トン以上の船船に乗り組んだ履歴(第四条第二項の規定による履歴限定に係る乗船履歴を除く。)に限る。第四条第一項において同じ。)を証明する書類

三 学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者で四級海技士(航海)若しくは四級海技士(機関)の資格又はこれより下級の資格についての海技免許を申請するものにあつては、その者の有する乗船履歴(四級海技士(航海)の資格又はこれより下級の資格についての海技免許にあつては総トン数二十トン以上の船舶に乗り組み、実習又は船舶の運転に関する職務を行つた履歴に、四級海技士(機関)の資格又はこれより下級の資格についての海技免許にあつては総トン数二十トン以上の船舶に乗り組み、実習又は機関の運転に関する職務を行つた履歴に限る。第四条第二項において同じ。)を証明する書類及び卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書

2 (略)
 四 (略)
 (海技免許についての限定)
 第四条 (略)

2 前項の規定によるほか、学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業

び既に法第五条第三項の規定により履歴限定が解除されている者を除く。)にあつては、その者の有する乗船履歴(海技士(航海)に係る海技免許にあつては船長、航海士又は運航士(運航士(二号職務)を除く。))として、海技士(機関)に係る海技免許にあつては機関長、機関士又は運航士(運航士(二号職務)を除く。))として、それぞれ総トン数二十トン以上の船船に乗り組んだ履歴(第四条第二項の規定による履歴限定に係る乗船履歴を除く。)に限る。第四条第一項において同じ。)を証明する書類

三 学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者で四級海技士(航海)若しくは四級海技士(機関)の資格又はこれより下級の資格についての海技免許を申請するものにあつては、その者の有する乗船履歴(四級海技士(航海)の資格又はこれより下級の資格についての海技免許にあつては総トン数二十トン以上の船舶に乗り組み、実習又は船舶の運転に関する職務を行つた履歴に、四級海技士(機関)の資格又はこれより下級の資格についての海技免許にあつては総トン数二十トン以上の船舶に乗り組み、実習又は機関の運転に関する職務を行つた履歴に限る。第四条第二項において同じ。)を証明する書類及び卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書

2 (略)
 四 (略)
 (海技免許についての限定)
 第四条 (略)

2 前項の規定によるほか、学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者にあつては、四級

した者にあつては、四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許につき、別表第二の二の上欄に掲げる船舶の区分ごとに、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に応じ、同表の下欄に定める船舶職員の職についても行う。

3-5 (略)

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一-三 (略)

三の二 海上保安大学校特修科を卒業した者（海上保安大学校初任科を修了した者に限る。）の場合

海技試験の種別	単位数	乗 船		履 歴	
		船 種	期 間	職 務	備 考
四級海技士（航海）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域、若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年以上	実習又は船舶の運航	研修科国際業務課程を修了した者にあつては、練習船舶（総トン数五百トン以上のものとする。以下この表において同じ。）による実習が少なくとも九月なければならぬ。

海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許につき、別表第二の二の上欄に掲げる船舶の区分ごとに、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に応じ、同表の下欄に定める船舶職員の職についても行う。

3-5 (略)

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一-三 (略)

三の二 海上保安大学校特修科を卒業した者（海上保安大学校初任科を修了した者に限る。）の場合

海技試験の種別	単位数	乗 船		履 歴	
		船 種	期 間	職 務	備 考
四級海技士（航海）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域、若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年以上	実習又は船舶の運航	

四〇六 (略)
備考 (略)

四級海技士 (機関) 試 験又は内燃 機関四級海 技士 (機関) 試験	二十五 以上	総トン数二 十トン以上 の沿海区 域、近海区 域若しくは 遠洋区域を 航行区域と する船舶又 は総トン数 二十トン以 上の漁船	二年 (研修 科国際 業務課 程を修 了した 者にあ つては 九月) 以上	実習又 は船舶 の運航	研修科国際業 務課程を修了 した者にあつ ては、練習船 による実習が 少なくとも九 月なければな らない。
--	-----------	---	--	-------------------	--

四〇六 (略)
備考 (略)

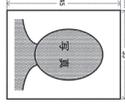
四級海技士 (機関) 試 験又は内燃 機関四級海 技士 (機関) 試験	二十五 以上	総トン数二 十トン以上 の沿海区 域、近海区 域若しくは 遠洋区域を 航行区域と する船舶又 は総トン数 二十トン以 上の漁船	二年以 上	実習又 は船舶 の運航	
--	-----------	---	----------	-------------------	--

第1号様式(第1号様式別紙) 登録事項(簿籍免許証)訂正申請書 (日本郵政特許人第4号)

下記の氏名変更(届出)が有効となるため、関係書類を添付して申請します。

性別 () 男性 () 女性 ()
年齢 () 歳 () 月 () 日
出生地 () 都道府県 () 市町村 ()
国籍 () 日本 () 外国 ()

【申請者の本人の顔写真を貼付する】
1. 顔写真を貼付する(縦向き)
2. 顔写真の寸法は縦向きが縦35mm、横向きが横35mm
3. 顔写真の背景は白または淡色
4. 顔写真は、顔全体を撮影する



住所 () 都道府県 () 市町村 ()
電話番号 ()
Eメール ()

【注】継続で届出が必ず行われるので、特から住所以外の住所情報に記入して下さい。

申請者 () 氏名 () 性別 () 年齢 ()
住所 () 電話番号 ()
Eメール ()

Table with columns for name, sex, age, address, and phone number for the applicant.

受取人 () 氏名 () 性別 () 年齢 ()
住所 () 電話番号 ()
Eメール ()

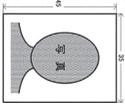
【注意】
1. 申請者は住所情報に正確に記入して下さい。
2. 名称に訂正を申請したい場合は、その名称を訂正する旨を記載して下さい。

第2号様式(第2号様式別紙) 登録事項(簿籍免許証)訂正申請書 (日本郵政特許人第4号)

下記の氏名変更(届出)が有効となるため、関係書類を添付して申請します。

性別 () 男性 () 女性 ()
年齢 () 歳 () 月 () 日
出生地 () 都道府県 () 市町村 ()
国籍 () 日本 () 外国 ()

【申請者の本人の顔写真を貼付する】
1. 顔写真を貼付する(縦向き)
2. 顔写真の寸法は縦向きが縦35mm、横向きが横35mm
3. 顔写真の背景は白または淡色
4. 顔写真は、顔全体を撮影する



住所 () 都道府県 () 市町村 ()
電話番号 ()
Eメール ()

【注】継続で届出が必ず行われるので、特から住所以外の住所情報に記入して下さい。

申請者 () 氏名 () 性別 () 年齢 ()
住所 () 電話番号 ()
Eメール ()

Table with columns for name, sex, age, address, and phone number for the applicant.

受取人 () 氏名 () 性別 () 年齢 ()
住所 () 電話番号 ()
Eメール ()

【注意】
1. 申請者は住所情報に正確に記入して下さい。
2. 名称に訂正を申請したい場合は、その名称を訂正する旨を記載して下さい。

○国土交通省告示第百三十七号（三月四日）

OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示

OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第六百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を「レ」に順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が「二重傍線を付した規定」（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものはその当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>海技免許申請書（第2号様式）</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 出生年月日欄は、出生の年月日を西暦により記載すること。</p> <p>(8)（略）</p> <p>(9) 乗船履歴欄は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法に従って記載すること。</p> <p>イ 第3条第1項第3号に規定する乗船履歴を表示する欄 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者（高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者）にあっては国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校乗船実習コースを修了した者に、海上保安大学校の特修科を卒業した者）にあっては海上保安大学校の初任科及び研修科国際業務課程を修了した者に、海員学校の本科を卒業した者、独立行政法人海員学校の本科を卒業した者又は独立行政法人海技教育機構海技課程の本科を卒業した者に、</p>	<p>海技免許申請書（第2号様式）</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 出生年月日欄は、出生の年月日を記載すること。この場合において、申請者が日本人である場合には、該当する元号のチェック欄に「×」を記載し、外国人である場合には、西暦の欄に別表第1の2に定めるところに従ってその西暦のコード番号を記載すること。</p> <p>(8)（略）</p> <p>(9) 乗船履歴欄は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法に従って記載すること。</p> <p>イ 第3条第1項第3号に規定する乗船履歴を表示する欄 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者（高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者）にあっては国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校乗船実習コースを修了した者に、海員学校の本科を卒業した者、独立行政法人海員学校の本科を卒業した者又は独立行政法人海技教育機構海技課程の本科を卒業した者に、</p>

<p>乗船実習科、独立行政法人海員学校の乗船実習科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科を修了した者に、海員学校の専修科を卒業した者にあつては平成6年以後に卒業した者に限る。)であつて四級海技士(航海)若しくは四級海技士(機関)の資格についての免許申請をする者は、規則第3条第1項第3号に規定する乗船履歴の期間に応じ、該当するチェック欄に「×」を記載すること。</p> <p>□ (略)</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>締約国資格受有者承認申請書、登録事項(承認証)訂正申請書、承認証再交付申請書(第15号様式)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(割る)</p> <p>⑨～⑭ (略)</p> <p>⑮ その他については、海技免許申請書(第2号様式)の記載方法⑦及び⑧の例により記載すること。</p> <p>(割る)</p>	<p>の専修科を卒業した者にあつては平成6年以後に卒業した者に限る。)であつて四級海技士(航海)若しくは四級海技士(機関)の資格についての免許申請をする者は、規則第3条第1項第3号に規定する乗船履歴の期間に応じ、該当するチェック欄に「×」を記載すること。</p> <p>□ (略)</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>締約国資格受有者承認申請書、登録事項(承認証)訂正申請書、承認証再交付申請書(第15号様式)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>⑨ 出生年月日欄は、出生の年月日を西暦により記載すること。</p> <p>⑩～⑮ (略)</p> <p>⑯ その他については、海技免許申請書(第2号様式)の記載方法⑧の例により記載すること。</p> <p>別表第1の2</p> <table border="1" data-bbox="423 842 527 1423"> <thead> <tr> <th>西 暦</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1900年</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2000年</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	西 暦	コード	1900年	1	2000年	2
西 暦	コード						
1900年	1						
2000年	2						

附 則

この告示は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

○国土交通省令第二十四号（三月二十五日）

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年逋信省令第六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

（簡易型船舶自動識別装置）

第三百一十一条の二 旅客船その他旅客の輸送の用に供するもの

として告示で定める船舶（いずれも沿海区域を航行区域とする船舶に限り、次に掲げる船舶を除く。）には、簡易型船舶自動識別装置を備えなければならない。

（新設）

一 船舶自動識別装置を備える船舶

二 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備える船舶

第八編（略）

第八編（略）

（小型船舶安全規則の一部改正）

第二条 小型船舶安全規則（昭和四十九年逋輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（適用）

第一条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定によ

り漁船以外の小型船舶に関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定（船舶設備規程（昭和九年逋信省令第六号）第三百一十一条の二及び船舶安全法施行規則（昭和三十八年逋輸省令第四十一号）第二章の三の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。

（適用）

第一条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定によ

り漁船以外の小型船舶に関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定（船舶安全法施行規則（昭和三十八年逋輸省令第四十一号）第三章の三の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。

（救命設備の備付数量）

第五十八条 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救

（救命設備の備付数量）

第五十八条 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救

命設備を備え付けなければならない。

一〇八 (略)

九 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置(当該小型船舶のうち旅客船又は船舶設備規程第三百十一條の二の二の告示で定める船舶に該当するものにあつては、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置(船舶救命設備規則第三十九條の規定に適合するものに限る。第六十三條第二項において同じ。)) 一個

十・十一 (略)

2〇9 (略)

(小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置等)

第六十三條 (略)

2 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるように検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならない。

(衛星航法装置)

第八十四條の四 推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶

(推進機関及び帆装を有しないものであつて、船舶安全法施行規則第二条第二項第三号口からチまでに掲げるものを除く。)とが結合して一体となつて平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する小型船舶には、船舶設備規程第四百六條の二十四第二項の告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置を備えなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の船舶設備規程(以下この条において「新船舶設備規程」という。)第三百十一條の二の規定は、沿海区域を航行区域とする船舶(同条各号に掲げる船舶を除く。以下この条において「特定船舶」という。)のうち次の各号に掲げる船舶については、当該各号に定める期間は、適用しない。

一 イ又はロに掲げる船舶(遊漁船 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶をいう。以下同じ。)及びこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)(ロに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。)それぞれイ又はロに定める期間

命設備を備え付けなければならない。

一〇八 (略)

九 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置 一個

十・十一 (略)

2〇9 (略)

(小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置等)

第六十三條 (略)

(新設)

(衛星航法装置)

第八十四條の四 推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶

(推進機関及び帆装を有しないものであつて、船舶安全法施行規則第二条第二項第三号口からチまでに掲げるものを除く。)とが結合して一体となつて平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する小型船舶には、船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号)第四百六條の二十四第二項の告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置を備えなければならない。

令和七年四月一日に現に建造中であるもの）であつて小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの
二 遊漁船 当分の間

2 新小型船舶安全規則第五十八条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、小型船舶のうち前項第一号イからホまでに掲げる船舶（遊漁船を除き、施行日（同号ハからホまでに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行ったものに限る。）については、検査機関の指示することによることができる。

○政令第七十号（三月二十七日）

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千九百円」を「九千五百円」に改める。

第四条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万二千二百九十円」に改め、同項第三号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第四号中「三万八千九百円」を「四万六千五百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の第四条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、施行日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第十八号（三月二十七日）

海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示及び海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示の一部を改正する告示

（海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示の一部改正）

第一条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示（昭和四十二年海上保安庁告示第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（休業給付を行わない場合）</p> <p>第十六条の三 令第十九条第一項ただし書の海上保安庁長官が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p>	<p>（休業給付を行わない場合）</p> <p>第十六条の三 令第十九条第一項ただし書の海上保安庁長官が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

第14号様式第3面中「㊦」を「㊧」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

○内閣府第二十九号（三月二十七日）

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

(船主相互保険組合法施行規則の一部改正)

第二十条 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
別紙様式第3号（第48条関係） （日本産業規格A4）	別紙様式第3号（第48条関係） （日本産業規格A4）		
年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 半年報告書	年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 半年報告書		
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿		
住所 組 合 名 代表理事 組 合 長 氏 名	住所 組 合 名 代表理事 組 合 長 氏 名		
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況		
を次のとおり報告します。 【第1～第4 略】 （記載上の注意） 【1～3 略】	を次のとおり報告します。 【第1～第4 同左】 （記載上の注意） 【1～3 同左】		
第1 略]	第1 同左]		
第2 年度中（ 年 月 日現在） 半年貸借対照表	第2 年度中（ 年 月 日現在） 半年貸借対照表		
【表略】 （記載上の注意）	【同左】 （記載上の注意）		

<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>〔1〕・〔2〕 略]</p> <p>(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）</p> <p>〔4〕～〔10〕 略]</p> <p>〔2～4 略]</p> <p>〔第3・第4 略]</p>	<p>1 〔同左〕</p> <p>〔1〕・〔2〕 同左]</p> <p>(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第5条から第5条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）</p> <p>〔4〕～〔10〕 略]</p> <p>〔2～4 略]</p> <p>〔第3・第4 略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記の略。</p>	

○国土交通省令第二十六号（三月二十九日）

国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第九十条の規定は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。

（船舶法施行細則の一部改正）

第四条 船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「船舶法第二十一条ノ二」に改め、同項を同条とする。

第三十条ノ三第三項中「第八号書式」を「第七号書式」に改める。

第三十条ノ五中「第九号書式」を「第八号書式」に改める。

第七号書式を削り、第八号書式を第七号書式とし、第九号書式を第八号書式とする。

（船舶法施行規則の一部改正）

第六条 船舶法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の十七」を「第七十条の十六」に改める。

第十一条第二項第十九号中「第十二条の二の四十四」を「第十二条の二の四十三」に改める。

第七十条の十二を削り、第七十条の十三を第七十条の十二とし、第七十条の十四から第七十条の十六までを一条ずつ繰り上げる。

第七十条の十七第二項中「第七十条の十五第一項第一号」を「第七十条の十四第一項第一号」に改め、同条を第七十条の十六とする。

第十七号の二書式を削る。

（水先法施行規則の一部改正）

第九条 水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の二」を「第二十四条」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十五条第三項中「第十三号様式」を「第十二号様式」に改める。

（海上運送法施行規則の一部改正）

第十条 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 検査員証（第二十四条）」を「第三節の二 航海命令従事証明書（第二十四条の二）」に改める。

三節 航海命令従事証明書（第二十四条）に、「第四十二条の六の二」を「第四十二条の六」に、「第四十二条の七の十二」を「第四十二条の七の十一」に改める。

第二章第三節を削る。

第二章第三節の二中第二十四条の二を第二十四条とし、同節を同章第三節とする。

第四十二条の六の二及び第四十二条の七の十二を削る。

第四号様式を次のように改める。

第四号様式 削除

第五号様式中「第24条の2図表」を「第24条図表」に改める。

第十三号様式を次のように改める。

第十三号様式 削除

第二十八号様式を削る。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第二十条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四百八条」を「第四百七条」に改める。

第四百八条を削り、第四百七条を第四百八条とし、第四百八条を第四百七条とする。

第二十七号様式を削る。

(港湾法施行規則の一部改正)

第二十二條 港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二十及び第十八条中「証明書」の下に「(国の職員が携帯するものを除く。)」を加える。

第十一条の二十及び第十八条中「証明書」の下に「(国の職員が携帯するものを除く。)」を加える。

第二十八條の十八を次のように改める。

第二十八條の十八 削除

第三十八條第四項中「証明書は第十号様式」を「証明書(国の職員が携帯するものを除く。)」は第十号様式」に、「証明書は第十一号様式」を「証明書(国の職員が携帯するものを除く。)」は第十一号様式」に改める。

第六号の五様式を削る。

(内航海運業法施行規則の一部改正)

第二十三條 内航海運業法施行規則(昭和二十七年運輸省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十九條を削り、第二十條を第十九條とし、第二十一條から第二十四條までを一条ずつ繰り上げる。

第一号様式から第九号様式まで中「~~第24条~~」を「~~第23条~~」に改める。

第十号様式を削る。

(離島航路整備法施行規則の一部改正)

第二十七條 離島航路整備法施行規則(昭和二十七年運輸省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第六條を削り、第七條を第六條とし、第八條を第七條とする。

別記様式を削る。

(倉庫業法施行規則の一部改正)

第三十條 倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五條及び第十一号様式を削る。

第三十二條 倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條及び別記様式を削る。

(港湾運送事業法施行規則の一部改正)

第三十三條 港湾運送事業法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二條」を「第三十一條」に改める。

第三十一條を削り、第三十二條を第三十一條とする。

別記様式を削る。

(小型船造船業法施行規則の一部改正)

第三十八條 小型船造船業法施行規則(昭和四十一年運輸省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。

第四十一條 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)

第四十一條 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二條の二の四十二」を「第十二條の二の四十一」に、「第十二條の二の四十三」を「第十二條の二の四十二」に改める。

第十一條の三第三項中「第十二條の二の四十四」を「第十二條の二の四十三」に改める。

第十二條の二の四十一を削り、第十二條の二の四十二を第十二條の二の四十一とし、第二章の三中第十二條の二の四十三を第十二條の二の四十二とし、第十二條の二の四十四を第十二條の二の四十三とする。

第十二條の三の二の三第三項中「第一号の四の六様式」を「第一号の四の五様式」に改める。

第十二條の三の二の四第二項中「第一号の四の七様式」を「第一号の四の六様式」に改める。

第三十九條を削り、第三十九條の二第七項中「第八号様式」を「第七号様式」に改め、同條を第三十九條とする。

第四十條第四項中「第八号様式」を「第七号様式」に改める。

第一号の四の五様式を削り、第一号の四の六様式を第一号の四の五様式とし、第一号の四の七様式を第一号の四の六様式とする。

第七号様式及び第七号の二様式を削る。
第八号様式中「第39条の2」を「第39条」に改め、同様式を第七号様式とする。

(船舶油濁等損害賠償保障法施行規則の一部改正)

第四十五条 船舶油濁等損害賠償保障法施行規則(昭和五十一年運輸省令第三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とし、第三十一条から第三十三条までを一条ずつ繰り上げる。
第十号様式を削る。

(船員に関する貨金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第四十六条 船員に関する貨金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和五十一年運輸省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、同条第二項の職員に係るものにあつては別記様式」を削る。
別記様式を削る。

(外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則の一部改正)

第四十七条 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則(昭和五十二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
第四条及び別記様式を削る。

(船舶のトン数の測定に関する法律施行規則の一部改正)

第四十九条 船舶のトン数の測定に関する法律施行規則(昭和五十六年運輸省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十三条を次のように改める。
第七十三条 削除

第八号様式を削る。

(貨物利用運送事業法施行規則の一部改正)

第五十三条 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。
第四十六条 削除

第四号様式を削る。

(小型船舶登録規則の一部改正)

第六十二条 小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第四十七条第二項中「第二十六号様式」を「第二十五号様式」に改める。

第二十五号様式を削り、第二十六号様式を第二十五号様式とする。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正)

第六十四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令(平成十五年国土交通省令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

別記様式を削る。

(船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令の一部改正)

第六十五条 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令(平成十六年国土交通省令第八号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削る。
様式を削る。

(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第六十八条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則(平成十六年国土交通省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第五十条第一項中「第十五号様式」を「第十四号様式」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 削除

第七十九条第五項中「第十八号様式」を「第十五号様式」に改める。
 第十四号様式を削り、第十五号様式を第十四号様式とする。
 第十六号様式及び第十七号様式を削り、第十八号様式を第十五号様式とする。

第七十三条 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正）
 土交通省令第八十八号の一部を次のように改正する。

第二条の七中「第一号様式」を「別記様式」に改める。

第二条の八を削り、第二条の九を第二条の八とする。

第十五条を削る。

第一号様式を別記様式とし、第二号様式及び第三号様式を削る。

第七十四条 登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令の一部改正

（登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令の一部改正）
 （平成十八年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十二條」を削る。

第二十一条を削り、第二十二條を第二十一条とする。

別記様式を削る。

第八十一条 指定海上防災機関に関する省令の一部改正

（指定海上防災機関に関する省令の一部改正）
 第八十一条 指定海上防災機関に関する省令（平成二十五年国土交通省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

別記様式を削る。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第九十条 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第四十七条第六項及び附則第六條第三項中「第二十一号様式」を「第十九号様式」に改める。

附則第八條を削り、附則第九條を附則第八條とする。
 附則第一号様式を削る。
 第十九号様式及び第二十号様式を削り、第二十一号様式を第十九号様式とする。

○国土交通省令第二十七号（三月二十九日）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十二号様式（第二十六条関係） 番号第 号 Certificate No. _____ 国際油汚染防止証書 INTERNATIONAL OIL POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE (略) Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate) 油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS (略) 5 構造（第 18 規則、第 19 規則、第 20 規則、第 21 規則、第 22 規則、第 23 規則、第 26 規則、第 27 規則、第 28 規則及び第 33 規則） Construction (regulations 18, 19, 20, 21, 22, 23, 26, 27, 28 and 33) 5.1～5.7 (略) (略)</p>	<p>第十二号様式（第二十六条関係） 番号第 号 Certificate No. _____ 国際油汚染防止証書 INTERNATIONAL OIL POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE (略) Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate) 油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS (略) 5 構造（第 18 規則、第 19 規則、第 20 規則、第 23 規則、第 26 規則、第 27 規則、第 28 規則及び第 33 規則） Construction (regulations 18, 19, 20, 23, 26, 27, 28 and 33) 5.1～5.7 (略) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。

○国土交通省令第三十号 (三月二十九日)
国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官)</p> <p>第一百十条の二 港湾経済課に、港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官それぞれ一人を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>4 8 (削る)</p> <p>9 港湾情報化企画調整官は、港湾、航路及び港湾に係る海岸(以下「港湾等」という。)の整備、利用及び保全に関する情報化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>(企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官、事業企画官及び港湾インフラ連携調整官)</p> <p>第一百十一条 計画課に、企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官、事業企画官及び港湾インフラ連携調整官それぞれ一人を置く。</p>	<p>(港湾物流戦略室及び港湾情報化企画室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官及び特定港湾運営会社指導官)</p> <p>第一百十条の二 港湾経済課に、港湾物流戦略室及び港湾情報化企画室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官及び特定港湾運営会社指導官それぞれ一人を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 港湾情報化企画室は、港湾、航路及び港湾に係る海岸(以下「港湾等」という。)の整備、利用及び保全に関する情報化に関する事務をつかさどる。</p> <p>5 港湾情報化企画室に、室長を置く。</p> <p>6 10 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官及び事業企画官)</p> <p>第一百十一条 計画課に、企画室並びに計画企画官、港湾計画審査官及び事業企画官それぞれ一人を置く。</p>

2 6 (略)

7 港灣インフラ連携調整官は、命を受けて、港灣及び航路の整備及び保全に関する事業の事業計画に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

(港灣保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港灣工事安全推進官、品質確保企画官、建設企画調整官、港灣工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官)

第百十三条 技術企画課に、港灣保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官一人、港灣工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、建設企画調整官、港灣工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。

(削る)

2 10 (略)

11 建設企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 港灣及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する重要事項についての企画及び立案に関すること（海洋・環境課及び海岸・防災課並びに港灣保全政策室、港灣工事安全推進官、品質確保企画官及び港灣工事高度化指導官の所掌に属するものを除く）。

二 港灣及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準及び施工基準に関する事務のうち重要事項に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く）。

三 前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との

2 6 (略)

(新設)

(建設企画室、港灣保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港灣工事安全推進官、品質確保企画官、港灣工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官)

第百十三条 技術企画課に、建設企画室、港灣保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官一人、港灣工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、港灣工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。

2 建設企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 港灣及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する重要事項についての企画及び立案に関すること（海洋・環境課及び海岸・防災課並びに港灣保全政策室、港灣工事安全推進官、品質確保企画官及び港灣工事高度化指導官の所掌に属するものを除く）。

二 港灣及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準及び施工基準に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く）。

三 前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

3 建設企画室に、室長を置く。

4 12 (略)

(新設)

連絡調整に関すること。

12) 14) (略)

(災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官)

第百十五条 海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官及び広域連携推進官それぞれ一人、災害査定官十六人(うち十三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)以内並びに港湾保安管理官三人以内を置く。

2 災害対策室は、港湾等(特定離島港湾施設の存する港湾を除く。以下この条において同じ。)に関する災害(地盤変動及び鉞害を含む。以下この条において同じ。)の防止及び復旧に関する事務(工事に係る補償、工事の実施の安全の確保及び工事の検査に関する)こと並びに津波対策企画調整官、広域連携推進官及び災害査定官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 (略)

4 危機管理室は、港湾等に関する危機管理に関する事務(災害対策室並びに津波対策企画調整官及び港湾保安管理官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

5・6 (略)

(削る)

7) 13) (略)

(企画専門官)

第百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百十八人以上を置く。

2 (略)

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

13) 15) (略)

(災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官)

第百十五条 海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び広域連携推進官それぞれ一人、災害査定官十六人(うち十三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)以内並びに港湾保安管理官三人以内を置く。

2 災害対策室は、港湾等(特定離島港湾施設の存する港湾を除く。以下この条において同じ。)に関する災害(地盤変動及び鉞害を含む。以下この条において同じ。)の防止及び復旧に関する事務(工事に係る補償、工事の実施の安全の確保及び工事の検査に関する)こと並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官及び災害査定官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 (略)

4 危機管理室は、港湾等に関する危機管理に関する事務(災害対策室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び港湾保安管理官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

5・6 (略)

7) 高潮対策企画調整官は、命を受けて、港湾等に関する高潮による被害の軽減に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

8) 14) (略)

(企画専門官)

第百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百十二人以上を置く。

2 (略)

○国土交通省令第三十五号（三月二十九日）

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ
 うに改める。

改正後		改正前	
<p>（地方鉄道再構築推進調整官）</p> <p>第十三条の二 北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、近畿運輸局、中国運輸局及び九州運輸局の鉄道部にそれぞれ地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>（運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数）</p> <p>第二百二十九条 運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。</p>		<p>（地方鉄道再構築推進調整官）</p> <p>第十三条の二 北海道運輸局、近畿運輸局及び中国運輸局の鉄道部にそれぞれ地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>（運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数）</p> <p>第二百二十九条 運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。</p>	
運輸支局	運輸支局に置く官	運輸支局	運輸支局に置く官
（略）	（略）	（略）	（略）
愛知運輸支局	首席運輸企画専門官	愛知運輸支局	首席運輸企画専門官
愛媛運輸支局	首席陸運技術専門官	佐賀運輸支局	首席陸運技術専門官
佐賀運輸支局	首席陸運技術専門官	神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官
神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	愛知運輸支局	首席運輸企画専門官
（略）	（略）	（略）	（略）
定数	定数	定数	定数
五人	五人	五人	五人
一人	一人	一人	一人
一人	一人	一人	一人
四人	四人	四人	四人
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十八号（三月二十九日）

運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

運輸安全委員会事務局組織規則（平成二十年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分を二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（事故調査情報技術企画官及び事故調査調整官）</p> <p>第三条 委員会の事務局に、事故調査情報技術企画官一人及び事故調査調整官九人を置く。</p> <p>2 事故調査情報技術企画官は、参事官のつかさどる職務のうち事故等調査に係る情報技術に関する企画及び立案に関するものを助ける。</p> <p>3 事故調査調整官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち事故等調査の円滑な実施を図るための関係機関との連絡調整その他の措置に関するものを助ける。</p> <p>（次席地方事故調査官及び統括地方事故調査官）</p> <p>第七条 委員会の事務局に、次席地方事故調査官七人及び統括地方事故調査官十四人を置く。</p> <p>2ゝ4（略）</p>	<p>（事故調査調整官）</p> <p>第三条 委員会の事務局に、事故調査調整官九人を置く。</p> <p>（新設）</p> <p>2 事故調査調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち事故等調査の円滑な実施を図るための関係機関との連絡調整その他の措置に関するものを助ける。</p> <p>（次席地方事故調査官及び統括地方事故調査官）</p> <p>第七条 委員会の事務局に、次席地方事故調査官七人及び統括地方事故調査官十五人を置く。</p> <p>2ゝ4（略）</p>

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十九号（三月二十九日）

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官、海上保安新技術活用推進官及び警務管理官）</p> <p>第三十五条の二 政務課に、政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官、海上保安新技術活用推進官及び警務管理官それぞれ一人を置く。</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 海上保安新技術活用推進官は、命を受けて、海上保安庁の所掌事務に関する新技術の活用推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>9 （略）</p>	<p>（政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官及び警務管理官）</p> <p>第三十五条の二 政務課に、政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官及び警務管理官それぞれ一人を置く。</p> <p>2～7（略）</p> <p>（新設）</p> <p>8 （略）</p>

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○政令第九十二号（三月二十九日）

国土交通省組織令の一部を改正する政令

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「二十一人」を「二十三人」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

○政令第百二号（三月二十九日）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

（国土交通省組織令の一部改正）

第十二条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、下水道部」を削る。

第二十条の見出し中「海外プロジェクト審議官」の下に「、上下水道審議官」を加え、同条第一項中「海外プロジェクト審議官一人」の下に「、上下水道審議官一人」を加え、「二十三人」を「二十四人」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9 上下水道審議官は、命を受けて、水道及び下水道に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条中水道法施行令第五条の改正規定（同条第一項第六号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める部分を除く。）及び同令第七条の改正規定（同条第一項第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める部分を除く。）は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働省
○国土交通省令第一号（四月一日）
環境省

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

厚生労働省

環境省

この省令は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。

附 則

第十四号様式（第十七条関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書					
職 名	写 真					
氏 名						
生年月日				年	月	日生
年				月	日	交付
年	月	日	限り有効			
発 行 者	印					

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

第十四号様式を次のように改める。

○国土交通省令第四十八号（四月一日）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件）</p> <p>第十二条の十四の四 令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる水バラストの積込みを行う海域の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。</p> <p>一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）に規定する漁港の区域又は外国の港の区域（次号において「特定区域」という。）のうちの一の港の区域（当該一の港の区域に接する場合において、当該別の港の区域を含む。以下この号において同じ。）</p>	<p>（令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件）</p> <p>第十二条の十四の四 令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる水バラストの積込みを行う海域の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。</p> <p>一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）に規定する漁港の区域又は外国の港の区域（次号において「特定区域」という。）のうち一の港の区域（当該一の港の区域に接する場合においては、当該別の港の区域を含む。以下この号において同じ。）</p>

おいて行われる有害水バラストの排出であること。

二（略）

（湖沼等における準用等）

第十二条の十四の十七 第十二条の十四の四の規定は令第九条の四第一号の国土交通省令で定める要件については、第十二条の十四の五の規定は令第九条の四第二号の国土交通省令で定める事項について、第十二条の十四の三第一項の規定は令第九条の四第三号の国土交通省令で定める船舶類について準用する。この場合において、第十二条の十四の三第一項第二号中「排出」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とすこと」と、第十二条の十四の四中「海域」とあるのは「湖沼等」と、同条第一号中「港則法（昭和二十三年法律第三百三十七号）に基づく港の区域、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）」とあるのは「漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）」と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。次号及びト湖沼等排出をいう。次号及びト湖沼等排出をいう。次号及びト湖沼等排出をいう。）」と、同条第二号中「有

バラストの排出であること。

二（略）

（湖沼等における準用等）

第十二条の十四の十七 第十二条の十四の四の規定は令第九条の四第一号の国土交通省令で定める要件については、第十二条の十四の五の規定は令第九条の四第二号の国土交通省令で定める事項について、第十二条の十四の三第一項の規定は令第九条の四第三号の国土交通省令で定める船舶類について準用する。この場合において、第十二条の十四の三第一項第二号中「排出」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とすこと」と、第十二条の十四の四中「海域」とあるのは「湖沼等」と、同条第一号中「港則法（昭和二十三年法律第三百三十七号）」に基づく港の区域、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）」とあるのは「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）」と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（令第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。次号及び次条において同じ。）」と、同条第二号中「有

<p>次条において同じ。」と、同条第二号中「有害水バラストの排出」とあり、及び第十二条の十四の五中「排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、同条中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舶類」と読み替えるものとする。</p> <p>2、4 (略)</p>	<p>有害バラストの排出」とあり、及び第十二条の十四の五中「排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と、同条中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舶類」と読み替えるものとする。</p> <p>2、4 (略)</p>
---	---

附 則
この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第四十九号（四月一日）
港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（港湾区域についての同意を要する協議）</p> <p>第二条 法第四条第四項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により港湾区域について国土交通大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得ようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した港湾区域協議書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 予定港湾区域と港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により</p>	<p>（港湾区域についての同意を要する協議）</p> <p>第二条 法第四条第四項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により港湾区域について国土交通大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得ようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した港湾区域協議書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 予定港湾区域と港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により</p>

指定される海岸保全区域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係

2 (略)

2 (港湾区域の届出)

第二条の三 法第四条第八項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により港湾区域について届出をしようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した港湾区域届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一・二 (略)

三 港湾区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係

四・五 (略)

2 (略)

（港湾区域の変更についての同意を要する協議）

指定される海岸保全区域又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係

2 (略)

2 (港湾区域の届出)

第二条の三 法第四条第八項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により港湾区域について届出をしようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した港湾区域届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一・二 (略)

三 港湾区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係

四・五 (略)

2 (略)

（港湾区域の変更についての同意を要する協議）

第三条 法第九条第二項又は第三十三條第二項において準用する法第四条第四項の規定により港湾区域の変更について国土交通大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得ようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した港湾区域変更協議書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一・二 (略)

三 変更しようとする区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係

2 (略)

2 (港湾区域の変更の届出)

第三条の二 法第九条第二項又は第三十三條第二項において準用する法第四条第八項の規定により港湾区域の変更について届出をしようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した港湾区域変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

第三条 法第九条第二項又は第三十三條第二項において準用する法第四条第四項の規定により港湾区域の変更について国土交通大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得ようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した港湾区域変更協議書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一・二 (略)

三 変更しようとする区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との関係

2 (略)

2 (港湾区域の変更の届出)

第三条の二 法第九条第二項又は第三十三條第二項において準用する法第四条第八項の規定により港湾区域の変更について届出をしようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した港湾区域変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

のとする。

一・二 (略)

三 変更する区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港及び漁場の整備等に關する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との關係

四 (略)

2 (略)

(港湾台帳)

第十四条 (略)

2 (略)

3 図面は、区域平面図、施設位置図及び施設断面図とし、港湾につき、次に定めるところにより調製するものとする。

一 区域平面図は、縮尺五万分の一以上の平面図とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、ハ、ニ又はホにあつては、当該区域が、港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域と重複し、又は隣接している場合に限る。

イ、ニ (略)

ホ 漁港及び漁場の整備等に

のとする。

一・二 (略)

三 変更する区域と港則法に基づく港の区域、河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域又は漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域との關係

四 (略)

2 (略)

(港湾台帳)

第十四条 (略)

2 (略)

3 図面は、区域平面図、施設位置図及び施設断面図とし、港湾につき、次に定めるところにより調製するものとする。

一 区域平面図は、縮尺五万分の一以上の平面図とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、ハ、ニ又はホにあつては、当該区域が、港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域と重複し、又は隣接している場合に限る。

イ、ニ (略)

ホ 漁港漁場整備法第六条第

關する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域

二・三 (略)

4 (略)

一 項から第四項までの規定により指定される漁港の区域

二・三 (略)

4 (略)

附 則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

○環境省令第十七号（四月一日）

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等をする国の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の廃止

（経過措置）
十二年総理府令第九十九号）は、廃止する。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第二十一条 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条及び様式第九号を削る。

（特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令の一部改正）

第二十二号 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

○国土交通省告示第三百四十三号（四月一日）
標準運送約款の一部を改正する告示

標準運送約款（昭和六十一年運輸省告示第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>旅客運送の部 目次 第1章～第4章（略） 第5章 賠償責任（第21条～第23条） 第6章 連絡運輸等（第24条～第25条） 旅客運送の部 （保険契約）</p>	<p>旅客運送の部 目次 第1章～第4章（略） 第5章 賠償責任（第21条～第22条） 第6章 連絡運輸等（第23条～第24条） 旅客運送の部 （新設）</p>
<p>第22条 当社は、前条第1項（同条第2項において当社が免責される場合を除く。）に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員（船舶安全法</p>	<p>第22条 当社は、前条第1項（同条第2項において当社が免責される場合を除く。）に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体</p>

号）第9条第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。）1人につき、てん補する額の限度額を1億円以上とする内容を含む保険契約又は共済契約に加入して

第23条～第25条（略） **第22条～第24条（略）**

附則

（施行期日）

1 この告示は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に標準運送約款旅客運送の部第二十一条第一項（同条第二項において免責される場合を除く。）に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体

の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。）1人につき、てん補する額の限度額を1億円未満とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入している者が公示する運送約款であつて、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第九条第三項（同法第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣の認可を受けたとみなされているものについては、この告示の施行後新たに保険契約又は共済契約が締結されるまでの間、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第二十一号（四月一日）

港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示

（港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部改正）
 第一条 港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第二 仕向港での進路を示す記号 (1)～(3) (略)			別表第二 仕向港での進路を示す記号 (1)～(3) (略)		
港名 (略)	仕向港での進路 (略)	進路を示す記号 (略)	港名 (略)	仕向港での進路 (略)	進路を示す記号 (略)
名古屋	北浜ふ頭西側の係留施設（J2からG1棧橋）又は高潮防波堤東信号所から89度1.270メートルの地点を中心とする半径300メートルの円内海面の危険物船艀地に向かって航行する。	E1	名古屋	北浜ふ頭西側の係留施設（J2からG1棧橋）又は高潮防波堤東信号所から89度1.270メートルの地点を中心とする半径300メートルの円内海面の危険物船艀地に向かって航行する。	E1
	東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設（G6からG4棧橋）又は横須賀ふ頭に向かって航行する。	E2		東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設（G6からG4棧橋）又は横須賀ふ頭に向かって航行する。	E2
	東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。	E3		東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。	E3
	東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かって航行する。	E4		東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かって航行する。	E4
	新宝ふ頭の係留施設に向かって航行する。	E5		新宝ふ頭の係留施設に向かって航行する。	E5
	潮見ふ頭南側の係留施設（BL、BK棧橋）又は潮見ふ頭南西端から180度400メートルの地点まで引いた線、同地点から88度430メートルの地点まで引いた線、同地点から0	B1		潮見ふ頭南側の係留施設（BL、BK棧橋）又は潮見ふ頭南西端から180度400メートルの地点まで引いた線、同地点から83度430メートルの地点まで引いた線、同地点から0	B1

度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面の危険物船鑑地に向かつて航行する。	B 2
潮見ふ頭東側の係留施設 (B H 2からB Y 棧橋) に向かつて航行する。	B 3
潮見ふ頭北側の係留施設 (Q 1からB 3棧橋) に向かつて航行する。	B 4
潮見ふ頭西側の係留施設 (B 4からB J棧橋) に向かつて航行する。	N 1
昭和ふ頭又は船見ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	N 2
カーゾンふ頭、大手ふ頭、築地東ふ頭又は大江ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	N 3
一洲町の棧橋、稲永ふ頭又は潮風ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	N 4
空見ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。	K 1
金城ふ頭 52から57号岸壁に向かつて航行する。	K 2
金城ふ頭 58から62号岸壁に向かつて航行する。	K 3
金城ふ頭 76から85号岸壁に向かつて航行する。	W 1
金城ふ頭 71から75号岸壁、空見ふ頭西側又は木場釜岡ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。	W 2
飛鳥ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。	W 3
飛鳥ふ頭南側の係留施設に向かつて航行する。	W 4
飛鳥ふ頭西側又は弥富ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。	W 5
弥富ふ頭南側又は鍋田ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	P 1
高潮防波堤東信号所から22度2010メートルの地点を中心とする半径350メートルの円内海面の危険物船鑑地に向かつて航行する。	

度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面の危険物船鑑地に向かつて航行する。	B 2
潮見ふ頭東側の係留施設 (B H 2からB Y 棧橋) に向かつて航行する。	B 3
潮見ふ頭北側の係留施設 (Q 1からB 3棧橋) に向かつて航行する。	B 4
潮見ふ頭西側の係留施設 (B 4からB J棧橋) に向かつて航行する。	N 1
昭和ふ頭又は船見ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	N 2
カーゾンふ頭、大手ふ頭、築地東ふ頭又は大江ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	N 3
一洲町の棧橋、稲永ふ頭又は潮風ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	N 4
空見ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。	K 1
金城ふ頭 52から57号岸壁に向かつて航行する。	K 2
金城ふ頭 58から62号岸壁に向かつて航行する。	K 3
金城ふ頭 76から85号岸壁に向かつて航行する。	W 1
金城ふ頭 71から75号岸壁、空見ふ頭西側又は木場釜岡ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。	W 2
飛鳥ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。	W 3
飛鳥ふ頭南側の係留施設に向かつて航行する。	W 4
飛鳥ふ頭西側、弥富ふ頭東側の係留施設又は第4区の係船浮標に向かつて航行する。	W 5
弥富ふ頭南側又は鍋田ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	P 1
高潮防波堤東信号所から22度2010メートルの地点を中心とする半径350メートルの円内海面の危険物船鑑地に向かつて航行する。	

南浜ふ頭の係留施設又は高潮防波堤東信号所から144度30分820メートルの地点(以下「A地点」という。)から214度800メートルの地点まで引いた線、同地点から128度250メートルの地点まで引いた線、同地点から66度30分460メートルの地点まで引いた線、同地点から34度400メートルの地点まで引いた線、同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面の危険物船艀地に向かつて航行する。 (略)	南浜ふ頭の係留施設又は高潮防波堤東信号所から144度30分820メートルの地点(以下「A地点」という。)から214度800メートルの地点まで引いた線、同地点から128度250メートルの地点まで引いた線、同地点から66度30分460メートルの地点まで引いた線、同地点から34度400メートルの地点まで引いた線、同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面の危険物船艀地に向かつて航行する。 (略)
(略)	(略)

(港則法施行規則第十一條第二項の港を航行するべきの進路を表示する信号の一部改正)

第二條

港則法施行規則第十一條第二項の港を航行するべきの進路を表示する信号(平成七年海上保安庁告示第三十五号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになおる。

改正後		改正前	
別表 (1)・(2) (略) 1～8 (略) 9 名古屋港 信 号 1代・E 1代・W 2代・E・1 2代・E・2	別表 (1)・(2) (略) 1～8 (略) 9 名古屋港 信 号 1代・E 1代・W 2代・E・1 2代・E・2	東航路を航行して出港する。 西航路を航行して出港する。 北浜ふ頭西側の係留施設(「J2からG1棧橋)又は高潮防波堤東信号所から89度1270メートルの地点を中心とする半径300メートルの円内海面の危険物船艀地に向かつて航行する。 東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設(G6からG4棧橋)又は横須賀ふ頭に向かつて航行する。	東航路を航行して出港する。 西航路を航行して出港する。 北浜ふ頭西側の係留施設(「J2からG1棧橋)又は高潮防波堤東信号所から89度1270メートルの地点を中心とする半径300メートルの円内海面の危険物船艀地に向かつて航行する。 東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設(G6からG4棧橋)又は横須賀ふ頭に向かつて航行する。
2代・E・3 2代・E・4	2代・E・3 2代・E・4	東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かつて航行する。 東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かつて航行する。	東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かつて航行する。 東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かつて航行する。

燈
台

2代・E・5	新宝ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	2代・E・5	新宝ふ頭の係留施設に向かつて航行する。
2代・B・1	潮見ふ頭南側の係留施設（B L、B K棧橋）又は潮見ふ頭南西端から180度400メートルの地点まで引いた線、同地点から83度430メートルの地点より引いた線、同地点から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面の危険物船艀地に向かつて航行する。	2代・B・1	潮見ふ頭南側の係留施設（B L、B K棧橋）又は潮見ふ頭南西端から180度400メートルの地点まで引いた線、同地点から83度430メートルの地点より引いた線、同地点から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面の危険物船艀地に向かつて航行する。
2代・B・3	潮見ふ頭北側の係留施設（Q 1からB 3棧橋）に向かつて航行する。	2代・B・3	潮見ふ頭北側の係留施設（Q 1からB 3棧橋）に向かつて航行する。
2代・B・4	潮見ふ頭西側の係留施設（B 4からB J棧橋）に向かつて航行する。	2代・B・4	潮見ふ頭西側の係留施設（B 4からB J棧橋）に向かつて航行する。
2代・N・1	昭和ふ頭又は船見ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	2代・N・1	昭和ふ頭又は船見ふ頭の係留施設に向かつて航行する。
2代・N・2	ガーンズふ頭、大手ふ頭、築地東ふ頭又は大江ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	2代・N・2	ガーンズふ頭、大手ふ頭、築地東ふ頭又は大江ふ頭の係留施設に向かつて航行する。
2代・N・3	一洲町の棧橋、稲永ふ頭又は潮風ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	2代・N・3	一洲町の棧橋、稲永ふ頭又は潮風ふ頭の係留施設に向かつて航行する。
2代・N・4	空見ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。	2代・N・4	空見ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。
2代・K・1	金城ふ頭 52から57号岸壁に向かつて航行する。	2代・K・1	金城ふ頭 52から57号岸壁に向かつて航行する。
2代・K・2	金城ふ頭 58から62号岸壁に向かつて航行する。	2代・K・2	金城ふ頭 58から62号岸壁に向かつて航行する。
2代・K・3	金城ふ頭 76から85号岸壁に向かつて航行する。	2代・K・3	金城ふ頭 76から85号岸壁に向かつて航行する。
2代・W・1	金城ふ頭 71から75号岸壁、空見ふ頭西側又は木場金岡ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。	2代・W・1	金城ふ頭 71から75号岸壁、空見ふ頭西側又は木場金岡ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。
2代・W・2	飛鳥ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。	2代・W・2	飛鳥ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。
2代・W・3	飛鳥ふ頭南側の係留施設に向かつて航行する。	2代・W・3	飛鳥ふ頭南側の係留施設に向かつて航行する。
2代・W・4	飛鳥ふ頭西側又は弥富ふ頭東側の係留施設に向かつて航行する。	2代・W・4	飛鳥ふ頭西側、弥富ふ頭東側の係留施設又は第4区の係留浮標に向かつて航行する。
2代・W・5	弥富ふ頭南側又は鍋田ふ頭の係留施設に向かつて航行する。	2代・W・5	弥富ふ頭南側又は鍋田ふ頭の係留施設に向かつて航行する。
2代・P・1	高潮防波堤東信号所から22度2010メートルの地点を中心とする半径350メートルの円内海面の危険物船艀地に向かつて航行する。	2代・P・1	高潮防波堤東信号所から22度2010メートルの地点を中心とする半径350メートルの円内海面の危険物船艀地に向かつて航行する。
2代・S・1	南浜ふ頭の係留施設又は高潮防波堤東信号所から144度30分820メートルの地点（以下「A地点」という。）から214度800メートルの地点まで引いた線、同地点から128度250メートルの地点まで引いた	2代・S・1	南浜ふ頭の係留施設又は高潮防波堤東信号所から144度30分820メートルの地点（以下「A地点」という。）から214度800メートルの地点まで引いた線、同地点から128度250メートルの地点まで引いた

10～16 (略)	引いた線、同地点から66度30分460メートルの地点まで引いた線、同地点から34度400メートルの地点まで引いた線、同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。
10～16 (略)	線、同地点から66度30分460メートルの地点まで引いた線、同地点から34度400メートルの地点まで引いた線、同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

第三号様式(第3条の2関係)

倉庫業者登録簿

1/x

この省令は、公布の日から施行する。
附 則

都道府県	管轄局 及び整理番号	
登録番号及び年月日		
氏名又は名称		
代表者の氏名 (法人の場合)		
住所		
資本の額又は出資の総額		
主たる営業所の名称		
主たる営業所の連絡先	(電話) (FAX) (E-mail)	
主たる営業所の所在地		
発券・非発券の別	発券・非発券	発券許可番号及び年月日
倉庫の棟数及び 所管面(容)積	有効面積の合計	
	1類倉庫	棟 m2
	2類倉庫	棟 m2
	3類倉庫	棟 m2
	野積倉庫	区 m2
	水面倉庫	区 m2
	貯蔵槽倉庫	基 m3
	危険品倉庫	
冷蔵倉庫	棟 m ¹ うち SF級 棟 m ¹ F級 棟 m ¹ C級 棟 m ¹	

< 営業所の概要 >

1/x

営業所所在都道府県	管轄局 及び整理番号	
営業所の名称		
営業所の所在地		
営業所の連絡先	(電話) (FAX) (E-mail)	
倉庫の棟数及び 所管面(容)積	有効面積の合計	
	1類倉庫	棟 m2
	2類倉庫	棟 m2
	3類倉庫	棟 m2
	野積倉庫	区 m2
	水面倉庫	区 m2
	貯蔵槽倉庫	基 m3
	危険品倉庫	
冷蔵倉庫	棟 m ¹ うち SF級 棟 m ¹ F級 棟 m ¹ C級 棟 m ¹	

(営業所所管倉庫の概要)

設置登録番号 及び年月日	名称	類別	所在地	倉庫面(容)積	主要構造	所有・借 庫の別	保管物品 の種類	備考

注) 「倉庫の棟数及び所管面積」中「危険品倉庫」の欄については、建屋又は野積により危険品を保管するものにあつては、面積立てで、貯蔵槽により危険品を保管するものにあつては容積立てで記載すること。
トランクルームにあつては、構造基準上対応する倉庫の欄に括弧書きでトランクルームの面積又は容積を記入すること。

倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)の一部を次のように改正する。
第三号様式を次のように改める。

倉庫業法施行規則の一部を改正する省令

○国土交通省令第五十三号(四月八日)

の一部を次のように改正する。

○海上保安庁告示第二十五号（四月十六日）

海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示の一部を改正する告示

海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第九十二号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(略) 経路の名称	(略) 経路	(略) 備考
<p>明石海峡航路 西側出入口付 近海域にお ける経路</p>	<p>一 明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行し、同航路の西側の出入口の境界線を横切つて同航路外に出た総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、江崎灯台（北緯三四度五九分三六秒）から三二八度三〇分二、〇五〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）及び同灯台から二七二度四、四二〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）を結んだ線（以下この項において「A線」という。）の北側の海域を航行すること。</p> <p>二 明石海峡航路の西側の出入口の境界線を横切つて航行し、同航路をこれに沿つて東の方向に航行しようとする総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、A線の南側の海域を航行すること。</p>	<p>一 A地点を示す目安として明石海峡航路中央第一号灯浮標が設置されている。</p> <p>二 B地点を示す目安として明石海峡航路西方灯浮標が設置されている。</p>

改正前

(略) 経路の名称	(略) 経路	(略) 備考
<p>明石海峡航路 西側出入口付 近海域にお ける経路</p>	<p>一 明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行し、同航路の西側の出入口の境界線を横切つて同航路外に出た総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、江崎灯台（北緯三四度五九分三六秒）から三二八度三〇分二、〇五〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）及び同灯台から二七二度四、四二〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）を結んだ線（以下この項において「A線」という。）の北側の海域を航行すること。</p> <p>二 明石海峡航路の西側の出入口の境界線を横切つて航行し、同航路をこれに沿つて東の方向に航行しようとする総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、A線の南側の海域を航行すること。</p>	<p>一 A地点を示す目安として明石海峡航路中央第一号灯浮標が設置されている。</p> <p>二 B地点を示す目安として明石海峡航路西方灯浮標が設置されている。</p>

来島海峡航路
西側出入口付
近海域におけ
る経路

一 来島海峡航路をこれに沿って西の方向に航行し、同航路の西側の出入口の境界線を横切つて同航路外に出た後、御手洗港防波堤灯台（北緯三四度一〇分三九秒東経一三二度五二分一〇秒）から来島梶取鼻灯台（北緯三四度七分六秒東経一三二度五三分三秒）まで引いた線（以下この項において「A線」という。）を横切つて航行しようとする船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 来島海峡航路の西側の出入口の境界線（来島梶取鼻灯台から二七度五、二一〇メートルの地点から二五八度一、八五〇メートルの地点まで引いた線（以下この項において「B線」という。）の北側の部分に限る。）を横切つて航行しようとした場合は、B線の北側の海域を航行すること。

ロ 来島海峡航路の西側の出入口の境界線（B線の南側の部分に限る。）を横切つて航行しようとした場合は、B線の南側の海域を航行すること。

二 A線を横切つた後、来島海峡航路の西側の出入口の境界線を横切つて航行し、同航路をこれに沿つて東の方向に航行しようとする船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 来島海峡航路の西側の出入口の境界線（B線の北側の部

令和六年七月一日から施行する。
前文

(略)	
(略)	分に限る。)を横切つて航行しようとする場合は、B線の北側の海域を航行すること。 口 来島海峡航路の西側の出入口の境界線（B線の南側の部分に限る。）を横切つて航行しようとする場合は、B線の南側の海域を航行すること。
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

○法律第十七号（四月十九日）

地域再生法の一部を改正する法律

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（一の交付等（第十三条）を「第十三条・第十三条の二」に、「第十三条の二」を「第十三条の三」に、「地方債」を「特定地域再生事業に係る地方債」に改める部分に限る。）、第五条第四項第二号の改正規定、同項第五号の改正規定、第五章第一節の節名の改正規定、第十三条の改正規定、同章第二節中第十三条の二を第十三条の三とする改正規定、同章第一節中第十三条の次に一条を加える改正規定、同章第五節の節名の改正規定、第十七条の改正規定、第十七条の二第三項第二号の改正規定及び第十七条の六の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に改め、同表第百二十五号中「平成十七年法律第二十四号」第十七条の四十五（道路運送法）を「第十七条の五十二（一般旅客自動車運送事業の許可等）」に、「第十七条の四十四第三項」を「第十七条の五十一第三項」に、「第十七条の四十五又は」を「第十七条の五十二又は」に、「第十七条の五十」を「第十七条の五十八」に、「第十七条の四十七第三項」を「第十七条の五十五第三項」に改め、同表第百二十五号の三中「地域公共交通の活性化及び再

生に関する法律」を「地域再生法第五十三（自家用有償旅客運送の登録等の特例）」の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第十七条の三十六第二十九項（地域住宅団地再生事業計画の作成）（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定による地域住宅団地再生事業計画の公表又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に改め、「又は第二十九条の七第一項（道路運送法の特例）」を削り、「の登録又は」を「の登録若しくは」に、「又は同法」を「若しくは同法第二十九条の七第一項（道路運送法の特例）」の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法」に、「当該登録」を「自家用有償旅客運送者の登録」に改め、同表第百三十九号中「第十七条の四十八第一項」を「第十七条の五十六第一項」に、「第十七条の四十七第三項」を「第十七条の五十五第三項」に、「第十七条の四十九第一項」を「第十七条の五十七第一項」に改める。

○法務省令第三十二号（四月二十二日）

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（船舶登記規則の一部改正）

第十三条 船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（不動産登記規則の準用）	（不動産登記規則の準用）
<p>第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第三条の二、第五条から第九号まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第二号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八号第一号、第二十八号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八号の二第一号の二、第二十九号から第三十三号まで、第三十四号第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五号第六号及び第八号から第十号まで、第三十六号から第三十九号まで、第四十一条から第四十六号まで、第四十七条（第三号イ(6)を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百十号、第一百四十六条、第四百四十八号から第五百五十五号まで、第六百六十三号から第六百六十六号まで、第六百六十七号（第一項第三号口及びハを除く。）、第六百六十八号（第一項を除く。）、第六百六十九号（第一項を除く。）、第七百七十条、第七百七十五号、第七百七十六号（第三項を除く。）、第七百七十八号から第八十号まで、第八百八十一条（第二項第三号を除く。）、第八百八十二条の二まで、第八百八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第八百八十四条から第八十八号まで、第八百八十九号（第一項を除く。）、第九百九十条から第九百九十二条まで、第九百九十一条第一号から第四号まで及び第二項、第九百九十八号、第二百一十二条第一項及び第三項並びに第四章第三節（第二百一十二条の二第一項並びに第二百一十二条の四第一項及び第三項を除く。）及び第四節（第二百五</p>	<p>第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第五条から第九号まで、第十七条、第十九号、第二十四条から第二十六号まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八号第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八号の二第一号の二、第二十九号から第三十三号まで、第三十四号第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五号第六号及び第八号から第十号まで、第三十六号から第三十九号まで、第四十一条から第四十六号まで、第四十七条（第三号イ(6)を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百十号、第一百四十六条、第四百四十八号から第五百五十五号まで、第六百六十三号から第六百六十六号まで、第六百六十七号（第一項第三号口及びハを除く。）、第六百六十八号（第一項を除く。）、第六百六十九号（第一項を除く。）、第七百七十条、第七百七十五号、第七百七十六号（第三項を除く。）、第七百七十八号から第八十号まで、第八百八十一条（第二項第三号を除く。）、第八百八十二条の二まで、第八百八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第八百八十四条から第八十八号まで、第八百八十九号（第一項を除く。）、第九百九十条から第九百九十二条まで、第九百九十一条第一号から第四号まで及び第二項、第九百九十八号、第二百一十二条の四第一項及び第三項を除く。）及び第四節（第二百五</p>

条第一項を除く。の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百八十一条第二項、第八十四条、第八十五条第一項第一号イ、第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二条の十二第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）を除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第九十八條第二項	〔略〕	〔略〕
第二百一十條第三項	法第九十一條第三項又は第四項	船舶登記令第二十四條第一項又は第二項
第二百二條の四第二項（第二百二條の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二條の十二第二項（第二百二條の十五第七項及び第二百二條の十六第六項において準用する場合を含む。）	〔略〕	〔略〕

を除く。の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百八十一条第二項、第八十四条、第八十五条第一項第一号イ、第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二条の十二第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）を除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第九十八條第二項	〔同上〕	〔同上〕
〔項を加える。〕	〔同上〕	〔同上〕
第二百二條の四第二項（第二百二條の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二條の十二第二項（第二百二條の十五第七項及び第二百二條の十六第六項において準用する場合を含む。）	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和六年六月二十四日から施行する。ただし、〔中略〕第十三条の改正規定（船舶登記規則第四十九条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）〔中略〕は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十五号（四月二十六日）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油）</p> <p>第八条の十三 法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油は、次の各号に掲げる油（令別表第一の五に掲げる北極海域を航行する船舶にあつては、第二号に掲げる油（燃料油として積載されたものに限る。）とする。</p> <p>一 四（略）</p>	<p>（法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油）</p> <p>第八条の十三 法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油は、次の各号に掲げる油とする。</p> <p>一 摂氏十五度における密度が九百キログラム毎立方メートルを超える原油</p> <p>二 摂氏十五度における密度が九百キログラム毎立方メートルを超え、又は摂氏五十度に</p>

（船舶発生廃棄物記録簿を備え付けるべき船舶）

第十二条の三の五 法第十条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数百トン以上の船舶及び最大搭載人員十五人以上の船舶（海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。）とする。

（外国において搭載した燃料油の燃料油供給証明書の要件）

第十二条の十七の八 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件に適合する書面は、次に掲げる事項が記載されている書面とする。

一 船名及び国際海事機関船舶識別番号

二 燃料油を搭載した場所

三 燃料油供給者の氏名又は名称、住所及び電話番号

四 燃料油の製品名

五 燃料油の製品質量

六 燃料油の搭載量

七 燃料油の摂氏十五度にお

おける動粘度が百八十平方ミリメートル毎秒を超える原油以外の油

三 歴青油又はその乳化物

四 タール又はその乳化物

（船舶発生廃棄物記録簿を備え付けるべき船舶）

第十二条の三の五 法第十条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数四百トン以上の船舶及び最大搭載人員十五人以上の船舶（海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。）とする。

（外国において搭載した燃料油の燃料油供給証明書の要件）

第十二条の十七の八 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件に適合する書面は、次に掲げる事項が記載されている書面とする。

一 船名及び国際海事機関船舶識別番号

二 燃料油を搭載した場所

三 燃料油を搭載した年月日

（新設）

四 燃料油の製品名、摂氏十五度の温度における密度及び比重

五 燃料油の搭載量

（新設）

七 燃料油の摂氏十五度にお

五 燃料油の搭載量

（新設）

八 燃料油の硫黄分濃度 九 燃料油の引火点 十 燃料油が令第十一条の十又は第十一条の十一に定める基準に適合する旨及びその旨を証する燃料油供給者の署名	(新設) (新設) 六 燃料油供給者の氏名及び署名、住所並びに電話番号
--	---

この省令は、令和六年五月一日から施行する。ただし、第八条の十三の改正規定は、令和六年七月一日から施行する。

附 則

○国土交通省令第五十六号（四月三十日）

船舶法施行細則及び小型船舶登録規則の一部を改正する省令

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条 船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第十七条ノ三 船舶原簿ハ其全部 ヲ電子計算機ニ備フルフアイル 又ハ磁気ディスク（之ニ準ズル 方法ニ依リ一定ノ事項ヲ確実ニ 記録シ得ル物ヲ含ム）ヲ以テ調 製スベシ ②～⑥（略）</p>	<p>第十七条ノ三 船舶原簿ハ其全部 ヲ磁気ディスク（之ニ準ズル方 法ニ依リ一定ノ事項ヲ確実ニ記 録シ得ル物ヲ含ム以下同ジ）ヲ 以テ調製スベシ ②～⑥（略）</p>

（小型船舶登録規則の一部改正）

第二条 小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第十条（略） ② 登録令第四条第一項の規定に より調製を行う場合において は、クラウド・コンピューティ ング・サービス関連技術（官民</p>	<p>第十条（略） ② 登録令第四条第一項の規定に より調製を行う場合において は、クラウド・コンピューティ ング・サービス関連技術（官民</p>

データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三三号）第一条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則
(施行期日)

1 この省令は、令和六年六月三十日から施行する。

○法律第二十三号（五月二五日）

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（後略）

（中小企業基本法及び国土交通省設置法の一部改正）

第十条 次に掲げる法律の規定中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改める。

二 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十五条第一項

（登録免許税法の一部改正）

第十一条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十三号中「流通業務総合効率化促進法第十二条第一項」を「物資流通効率化法第十四条第一項」に、「流通業務総合効率化促進法第四条第一項」を「物資流通効率化法第六条第一項」に改め、同表第百三十九号中「流通業務総合効率化促進法第八条第一項」を「物資流通効率化法第十条第一項」に、「流通業務総合効率化促進法第四条第一項」を「物資流通効率化法第六条第一項」に、「流通業務総合効率化促進法第五条第一項」を「物資流通効率化法第七条第一項」に、「流通業務総合効率化促進法第九条第一項」を「物資流通効率化法第十一条第一項」に改め、同表第百四十号中「流通業務総合効率化促進法第十六条第一項」を「物資流通効率化法第十八条第一項」に、「流通業務総合効率化促進法第四条第一項」を「物資流通効率化法第六条第一項」に、「流通業務総合効率化促進法第五条第一項」を「物資流通効率化法第七条第一項」に改める。

（貨物利用運送事業法の一部改正）

第十二条 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条、第三十三条第三号及び第四十九条中「第三十七条第三項」を「第三十七条の二第三項」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第十三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第二十号の二第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改める。

第十三条第二十号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十号の二第一項」を「物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項」に改める。

第十五条第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十号の二第一項第一号」を「物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項第一号」に、「貸付け」を「出資の決定及び貸付け」に改める。

○法律第二十四号（五月十七日）

防衛省設置法等の一部を改正する法律

（武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正）

第六条 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「海上自衛隊」の下に「（主として海において行動する同法第二十一条の二第二項に規定する共同の部隊（第十八条において「共同の部隊」という。）を含む。次条第六号、第四条第一項及び第三十七条第一項において同じ。）」を加える。

第十八条中「自衛官」の下に「（共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官を含む。第三十条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。（後略）

○国土交通省令第六十号（五月二十日）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

改正後		改正前	
<p>（水バラスト記録簿）</p> <p>第十二条の十四の十六 法第十七条の四第二項の有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の水バラスト記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。</p>		<p>（水バラスト記録簿）</p> <p>第十二条の十四の十六 法第十七条の四第二項の有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の水バラスト記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。</p>	
有害水バラストの排出 その他水バラストの取 扱いに関する作業	事 項	有害水バラストの排出 その他水バラストの取 扱いに関する作業	事 項
一 水域からの水バラストの積込み（第六号に掲げるものを除く。）	1 開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度） 2 完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深） 3 水バラストを積み込んだタンクその他の影響を受けたタンクの識別記号 4 積み込んだ水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量 5 有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別 6 水バラストの処理方法 7 作業を担当した船舶職員の名	一 船舶への水バラストの積込み（第五号に掲げるものを除く。） 二 船舶における水バラストの循環又は処理	1 積込みの日時 2 積込みを行った港の名称又は施設的位置（緯度及び経度による。）及び水深（港外の場合に限る。） 3 積み込んだ水バラストの概量 4 作業を行った船舶職員の名 1 循環又は処理の日時 2 循環し、又は処理した水バラストの概量 3 循環又は処理が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別 4 作業を行った船舶職員の名

<p>四 水バラストの内部 循環処理又はタンク 内処理</p>	<p>三 水バラストの交換</p>	<p>二 水域への水バラストの排出（第六号に掲げるものを除く。）</p>
<p>3 2 1 完了時刻 開始時刻 水バラストの内部循環処理又はタンク内処理をしたタンクその他影響</p>	<p>8 7 6 5 4 3 2 1 作業を担当した船舶職員の署名 積み込んだ水バラストの総量 業後の水バラストの総量 交換した水バラストの総量及び作業の影響を受けたタンクの識別記号 水バラストを交換したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号 書に従って行われたかどうかの別及び交換の方式 有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別 該水域の名称 有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別 水バラストを交換した水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深（第十二条の十四の第三項第一号に掲げる水域で交換をした場合にあつては、当該水域の名称） 完了時刻及び位置（緯度及び経度） 水バラストを交換した水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深（第十二条の十四の第三項第一号に掲げる水域で交換をした場合にあつては、当該水域の名称） 作業を担当した船舶職員 の署名</p>	<p>1 2 3 4 5 6 7 開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度） 完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深） 水バラストを排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号 排出した水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量 有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別 水バラストの処理方法 作業を担当した船舶職員 の署名</p>

<p>五 事故その他の理由 による例外的な船舶 への水バラストの積 込み又は水域への排 出</p>	<p>四 受入施設への水バ ラストの処分</p>	<p>三 水域への水バラストの排出（第五号に掲げるものを除く。）</p>
<p>6 5 4 3 2 1 作業を行った船舶職員 の署名 排出が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別 積み込み及び排出の状況及び理由 積み込み又は排出した水バラストの概量 積み込み、又は排出した水バラストの概量 積み込み又は排出の日時 積み込み又は排出を行った港の名称又は船舶の位置 積み込み、又は排出した水バラストの概量</p>	<p>7 6 5 4 3 2 1 作業を行った船舶職員 の署名 処分が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別 処分の状況及び理由 積み込み、又は処分した水バラストの概量 処分を行った港の名称又は受入施設の位置 処分を行った港の名称又は施設の位置 積み込み及び処分の日時 積み込み及び処分の位置</p>	<p>1 2 3 4 5 排出の日時 排出を行った港の名称又は施設の位置（緯度及び経度による） 排出した水バラストの概量及び残留量 排出が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別 作業を行った船舶職員 の署名</p>

	<p>五 港湾施設若しくは受入施設からの水バラストの積み込み又は港湾施設若しくは受入施設への水バラストの処分</p>	<p>六 事故その他の理由による水バラストの流入又は流出その他の例外的な積み込み又は排出</p>
<p>を受けたタンクの識別記号（供給元のタンクと供給先のタンクがある場合はそれぞれの識別記号）</p> <p>4 処理した水バラストの総量</p> <p>5 水バラストの処理方法</p> <p>6 作業を担当した船舶職員の名</p>	<p>1 開始時刻及び位置（施設の名称）</p> <p>2 完了時刻</p> <p>3 積み込み又は処分の別</p> <p>4 水バラストを積み込み、又は処分したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号</p> <p>5 積み込み、又は処分した水バラストの総量及び作業後の水バラストの総量</p> <p>6 有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別</p> <p>7 船上での水バラストの処理方法</p> <p>8 作業を担当した船舶職員の名</p>	<p>1 開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）</p> <p>2 終了時刻</p> <p>3 流入、流出、積み込み又は排出の別</p> <p>4 水バラストが流入し、若しくは流出し、又は水バラストを積み込み、若しくは排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号</p> <p>5 流入し、流出し、積み込み、又は排出した水バラストの総量</p> <p>6 流入、流出、積み込み又は排出の状況及び理由並びに実施した処理方法その他必要な事項</p> <p>7 作業を担当した船舶職員の名</p>

<p>八 タンクの清掃若しくは洗浄又は堆積物の除去若しくは処分</p> <p>1 開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）</p> <p>2 完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）</p> <p>3 作業を行ったタンクの識別記号</p> <p>4 受入施設へ処分した場合にあつては、その総量及び施設の名称</p> <p>5 有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて洗浄水又は堆積物を水域へ排出した場合にあつては、その総量、当該水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深</p> <p>6 作業を担当した船舶職員の署名</p>	<p>七 有害水バラスト処理設備の故障又は動作不能に伴う作業</p> <p>1 発生時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）</p> <p>2 積込み又は排出の別</p> <p>3 警報の種類、故障又は動作不能の状況の概要その他の故障又は動作不能に係る事案の説明</p> <p>4 復旧時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）</p> <p>5 作業を担当した船舶職員の署名</p>
<p>(削る)</p> <p>2 前項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。</p> <p>3 法第十七条の四第二項に規定する者は、第一項の表第五号上欄に掲げる作業が行われた場合は、その都度、当該作業に関する事実を証する書類を水バラスト記録簿に添付しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によるほか、有害水バラスト処理設備に故障その他の異常が発生した場合は、当該異常が発生した時刻及び原因並びに作動可能な状態になつた時刻を水バラスト記録簿に記載しなければならない。</p> <p>3 前二項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。</p> <p>4 法第十七条の四第二項に規定する者は、第一項の表第四号上欄に掲げる作業が行われた場合は、その都度、当該作業に関する事実を証する書類を水バラスト記録簿に添付しなければならない。</p>

第1号の9の5様式(第12条の14の16関係)

第一号の九の五様式を次のように改める。

(一)

水バラスト記録簿
BALLAST WATER RECORD BOOK

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約
INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE CONTROL AND
MANAGEMENT OF SHIPS' BALLAST WATER AND SEDIMENTS

船 名
Name of Ship _____

国際海事機関船舶識別記号
IMO number _____

船舶番号又は信号符字
Distinctive numbers or letters _____

総 ト ン 数
Gross tonnage _____

旗 国
Flag _____

水バラスト容積(立方メートル)
Total Ballast Water capacity (in cubic meters) _____

国際水バラスト管理証書番号
Number of the International Ballast Water Management Certificate _____

期 間 from _____ から _____ まで
Period _____ to _____

有害水バラスト汚染防止措置手引書に記載されているバラストタンク（水バラストを搭載することが可能な多目的タンク、スペース又は区画を含む。）の配置図は、この水バラスト記録簿と一体をなすものである。

A diagram identifying the ballast tanks of the ships, corresponding to the ballast water management plan, including any multi-use tank, space or compartment designed to allow carriage of ballast water, is integral to and shall be a part of this ballast water record book.

(三)

備考

- 1 次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付及び当該作業の内容を表す番号を記入するとともに、必要な詳細事項を「作業の記録及び担当職員の署名」の欄に記入すること。
- 2 国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。
- 3 概量、総保有量、総量等の体積の記載は、立方メートルによること。

記録すべき作業の内容及びその番号

符号	番号	作 業 の 内 容
(A)		水域からの水バラストの積込み（(E)に掲げるものを除く。）
	.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.2	完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深）
	.3	水バラストを積み込んだタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.4	積み込んだ水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量
	.5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
(B)	.6	水バラストの処理方法
		水域への水バラストの排出（(E)に掲げるものを除く。）
	.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.2	完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深）
	.3	水バラストを排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.4	排出した水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量
(C)	.5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
	.6	水バラストの処理方法
		水バラストの交換又は水バラストの内部循環処理若しくはタンク内処理
1		水バラストの交換
	.1	開始時刻及び位置（緯度及び経度）

	.2	完了時刻及び位置（緯度及び経度）
	.3	水バラストを交換した水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深（B-4規則2の水域（注1）で交換をした場合にあっては、当該水域の名称）
	.4	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別及び交換の方式がシークエンシャル方式、フロースルー方式又はダイリユーション方式のいずれであるかの別（注2）
	.5	水バラストを交換したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.6	交換した水バラストの総量及び作業後の水バラストの総量
	.7	積み込んだ水バラストの処理方法
	2	水バラストの内部循環処理又はタンク内処理
	.1	開始時刻
	.2	完了時刻
	.3	水バラストの内部循環処理又はタンク内処理をしたタンクその他影響を受けたタンクの識別記号（供給元のタンクと供給先のタンクがある場合はそれぞれの識別記号）
	.4	処理した水バラストの総量
	.5	水バラストの処理方法
(D)		港湾施設若しくは受入施設からの水バラストの積み込み又は港湾施設若しくは受入施設への水バラストの処分
	.1	開始時刻及び位置（施設の名称）
	.2	完了時刻
	.3	積み込み又は処分の別
	.4	水バラストを積み込み、又は処分したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.5	積み込み、又は処分した水バラストの総量及び作業後の水バラストの総量
	.6	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
	.7	船上での水バラストの処理方法
(E)		事故その他の理由による水バラストの流入又は流出その他例外的な積み込み又は排出
	.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）

附 則
第一条 (施行期日)
 この省令は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十七条の四第二項の規定による水バラスト記録簿への記載については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和七年一月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

	. 2	終了時刻
	. 3	流入、流出、積込み又は排出の別
	. 4	水バラストが流入し、若しくは流出し、又は水バラストを積み込み、若しくは排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	. 5	流入し、流出し、積み込み、又は排出した水バラストの総量
	. 6	流入、流出、積込み又は排出の状況及び理由並びに実施した処理方法その他必要な事項
(F)		有害水バラスト処理設備の故障又は動作不能に伴う作業(注3)
	. 1	発生時刻及び位置(港の名称又は緯度及び経度)
	. 2	積込み又は排出の別
	. 3	警報の種類、故障又は動作不能の状況の概要その他の故障又は動作不能に係る事案の説明
	. 4	復旧時刻及び位置(港の名称又は緯度及び経度)
(G)		タンクの清掃若しくは洗浄又は堆積物の除去若しくは処分
	. 1	開始時刻及び位置(港の名称又は緯度及び経度)
	. 2	完了時刻及び位置(港の名称又は緯度及び経度)
	. 3	作業を行ったタンクの識別記号
	. 4	受入施設へ処分した場合にあっては、その総量及び施設の名称
	. 5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って洗浄水又は堆積物を水域へ排出した場合にあっては、その総量、当該水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深
(H)		追加的な作業手順

注 1 B-4 規則 2 の水域：海防法施行規則第 1 2 条の 1 4 の 3 第 2 項第 1 号ロに掲げる水域をいう。

注 2 シークエンシャル方式：海防法施行規則第 1 2 条の 1 4 の 3 第 2 項第 1 号の表第 1 号下欄イ(1)に規定する方式をいう。
 フロースルー方式：海防法施行規則第 1 2 条の 1 4 の 3 第 2 項第 1 号の表第 1 号下欄イ(2)に規定する方法のうち、流す方式をいう。
 ダイリュージョン方式：海防法施行規則第 1 2 条の 1 4 の 3 第 2 項第 1 号の表第 1 号下欄イ(2)に規定する方法のうち、落とす方式をいう。

注 3 「故障又は動作不能」には、正常に有害水バラストを処理できなくなっている可能性を示すような有害水バラスト処理設備の誤動作、停止又は警報を含む(定例的な情報及び警告を除く。)

○法律第三十八号（五月二十四日）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（後略）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第十四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の七第二号を次のように改める。

二 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第十三条第一項に規定する貯留事業者が同法第四十条に規定する認可貯留事業実施計画に基づいて行う二酸化炭素（同法第二条第一項に規定する二酸化炭素をいう。以下この号及び第五十一条において同じ。）の海底下廃棄及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が同法第五十四条第一項に規定する通知貯留区域管理業務として行う二酸化炭素の海底下廃棄

第十八条の八から第十八条の十五までを削る。
第十九条及び第十九条の二を次のように改める。

第十九条及び第十九条の二 削除

第四十八条第三項中「、第十八条の八第一項」及び「、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄」を削り、同条第八項中「、第十八条の八第一項」を削る。

第五十一条中「特定二酸化炭素ガス」を「二酸化炭素」に改める。

第五十五条第一項第五号中「、第十八条の十二」及び「、第十八条の八第一項」を削り、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十七条第七号中「、第十八条の十二」を削り、同条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十条中第二号を削り、第三号を第二号とする。
第六十一条中「、第十八条の十二」を削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 既存貯留事業者であつて、前条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下この項において「旧海防法」という。）第十八条の八第一項の許可を受けているもの（以下この項において「旧許可廃棄者」という。）が行う特定二酸化炭素ガス（旧海防法第十八条の七第二号に規定する特定二酸化炭素ガスをいう。）の海底下廃棄（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第七号の二に規定する海底下廃棄をいう。）については、旧許可廃棄者が附則第三条第二項の許可を受けるまでの間は、なお従前の例による。

2 許可既存貯留事業者が行う附則第三条第二項の許可に係る貯留事業については、前条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十八条の七の規定は、適用しない。

○法律第四十二号（五月三十一日）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。（後略）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（労働基準法及び船員法の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「（同条第六項において準用する場合を含む。）を」に規定する行政執行法人介護休業及び同法第六十一条の二第三項に改める。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号
二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項

（船員職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第六条 次に掲げる法律の規定中「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に改める。

一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十一条の二
第七条 次に掲げる法律の規定中「第二十一条第四項」を「第二十一条第六項」に改め、「第二十三条の二」の下に、「第二十三条の三第七項」を加える。

一 船員職業安定法第九十一条の二

○政令第二百四号（六月五日）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四条第三項、第五条の三第三項、第十条第二項第二号及び第三号、第十八条第四項第二号並びに第十九条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百一十号）の一部を次のように改正する。

第一条の九第一項第二号中「及び第二条」を「第二条、第四条第四項並びに第九条の六第一項及び第二項」に改め、「単に」を削り、「北極海域（次項）の下に「及び第一条の十二」を加える。

第一条の十一中「南極海域」の下に「及び北極海域」を加える。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の排出の規制の対象となる船舶の総トン数又は搭載人員」を付する。

第三条に見出しとして「（船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の種類及び排出基準）」を付し、同条第二項中「こと」を「に（応じ）」に、「及び下欄に掲げるとおり」を「に掲げる排出海域ごと」にそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によること」に改め、同条第五項中「までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「までの上欄に掲げるふん尿等を第二項の」に、「第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「第四号上欄に掲げるふん尿等を同項の」に改める。

第四条に見出しとして「（船内の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の種類及び排出基準）」を付し、同条第二項中「別表第二の二上欄」を「別表第三上欄」に、「こと」を「に（応じ）」に、「及び下欄に掲げるとおり」を「に掲げる排出海域ごと」にそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によること」に改め、同条第三項中「別表第二の二上欄」を「別表第三上欄」に、「同表下欄に掲げる排出方法に関する」を「前項の」に改め、同条第四項中「別表第二の二上欄」を「別表第三上欄」に、「同表中欄に掲げる排出海域に関

する基準（南極海域（C）を「南極海域（同表備考第二号に規定する）」に「に係るものに限る。」を「において第二項の基準」に、「同項」を「同条第五項」に、「ふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「ふん尿等を同項の」に改める。

第四条の二の見出し中「排出の規制」を「種類及び排出基準」に改め、同条第二項中「別表第三上欄」を「別表第四上欄」に、「ことに」を「に」及び「下欄に掲げるとおり」を「に掲げる排出海域（ことにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によること）」に改め、同条第三項中「規定による排出海域又は排出方法に関する」を削り、「規定による基準」を「基準」に改め、同条第四項中「別表第三第一号、第二号、第五号及び第六号上欄」を「別表第四第一号、第二号、第五号及び第六号上欄」に、「同表下欄に掲げる排出方法に関する」を「第二項の」に改め、同条第五項中「別表第三上欄」を「別表第四上欄」に、「同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「第二項の」に改め、同条第六項中「別表第三第一号及び第五号上欄」を「別表第四第一号及び第五号上欄」に、「同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域）を「南極海域（同表備考第八号に規定する南極海域をいう。）」に、「に係るものに限る。」を「（同表備考第九号に規定する北極海域をいう。）」において第二項の基準」に、「同項」を「同条第五項」に、「ふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「ふん尿等を同項の」に改める。

第九条の六の見出し中「排出海域等に関する基準」を「排出基準」に改め、同条第一項中「別表第四上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおり」を「次の各号に掲げる海洋施設の区分に応じ、同項第二号に規定する廃棄物を当該各号に定めるところにより排出すること」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 海底及びその下における鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設 全てその国の領海の基線（南極海域にあつては、領海の基線）からその外側十二海里の線を超える海域において、粉砕式排出方法（国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉砕装置で処理して排出する方法をいう。次号及び別表第三において同じ。）により排出すること。

二 前号に掲げる海洋施設以外の海洋施設 南極海域以外の海域のうち本邦の領海の基線からその外側三海里以遠十二海里以内の海域及び南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域において粉砕式排

出方法により排出すること並びに南極海域以外の海域のうち本邦の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域において排出すること。

第九条の六第二項中「別表第四上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する」を「前二項の」に改め、「からの」の下に「食物くずの」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 鳥糞に属する種の個体（その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第三において同じ。）を含む食物くずを排出する場合における法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、南極海域においては国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出することとする。

第十条の七の表第一号中「別表第二の二備考第六号イ」を「別表第三備考第六号イ」に、「北米海域及び米国カリブ海海域」を「北米排出規制海域及び米国カリブ海排出規制海域」に改める。

第十一条の十中「とりとし」を「海域とし」に改め、同条の表第一号中「別表第二の二備考第六号イ」を「別表第三備考第六号イ」に、「北米海域及び米国カリブ海海域」を「北米排出規制海域、米国カリブ海排出規制海域及び地中海排出規制海域」に改める。

別表第一の五北西ヨーロッパ海域の項及び北極海域の項中「九〇度」を「九十度」に改め、同表に次のように加える。

紅海海域	スエズ湾及びアカバ湾を含む北緯十二度二十八・五分東経四十三度十九・六分の点及び北緯十二度四十四・四分東経四十三度三十二・二分の点を結んだ線（アデン湾海域の項において「紅海・アデン湾境界線」という。）を南端とする紅海海域
アデン湾海域	紅海とアラビア海との間にあるアデン湾のうち、紅海・アデン湾境界線以東であつて、かつ、北緯十一度五十分東経五十一度十六・九分の点及び北緯十五度三十五分東経五十二度十三・八分の点を結んだ線以西の海域

別表第二中「に関する基準」を削る。
別表第四を削る。

別表第三中「に関する基準」を削り、同表第一号中「及び拡大カリブ海域」を「拡大カリブ海域及び紅海海域」に改め、同表第二号及び第三号中

「北極海域」の下に、「紅海海域」を加え、同表第五号中「及び拡大カリブ海域」を、「拡大カリブ海域及び紅海海域」に改め、同表第六号中「北極海域」の下に、「紅海海域」を加え、同表備考第一号中「又は北極海域」を、「北極海域又は紅海海域」に改め、同表備考第二号中「別表第二の二備考第五号」を「別表第三備考第五号」に改め、同表備考第三号中「別表第二の二備考第六号」を「別表第三備考第六号」に改め、同表備考第四号中「別表第二の二備考第七号」を「別表第三備考第七号」に改め、同表備考第五号中「別表第二の二備考第八号」を「別表第三備考第八号」に改め、同表備考第六号中「別表第二の二備考第九号」を「別表第三備考第九号」に改め、同表備考第十号中「別表第二の二備考第十号」を「別表第三備考第十号」に改め、同表備考第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同表備考第九号中「別表第二の二備考第十二号」を「別表第三備考第十二号」に改め、同号を同表備考第十号とし、同表備考第八号中「別表第二の二備考第十三号」を「別表第三備考第十三号」に改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 この表において「紅海海域」とは、別表第三備考第十号に規定する紅海海域をいう。

別表第三を別表第四とする。

別表第二の二中「第四条」の下に、「第九条の六」を加え、「」に関する基準」を削り、同表第一号中「国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「」を削り、「」という。）」を「」により排出すること」に、「及び拡大カリブ海域」を、「拡大カリブ海域及び紅海海域」に改め、同表第二号中「鳥網」を「であつて、鳥網」に、「その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第四第二号において同じ。」を含まないに限る。）」を「を含まないもの」に、「及び拡大カリブ海域」を、「拡大カリブ海域及び紅海海域」に改め、同表備考第四号中「北極海域」の下に、「紅海海域」を加え、同表備考第九号中「二百七十度」に改め、同表備考第十号中「北極海域」の下に、「紅海海域」を加え、同号を同表備考第十一号とし、同表備考第九号の次に次の一号を加える。

十 この表において「紅海海域」とは、別表第一の五に掲げる紅海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第二の二を別表第三とする。

別表第五北米海域の項中「北米海域」を「北米排出規制海域」に改め、同

表米国カリブ海域の項中「米国カリブ海域」を「米国カリブ海排出規制海域」に改め、同表に次のように加える。

地中海排出規制海域	北緯三十六度一分西経六度二二分の点及び北緯三十五度四十七分五十分西経五度五十五四分の点を結んだ線、北緯四十度二七分東経二十六度十分の点及び北緯四十二度五分東経二十六度十一九分の点を結んだ線、スエズ運河の北側入口並びに陸岸により囲まれた海域のうち、北緯三十一度二十九分東経三十二度十六分の点から陸岸まで百八十度に引いた線、同点、北緯三十一度二十九分東経三十二度二十八分四八分の点及び北緯三十一度十四分東経三十二度三十二分六二分の点を順次結んだ線、同点から陸岸まで二百七十度に引いた線、スエズ運河の北側入口並びに陸岸により囲まれた海域以外の海域
-----------	--

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の九第一項第二号の改正規定（「及び第二項」を、「第二条、第四条第四項並びに第九条の六第一項及び第二項」に改める部分を除く。）及び第一条の十一の改正規定（令和六年七月一日
- 二 第十一条の七の表第一号の改正規定（「別表第二の二備考第六号イ」を「別表第三備考第六号イ」に改める部分を除く。）、第十一条の十の表第一号の改正規定（「別表第二の二備考第六号イ」を「別表第三備考第六号イ」に改める部分を除く。）及び別表第五の改正規定（令和七年五月一日

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正）

3 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条中「ことに」を「に応じ」に、「中欄及び」を「中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表の」に、「とおり」を「排出方法によること」に改め、同条の表中「に関する基準」を削り、同表第一号中「別表第三第二号上欄」を「別表第四第二号上欄」に、「別表第二の二」を「別表第三」に改め、「単に」を削り、同表第二号中「別表第三第三号上欄」を「別表第四第三号上欄」に改め、同表第三号中「別表第三第四号上欄」を「別表第四第四号上欄」に改め、同表第四号中「別表第三第六号上欄」を「別表第四第六号上欄」に改め、同表第五号中「別表第三第七号上欄」を「別表第四第七号上欄」に改め、同表第六号中「別表第三第八号上欄」を「別表第四第八号上欄」に改める。

○海上保安庁告示第三十号（六月七日）

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項	番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
(略)				(略)			
W104	来島海峡及付近	1 / 35,000	航路、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、法第25条第2項の経路、法第30条第1項の海域	W104	来島海峡及付近	1 / 35,000	航路、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、法第30条第1項の海域
JP104	KURUSHIMA KAIKYO AND APPROACHES	1 / 35,000	航路、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、法第25条第2項の経路、法第30条第1項の海域	JP104	KURUSHIMA KAIKYO AND APPROACHES	1 / 35,000	航路、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、法第30条第1項の海域
(略)				(略)			
W132	来島海峡	1 / 15,000	航路、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、法第25条第2項の	W132	来島海峡	1 / 15,000	航路、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、法第30条第1項の

			経路、法第30条第1項の海域
JP132	KURUSHIMA KAIKYO	1 / 15,000	航路、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、法第25条第2項の経路、法第30条第1項の海域
(略)			
(略)			
JP44NC81	瀬戸内海(来島海峡)	30分	航路、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、法第25条第2項の経路、法第30条第1項の海域
(略)			
JP54NC8J	瀬戸内海(来島海峡)	15分	航路、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、法第25条第2項の経路、法第30条第1項の海域
(略)			
			海域
JP132	KURUSHIMA KAIKYO	1 / 15,000	航路、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、法第30条第1項の海域
(略)			
(略)			
JP44NC81	瀬戸内海(来島海峡)	30分	航路、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、法第30条第1項の海域
(略)			
JP54NC8J	瀬戸内海(来島海峡)	15分	航路、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、法第30条第1項の海域
(略)			

前 文

令和六年七月十二日から施行する。

○法律第五十号（六月十四日）

学校教育法の一部を改正する法律

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（職業安定法及び船員職業安定法の一部改正）

第四条 次に掲げる法律の規定中「生徒」を「学生若しくは生徒」に改める。

二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第四十条第一項第一号

○政令第二百二十二号（六月二十一日）

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の五第一項及び第六十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号(4)中「川崎東扇島防波堤東灯台」の下に「北緯三五度

二分四一秒東経一三九度四六分五九秒」を加え、同号(2)中「横浜大黒防

波堤東灯台」の下に「北緯三五度二七分、四秒東経一三九度四二分二五秒」

を加え、同号(2)中「横浜本牧防波堤灯台」の下に「北緯三五度二六分三六

秒東経一三九度四一分二一秒」を加え、同号(2)中「川崎東扇島防波堤西灯台」

の下に「北緯三五度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒」を加え、同号

(2)中「第二海堡灯台」の下に「北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四

分二九秒」を加え、同号(3)中「横須賀港東北防波堤東灯台」の下に「北緯

三五度一九分九秒東経一三九度四〇分三一秒」を加え、同号(3)中「横浜金

沢木材ふとう東防波堤灯台」の下に「北緯三五度二二分四三秒東経一三九

度三九分三〇秒」を加え、同表第二号(4)中「尾張野鳥灯台」の下に「北緯

三四度三九分二七秒東経一三七度二九秒」を加え、同表第三号中「(271)まで

を「(273)まで」に、「(271)に」を「(273)に」に、「(272)から(276)まで」

を「(273)に」を「(271)に」に、「(274)から(278)まで」

に、「(272)に」を「(274)に」に、「(276)に」を「(278)に」に改め、同号(66)中「地藏埼灯

台」の下に「北緯三四度二四分五七秒東経一三四度一四分七秒」を加え、

同号(109)中「男木島灯台」の下に「北緯三四度二六分一秒東経一三四度三分

三九秒」を加え、同号(110)中「カナワ岩灯標」の下に「北緯三四度二五分

一八秒東経一三四度七分四九秒」を加え、同号(128)中「大植三角点」の下に「北

緯三四度二五分八秒東経一三三度五五分二秒」を加え、同号(134)中「小瀬

居島三角点」の下に「北緯三四度二分三秒東経一三三度五一分二秒」

を加え、同号(142)中「鍋島灯台」の下に「北緯三四度二分五七秒東経

一三三度四九分二五秒」を加え、同号(156)中「二面島灯台」の下に「北緯

三四度一八分五秒東経一三三度三七分一九秒」を加え、同号(170)中「菟神島

灯台」の下に「北緯三四度六分一六秒東経一三三度一分三九秒」を加え、

同号(215)を次のように改める。

(215) 菊間港防波堤灯台(北緯三四度二分一八秒東経一三二度五〇分一六

秒)から三〇四度四、四三〇メートルの地点

別表第五第三号中(218)を削り、(217)を(218)とし、(216)を(217)とし、(215)の次に次のように

加える。

(216) 桴磯灯標(北緯三四度八分四四秒東経一三二度五六分五秒)から

二九六度三〇分四、一六〇メートルの地点

別表第五第三号中(276)を(278)とし、(242)から(275)までを(244)から(277)までとし、同号

(241)中「新門司防波堤灯台」の下に「北緯三三度五二分三秒東経一三一度

三六秒」を加え、同号(241)を同号(243)とし、同号中(240)を(242)とし、(220)から(239)までを

(222)から(241)までとし、(219)を(221)とし、その前に次のように加える。

(219) 桴磯灯標から二八一度一五分三、〇〇〇メートルの地点

(220) 菊間港防波堤灯台から三〇二度一五分三、〇三〇メートルの地点

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年七月一日から施行する。

(水域の占用の許可等に関する経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域(この政令による改正前の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域を除く)内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の五第二項の許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

(罰則に関する経過措置)

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第三十三号（六月二十四日）

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項	番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
WI371	備讃瀬戸諸分図 味野港 琴浦港 下津井港	1 / 5,000 1 / 7,500 1 / 7,500	(下津井港) 航路、法第30条 第1項の海域	WI371	備讃瀬戸諸分図 味野港 琴浦港 下津井港	1 / 5,000 1 / 7,500 1 / 7,500	(下津井港) 航路、法第30条 第1項の海域
				JP5510	MARINERS' ROUTTEING GUIDE TOKYO WAN	1 / 100,000	法第1条第2項 の政令で定める 境界、航路、指 定海域、法第5 条の航路の区間、 浦賀水道航路の 中央、法第25条 第2項の経路、 法第30条第1項 の海域
				JP5511	MARINERS' ROUTTEING GUIDE ISE WAN	1 / 100,000	法第1条第2項 の政令で定める 境界、航路、法 第5条の航路の

(略)			
(略)			
JP5512	MARINERS' ROUTING GUIDE SETO NAIKAI	1 / 500,000	区間、法第25条 第2項の経路、 法第30条第1項 の海域
(略)			

前 文

令和六年七月二十六日から施行する。

○政令第二百三十六号（六月二十八日）

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第四項及び第五項、第二十條第一項並びに第二十一條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

日次中「第八十一条」を「第八十条」に、「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

第十七條第四号を削り、同條第五号を同條第四号とする。

第二十一條第一項中「二十三人」を「二十四人」に改める。

第九十條第二項中「第十七條第五号」を「第十七條第四号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和六年七月一日から施行する。

○財務省令第四十七号（六月二十八日）

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の次に次の一条を加える。

（特例申告に係る担保の金額）

第一条の七の二 法第七条の八第一項（担保の提供）に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 特例輸入者に対して担保の提供を命ずる場合 次に掲げる額のいずれか多い額を限度として、税関長が必要と認める金額

イ 担保の提供を命ずることとなつた日の属する月の翌月から一年間において輸入しようとする貨物に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税（以下この号及び次号において「関税等」という。）で特例

申告により納付する見込みの関税等の額の合計額が最も多い月の当該

合計額

ロ 担保の提供を命ずることとなつた日の属する年の前年において輸入した貨物について、特例申告により納付した又は納付すべきことが確

定した関税等の額の合計額が最も多い月の当該合計額

二 特例委託輸入者に対して担保の提供を命ずる場合（次号に掲げる場合を除く。）輸入申告に係る貨物の価格（令第五十九条第一項第一号の二（輸入申告の手続）に規定する価格をいう。）に当該価格に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した額を関税等の課税標準として計算し

た場合に課されるべき関税等の金額

三 特例委託輸入者に対して担保の提供を命ずる場合（継続して貨物を輸入することを予定している特例委託輸入者から、輸入申告を行おうとする税関官署の長に対し、あらかじめ担保の提供を行いたい旨の申出があつた場合に限る。）第一号イ又はロに掲げる合計額のいずれか多い額に

二を乗じて計算した金額を限度として、税関長が必要と認める金額

二を乗じて計算した金額を限度として、税関長が必要と認める金額

附 則
この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○国土交通省令第六十九号（六月二十八日）
海難審判法施行規則の一部を改正する省令

海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第九十四条 法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千二百円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千八百円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。</p>	<p>第九十四条 法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千七百円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

○国土交通省令第七十一号（六月二十八日）

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章（第二章の五）（略）</p> <p>第二章の六 産業人員等運送船の施設（第十三条の七）</p> <p>第三章（第五章）（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章の六 産業人員等運送船の施設 （産業人員等運送船の施設）</p> <p>第十三条の七 第八条に規定するその他の乗船者のうち産業活動（再生可能エネルギー源その他のエネルギー源の探査若しくは開発、水産養殖又は海洋掘削に関連するものであって、海洋に設けられる工作物又は船舶において行われるものに限る。以下この項において同じ。）に従事</p>	<p>目次</p> <p>第一章（第二章の五）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章（第五章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

する人員（以下この項において「産業人員」という。）を運送する船舶（旅客船、漁船及び産業活動が行われる船舶を除く。）であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（第三十二条第一項第二号ウ及び第五十一条第一項において「産業人員等運送船」という。）に関し施設しなければならない法第二条第一項に掲げる事項及びその標準については、同項の国土交通省令の規定にかかわらず、管海官庁が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十五章第一規則に規定する産業人員運送の安全に関する国際コードに従つて指示するところによらなければならない。

一 当該船舶において運送される産業人員が十二人を超えること。

二 旅客並びに産業人員及びこれに類する者として管海官庁が適当と認める者（第三十二条第一項第二号ウ及び第五十一条第一項において「産業人員等」という。）の人数の合計が十二人を超えること。

2 前項の管海官庁の指示は、船

舶設備規程第四条、船舶区画規程第十条の三、船舶復原性規則第十七条及び第二十三条、船舶救命設備規則第四条、船舶消防設備規則第三条、小型船舶安全規則第四条、船舶防火構造規則第五条、船舶機関規則第三条並びに船舶構造規則第三条の規定により行うものとする。

(書類の提出)

第三十二条 検査申請者は、次に掲げる書類を管海官庁に提出しなければならない。

一 (略)

二 前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合に提出する書類

イーム (略)

ウ 産業人員等運送船にあつては、産業人員等の運送を安全に行うための設備その他の事項を記載した書類

三 三六 (略)

2 26 (略)

(資料の供与等)

第五十一条 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差

(書類の提出)

第三十二条 検査申請者は、次に掲げる書類を管海官庁に提出しなければならない。

一 (略)

二 前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合に提出する書類

イーム (略)

(新設)

三 三六 (略)

2 26 (略)

(資料の供与等)

第五十一条 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差

し支えないと認める場合は、この限りでない。

一 一四 (略)	当該船舶が産
十五 (略)	業人員等の運
船等運送	送を安全に行
	うために必要
	な事項が記載
	された資料

し支えないと認める場合は、この限りでない。

一 一四 (略)	(新設)
(新設)	(新設)

2・3 (略)
4 第二項の承認(安全説明書に係るものを除く)を受けた船舶所有者は、当該資料を第一項の表第一号から第十五号までの船舶にあつては船長に、同表第十二号の船舶にあつては船長及び耐圧殻の乗員に供与しなければならない。

2・3 (略)
4 第二項の承認(安全説明書に係るものを除く)を受けた船舶所有者は、当該資料を第一項の表第一号及び第十四号の船舶にあつては船長に、同表第十二号の船舶にあつては船長及び耐圧殻の乗員に供与しなければならない。

5 57 (略)
8 法第八条の船舶の船長に供与する第一項の表第一号、第四号から第七号まで、第十四号及び第十五号の資料であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

5 57 (略)
8 法第八条の船舶の船長に供与する第一項の表第一号、第四号から第七号まで及び第十四号の資料であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

9 (略)
10 第一項の表第一号、第三号から第七号まで、第十一号及び第十三号から第十五号までの上欄

9 (略)
10 第一項の表第一号、第三号から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号上欄に掲げ

に掲げる船舶の船長は、それぞれ同表
れ同表下欄に掲げる資料（同表第十一
号にあつては、安全説明書を除く）
を船内に備えておかなければならない。

る船舶の船長は、それぞれ同表
下欄に掲げる資料（同表第十一
号にあつては、安全説明書を除く）
を船内に備えておかなければならない。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第二条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定を改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

（定義）
第一条の二（略）
2、14（略）

（定義）
第一条の二（略）
2、14（略）
（新設）

15| この省令において「産業人員等運送船」とは、船舶安全法施行規則第十三条の七第一項に規定する産業人員等運送船をいう。

15| この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運

16| この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運

15| この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運

送船適合証書、国際液化ガスはら積船適合証書、国際液体化学薬品はら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船舶航行条件証書、極海域航行船舶証書、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際防汚汚方法証書をいう。

送船適合証書、国際液化ガスはら積船適合証書、国際液体化学薬品はら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船舶航行条件証書、極海域航行船舶証書、国際満載喫水線証書、国際防汚汚方法証書をいう。

17| 19|（略）
（交付）
第二条 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶及び船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間のみ国際航海をするものを除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、その者の申請によりそれぞれ当該各号に掲げる条約証書を交付するものとする。ただし、次項の免除証書により当該条約証書に係る要件の全部を免除された条約証書については、この限りでない。

16| 18|（略）
（交付）
第二条 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶及び船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間のみ国際航海をするものを除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、その者の申請によりそれぞれ当該各号に掲げる条約証書を交付するものとする。ただし、次項の免除証書により当該条約証書に係る要件の全部を免除された条約証書については、この限りでない。

11| 総トン数五百トン以上の産業人員等運送船（産業人員等運送船安全証書（第六号の五様式）
2、7（略）
（有効期間）

11| 総トン数五百トン以上の産業人員等運送船（産業人員等運送船安全証書（第六号の五様式）
2、7（略）
（有効期間）

11| 総トン数五百トン以上の産業人員等運送船（産業人員等運送船安全証書（第六号の五様式）
2、7（略）
（有効期間）

11| 総トン数五百トン以上の産業人員等運送船（産業人員等運送船安全証書（第六号の五様式）
2、7（略）
（有効期間）

第四条 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日ま

ととする。

一・二 (略)

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書(旅客船に係るものを除く)、産業人員等運送船安全証書並びに国際満載喫水線証書 船舶検査証書の有効期間が満了する日

2) 4 (略)

(条約証書の提示等)

第六条 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書(旅客船に係るものを除く)、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、

第四条 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日ま

ととする。

一・二 (略)

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書(旅客船に係るものを除く)、並びに国際満載喫水線証書 船舶検査証書の有効期間が満了する日

2) 4 (略)

(条約証書の提示等)

第六条 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書(旅客船に係るものを除く)、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国

際国際満載喫水線免除証書又は国際汚汚方法証書を受有する船舶の所有者は、中間検査(国際汚汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査)を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書(旅客船に係るものを除く)、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際汚汚方法証書を管海官庁に提示しなければならぬ。

2

(管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証

際国際汚汚方法証書を受有する船舶の所有者は、中間検査(国際汚汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査)を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書(旅客船に係るものを除く)、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際汚汚方法証書を管海官庁に提示しなければならぬ。

2

(管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証

書(旅客船に係るものを除く。)、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入(国際防汚汚方法証書については、防汚汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。)、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

3 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書、極海域航行船証書、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚汚方法証書を受有する船舶安全法第八条の船舶が同条の検査(中間検査に相当する検査(国際防汚汚方法証書を受有する同条の船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査)に限る。)に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適

書(旅客船に係るものを除く。)、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入(国際防汚汚方法証書については、防汚汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。)、し、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

3 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚汚方法証書を受有する船舶安全法第八条の船舶が同条の検査(中間検査に相当する検査(国際防汚汚方法証書を受有する同条の船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査)に限る。)に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ば

合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書、極海域航行船証書、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入(国際防汚汚方法証書については、防汚汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。))するものとする。

(証書発給船級協会が交付する条約証書)

第十二条 証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚汚方法の検査を受けたものについては国際防汚汚方法証書を交付することができる。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、

ら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入(国際防汚汚方法証書については、防汚汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。))するものとする。

(証書発給船級協会が交付する条約証書)

第十二条 証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚汚方法の検査を受けたものについては国際防汚汚方法証書を交付することができる。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、

貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第二条第一項、第三項、第五項、第六項及び第七項、第三条、第七條第一項、第八条並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全

貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第二条第一項、第三項、第五項、第六項及び第七項、第三条、第七條第一項、第八条並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全

<p>設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。</p>	<p>設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。</p>
--	--

第三条 (小型船安全規則の一部改正)
 小型船安全規則(昭和四十九年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(適用)	(適用)

第一条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に關し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第三百十一条の二十一の二並びに船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二章の三及び第二章の六の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。

第一条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に關し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第三百十一条の二十一の二及び船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二章の三の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和六年七月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則及び第三条の規定による小型船舶安全規則の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

○国土交通省令第七十四号（六月二十八日）

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（企画専門官） 第百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十三人以内を置く。</p> <p>2（略）</p>	<p>（企画専門官） 第百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百十八人以内を置く。</p> <p>2（略）</p>

附 則

この省令は、令和六年七月一日から施行する。